



Title	ジャライル朝シャイフ=ウワイス発行 モンゴル語・ペルシア語合璧命令文書断簡2点
Author(s)	‘Imād al-Dīn Šayḥ al-Hukamā’ī ; 渡部, 良子; 松井, 太
Citation	内陸アジア言語の研究. 2017, 32, p. 49-149
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/67840
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ジャライル朝シャイフ=ウワイス発行 モンゴル語・ペルシア語合璧命令文書断簡2点

‘Imād al-Dīn Šayḥ al-Ḥukamā’ī*
渡部 良子**
松井 太***

目 次

1. 緒言
 2. ŠU-II 文書 [MMI s.25947 (r.527)-B]
 - 2.1. 概観
 - 2.2. モンゴル文校訂テキスト・和訳・語註
 - 2.3. ペルシア文校訂テキスト・和訳・語註
 3. ŠU-III 文書 [MMI s.25897 (r.478)]
 - 3.1. 概観
 - 3.2. モンゴル文校訂テキスト・和訳・語註
 - 3.3. ペルシア文校訂テキスト・和訳・語註
 4. 考察
 - 4.1. 諸史料にみえる「金印 (altūn tamgā)」と財務小型金印
 - 4.2. バラート・合璧勅書と財務小型金印
 - 4.3. 合璧勅書のモンゴル文・ペルシア文の相違
 - 4.4. 合璧文書の起草・発行過程
 - 4.5. 日付
 5. 結語
- 付録① モンゴル語語彙
付録② 既発表の MMI 所蔵アルダビール発現行政命令文書一覧 (PUM 番号順)
略号表・文献目録
図版 (Figs. 1–10)

1. 緒言

イラン=イスラーム共和国西北のアルダビール (Ardabīl) 所在のシャイフ・サフィーウッディーン・アルダビーリー廟 (Buq‘a-yi Šayḥ Ṣafī al-Dīn Ardabīlī. 以下、サфиー廟と略称) は、サファヴィー (Ṣafawī) 教団の名祖サフィーユッディーン (Ṣafī al-Dīn Isḥāq, 1252–1334) の墓廟であり、また同教団の活動の拠点でもあった。それゆえ、この墓廟には、サファヴィー教団が興起した西

* テヘラン大学考古学研究所研究員 (Research Fellow, Institute of Archaeology, University of Teheran)

** WATABE Ryoko. 東京大学文学部非常勤講師 (Part-time Lecturer, Faculty of Letters, University of Tokyo)

*** MATSUI Dai. 大阪大学大学院文学研究科教授 (Professor, Graduate School of Letters, Osaka University)

暦 14 世紀から、イラン全域を支配する帝国に発展したサファヴィー朝時代（1501–1736）に至るまでに、同教団が獲得・保有した権益に関する諸種文書（歴代王朝が発給した種々の特許状や、シャリーア法廷で作成された動産・不動産の権利確認文書、さらには教団の財産の目録や台帳など）が永らく保管されていた。それらの文書の総数は断片まで含めれば 800 点以上にのぼり、また大多数はペルシア語・アラビア語で記されているが、一部にはウイグル文字・チュルク語・モンゴル語のものを含む。これらの文書資料が、いわゆるアルダビール文書群である。

このうち、西暦 13~14 世紀のモンゴル時代に属するものは、イルハン朝 (Ilkhanate, またはフレグ=ウルス Hülegü-ulus)・チョバン朝 (Chobanid)・ジャライル朝 (Jalayirid) などの遊牧モンゴル系諸政権のイラン地域支配の実相を解明するための重要史料となる。当該時代のイラン地域におけるモンゴル系諸政権の諸制度・文書行政の分析には、イルハン朝末期からジャライル朝成立期に編纂され、約 800 件の公文書用例を集成したペルシア語インシャー術指南書『書記典範 (Dastūr al-Kātib fī Ta'yīn al-Marātib)』が豊富な情報を提供するが [e.g., 本田 1982, 本田 1983=本田 1991, 69–99; 渡部 2002; 渡部 2003; 宮 2011; 宮 2012]、モンゴル支配下で現実に発行・利用・保管されたアルダビール文書群は、『書記典範』の情報をさらに実態的に考察するための一次史料として、きわめて高い価値を有する。

イランでは、20 世紀前半の公的機関によるサフィー廟所蔵文物調査を通じて、アルダビール文書群の存在は注目されていた [Halhālī 1305 AHS; FABŞ, xxii–xxiii]。しかし、文書群の本格的な調査・研究が行なわれることは無く、むしろ国内外に流出した少数の行政文書が単発的に校訂・検討されるにとどまっていた [Qazwīnī 1324 AHS; Nahčiwānī 1332 AHS; Qā'im-Maqāmī 1347 AHS]。

モンゴル時代に属するアルダビール文書の総体的・本格的な研究に先鞭をつけたのは、ドイツのイラン学者 Gottfried Herrmann である。Herrmann は 1970 年にサフィー廟を訪問し、これらの文書を実見調査して写真を将来したうえ、1970 年代以降の一連の論文において、アルダビール文書群のうちモンゴル時代およびその直後に属するペルシア語行政命令文書群の校訂・訳注および文献学的・歴史学的考察を提示した [Herrmann 1971; Herrmann 1973; Herrmann 1976; Herrmann 1979; Herrmann 1994; Herrmann 1997]。さらに 2004 年、Herrmann は、イルハン朝・チョバン朝・ジャライル朝時代に発行した計 28 通のペルシア語行政命令文書を集成した資料集 *Persische Urkunden der Mongolenzeit* (以下、PUM と略称) を公刊した。そこで扱われた文書のほとんどは、サファヴィー教団の権益保護に関する特許状類である。

また、Herrmann の調査とほぼ同時期にテヘランに駐在していた Alexander Morton も、Herrmann とは独立して、合計 800 点以上のアルダビール文書群の仮目録を準備した (ただし未刊)。この仮目録で 800/1397–8 年までに年代比定された合計 308 点のアルダビール文書を、1971 年に Bert Fragner が写真に撮影し、フライブルク大学に将来した。この写真資料を利用した Monika Gronke は、計 28 通のアラビア語・ペルシア語の私文書・シャリーア法廷文書の文献学的校訂研究 [Gronke 1982]、ついで計 206 通の同種文書をサファヴィー教団の私有地目録 *Ṣarīḥ al-Milk* や聖者伝 *Ṣafwat al-Ṣafā* などと併せ用いた初期サファヴィー教団史研究 [Gronke 1993] を発表している。

なお、アラビア語・ペルシア語以外の言語で記されたアルダビール文書としては、1930 年代までにサフィー廟からテヘラン博物館 (Musée du Téhéran) に移管されていた歴代イルハン朝君主発行のモンゴル語命令文書が、Paul Pelliot の紹介を経て、Francis Woodman Cleaves により校訂され、Vladimir Minorsky によるサファヴィー教団史の分析に利用されている [Pelliot 1936; Cleaves 1953; Minorsky 1954; Cleaves 1955b; Cleaves 1963]。これとともに特筆されるのは、Herrmann がテュルク・モンゴル文献学者 Gerhard Doerfer と共同で研究したペルシア語・ウイグル文字モンゴル語の二言語合璧行政命令文書である。すなわち、725/1325 年第 9 代イルハン朝君主アブー=サイード (Abū Sa'īd > M. Busayid, r. 1316–1335) 発行文書 [Herrmann/Doerfer 1975b]、ならびに 759/1358 年ジャライル朝君主シャイフ=ウワイス (Šayḥ Uways, r. 1356–1374) 発行文書 [Herrmann/Doerfer 1975a] である。その他にも、ペルシア語訳を伴わないウイグル文字モンゴル語文書や、ペルシア語文書にみえるウイグル文字・パクパ文字のモンゴル語・テュルク語添書あるいは印文が、Doerfer の単独論文 [Doerfer 1975; Doerfer 1981] により紹介されている⁽¹⁾。

イラン暦 1351/1972–3 年、サフィー廟所蔵アルダビール文書群の大多数は、テヘラン博物館の後身であるイラン国立博物館 (Mūza-yi Millī-yi Īrān, 以下、MMI と略称) に移管された⁽²⁾。その後、1979 年のイラン=イスラーム革命の影響もあり、特にイラン国外の研究者がアルダビール文書へアクセスすることは事実上不可能となり、またイラン国内でも目立った研究は発表されなくなった。前述したような、ドイツの研究者が中心となって発表してきたアルダビール文書の文献学的・歴史学的な研究成果は、Fragner や Herrmann が将来した写真複製資料に依拠したものである。

一方、本稿の筆者の一人 ‘Imād al-Dīn Šayḥ al-Ḥukamā’ī は、イラン史・古文書学の観点からアルダビール文書に着目し、その調査検討を進めてきた [e.g., Šayḥ al-Ḥukamā’ī 1372 AHS; Šayḥ al-Ḥukamā’ī 1380 AHS-a; Šayḥ al-Ḥukamā’ī 1380 AHS-b; Šayḥ al-Ḥukamā’ī 1384 AHS; Šayḥ al-Ḥukamā’ī 1385 AHS]。そしてイラン暦 1387/2009 年には、その成果として『サフィー廟文書目録 (Fihrist-i Asnād-i Buq‘a-yi Šayḥ Šaft al-Dīn Ardabīlī)』(以下、FABS と略称) を刊行した。この目録は、MMI をはじめとする諸研究機関に所蔵されるアルダビール文書について、所蔵番号・紙寸・年代・概括的内容などの情報を提供したものである⁽³⁾。これにより、イラン国内・国外の研究者が現存のアルダビール文書群を総体的に把握することが可能となり、また原文書にアクセスするための環境が再び整えられることとなった。

このような、文献学的・歴史学的研究の蓄積、また FABS による目録化という研究環境の好転をうけて、近年、モンゴル支配時代イラン史研究の一次史料としてのアルダビール文書に着目する研究が現われつつある [e.g., Sūdāwar 1389 AHS; 小野 2010; Sūdāwar 1390 AHS; 宮 2014]。そして

(1) ペルシア語文書にみえるテュルク語・モンゴル語添書や印文のほとんどは PUM にも再録されている (ただし、Doerfer の判読の一部は修正されている)。付録②の対照表を参照。

(2) なお、MMI 以外に、イラン国立公文書館図書館 (Sāzmān-i Asnād wa Kitābhāna-yi Millī-yi Īrān), ワクフ慈善庁 (Sāzmān-i Awqāf wa Umūr-i Ḥayrīyat), タブリーズ=アゼルバイジャン博物館 (Mūza-yi Ādārbāyğān-i Tabrīz) に移管されたものもある。また、サフィー廟にも 60 点近くが残されている [FABS, x–xx]。

(3) ただし、各文書の先行研究に関する情報は網羅的ではなく、適宜補う必要がある。

2009 年には、アルダビール文書群に属するモンゴル帝国期多言語文書の包括的研究をめざす国際共同研究プロジェクト「イラン・中国・日本共同によるアルダビール文書を中心としたモンゴル帝国期多言語複合官文書の史料集成」(トヨタ財団アジア隣人プログラム研究助成, 2009~2010 年度) が四日市康博により組織され、これに Šayh al-Hukamā’ī はイラン側の代表者として参加した。また、諸種のペルシア語史料からイルハン朝のイラン支配を解明してきた渡部良子、中央アジア地域出土モンゴル語・テュルク語(古代ウイグル語)文書によりモンゴル時代東トルキスタンの諸制度を分析してきた松井太もこの研究プロジェクトに参加し、四日市氏らが将来した鮮明なカラー写真に基づいて、未公刊のアルダビール文書群を調査・研究する機会に恵まれた⁽⁴⁾。

ところで Herrmann は、彼が調査した約 500 点のアルダビール文書のうち、モンゴル語・ペルシア語の合璧命令文書は前述の 725/1325 年アブー=サイード発行文書と 759/1358 年シャイフ=ウワイス発行文書の 2 通のみであったと報告している [Herrmann/Doerfer 1975a, 2]。しかし我々は、13~14 世紀の未公刊アルダビール文書群を調査・研究する過程で、さらにもう 2 点、シャイフ=ウワイス発行と考えられるモンゴル語・ペルシア語の合璧命令文書の断簡が存在することを確認した。これらの文書断簡 2 点は、前述の 759/1358 年シャイフ=ウワイス発行文書と同様に、シャイフ=ウワイス時代のジャライル朝史やサファヴィー教団史、またイルハン朝以来のモンゴル系政権がイラン地域で展開した多言語の文書行政システム・徵税制度さらにはワクフ制度を考察する上で重要な史料といえる。そこで本稿では、この新発見の文書断簡 2 点について文献学的校訂テキストと訳註、および古文書学的な考察を提示し、歴史学的な利用にむけての基礎作業とする。

3 名の筆者のうち、Šayh al-Hukamā’ī は主にペルシア文のテキスト校訂を担当し、それに基づく日本語訳と註釈を渡部が担当した。松井はモンゴル文のテキスト校訂・訳註を担当している。ただし、モンゴル文・ペルシア文双方のテキストの比較照合に関わる分析は、3 名が共同して検討した成果を含んでいる。第 4 章における古文書学的・歴史学的考察は、主に渡部・松井が共同して成稿したものである。遺憾ながら渡部・松井は両断簡を実見調査する機会を得ておらず、解読においては専ら写真複製に拠らざるを得なかった箇所もある。この点、学界へのすみやかな史料提供を優先した微意を諒とされたい。

なお引用・参照の便宜上、Herrmann/Doerfer 既公刊の 759/1358 年シャイフ=ウワイス発行文書を「ŠU-I 文書」、我々が見出した新発見断簡 2 点をそれぞれ「ŠU-II 文書」・「ŠU-III 文書」と称することとする。また、前述の 725/1325 年アブー=サイード発行文書も、同種のモンゴル語・ペルシア語合璧文書という観点から本稿で頻繁に言及されるので、「AS-1325 文書」と称する。

(4) この研究プロジェクトの成果として、すでに渡部・松井らは、アルダビール文書群のうち、ウイグル文字テュルク語添書をもつ 660/1261-2 年のペルシア語売買契約文書 (MMI s.25585 (r.180)) と、800/1398 年ティムール朝王子ミーラーンシャー (Mīrān Šāh, ca. 1367-1408) 発行ウイグル文字テュルク語・ペルシア語合璧行政命令文書 (MMI s.25924 (r.504)) の文献学的研究を発表している [Matsui/Watabe 2015; Matsui/Watabe/Ono 2015]。また四日市康博は、アルダビール文書の各種官印についての分析 [四日市 2012] およびアルダビール文書の概観 [四日市 2015] を提示している。ただし、本稿の諸処に示す通り、その論点のいくつかについては修正を要すると筆者らは考えている。

2. ŠU-II 文書 [MMI s.25947 (r.527)-B]

2.1. 概観

MMI が s.25947 (r.527) という所蔵番号を与えたアルダビール文書は、実際には、1枚の台紙に貼付された3点の文書断片である。Šayḥ al-Ḥukamā’ī は、この s.25947 (r.527) 文書を以下のように紹介した [FABS, 129].

s.25947 (r.527)

年代：AH 8–10世紀。

文書形式：行政文書 (dīwānī) ⁽⁵⁾.

言語：ペルシア語。

属性：正本。

紙寸：幅 23.7 x 縦 48.7 cm.

関係地名：サフィー廟 (Buq‘a-yi Šayḥ Ṣafī al-Dīn).

文書 A の内容：勅令 (farmān) のうち 2 行【の断片】で、イスラーム的な【内容のアラビア字銘文をもつ】朱印 (altamḡā-yi Islāmī) の半分を含む。シャイフ・サフィー (Šayḥ Ṣafī) の修行場 (zāwiya) に関係する。

文書 B の内容：2 行【の文書断片】で、金印 (altūn tamḡā) が捺されており、シャイフ・サフィーの修行場のイドラール (idrār, 納付金) という名目の金額に関連する。

文書 C の内容：シャー・イスマーイール・サファヴィー (Šāh Ismā‘il Ṣafāvī) の印鑑。

備考：3つの行政文書の断片。

本稿で検討する ŠU-II 文書とは、この 3 断片 (A, B, C) のうちの B 断片である [本稿 Figs. 1–3 参照]。この B 断片 (ペルシア文を横書きとみて幅 23.7 x 縦 20.5 cm) に捺された「金印」つまり金泥の印鑑は、アラビア語の信仰告白 (šahāda) 「アッラーの他に神なく、ムハンマドは神の使徒なり (lā ilāha illa allāh muḥammad rasūl allāh)」を陰刻による印文としており、これを横書きとみて縦 3.5 x 横 4.5 cm が現存している。注目すべきことに、この印文は、ŠU-I 文書に捺された金泥の方印鑑 (4.5 cm) [Herrmann/Doerfer 1975a, 5] と同一である。この印鑑が修行場へのイドラール (納付金) の額を記した箇所に捺されるという点も、ŠU-I 文書と共に通する [語註 II-P3a 参照]。また、現存部分の冒頭行(第 1b 行)にみえるディーワーン (dīwān, 政府) 官僚による 2 つの書押 ('alāmat) も、ŠU-I 文書の同位置の 3 書押のうちの 2 つと一致する [語註 II-P1–1b 参照]。

さらに、FABS では明記されなかったが、この B 断片の裏面には 3 行のウイグル文字モンゴル文が見出される。このウイグル文字の筆跡は、ŠU-I 文書のウイグル文字モンゴル語と同一の筆跡とみなすことができる。そして、前述したものと同じ金泥の印鑑が、このモンゴル語面の (ウイグ

(5) FABS では、「命令書 (mitāl)」、「ヤルリグ (yarlīg, 勅書)」、「勅令 (farmān)」、「ニシャーン (nišān)」、「命令 (ḥukm)」などの諸種文書の総称として「行政文書 (sanad-i dīwanī)」の語を用いる [FABS, xxviii].

ル文字を縦書きとみて) 右上部の, 料紙の貼り接がれた紙縫部分にも捺されている。現存の印鑑の寸法はアラビア字を横書きとみて縦 2.5 x 横 4.5 cm である [本稿 Fig. 2 参照]。これは, ŠU-I 文書のモンゴル語面の印鑑 3 顆のうち, 末尾の発令年月日・発令地 (第 28-31 行) 以外の 2 顆 (第 8 行・第 20 行) が紙縫部分にまたがって捺されていることとも共通する。

その他, 本 B 断片モンゴル文第 1 行の [...] qan ügemanu 「……カン, われらのことば」つまり発令者 (intitulatio) が金字で記され [語註 II-M1 参照], その記入位置がペルシア文第 2 行の通知先 (publicatio) のちょうど真裏となる点も, ŠU-I 文書と共に通する。また現存部分の紙寸 (幅 23.7 cm) や行間隔 (モンゴル文約 4 cm, ペルシア文約 12 cm) の点でも, この B 断片は, ŠU-I 文書 (幅 22 cm, モンゴル文行間約 4~5 cm, ペルシア文行間約 10~12 cm) と大差が無いといえる。

以上のような諸々の共通点に鑑みれば, この B 断片が, ŠU-I 文書と同じく, ジャライル朝の文書行政官房システムにおいて起草されたモンゴル語・ペルシア語合璧文書に由来することは明瞭である。遺憾ながら, 現存のテキスト情報そのものから本文書の発令者を特定することはできないものの [語註 II-M1 参照], 上述のような ŠU-I 文書との共通点・類似点に鑑みて, 本文書の発令者も ŠU-I 文書と同じくシャイフ=ウワイスとみなしてよいものと我々は考える。この B 断片を ŠU-II 文書と称する所以である。

2.2. モンゴル文校訂テキスト・和訳・語註

以下の校訂テキストにおけるウイグル文字モンゴル語転写は, Ligeti 1972 の方式におおむね準拠する。その他, [abč] は文書の破損缺落箇所, (abč) は残画の不鮮明な箇所をそれぞれ推補したものである。和訳中の丸数字はモンゴル語原文の行数を示す。

【転写】

II- M1 [uwayis bayatur] qan ügemanu
 2 [] daštawand-un
 3 [] tüsimed nayibud
 4 [] mutasaribud]
 5 [] bičigečin-e]
 [M I S S I N G]

【和訳】

- ① [ウワイス=バートル=] カン, われらのことば。
- ②ダシュターワンドの③官吏たち・代官たち [・④徵稅官たち・⑤書記たちへ. ……]

【語註】

II-M1, [uwayis bayatur] qan ügemanu : この第 1-3 行の料紙の上端は破損缺落している。前述のように, 第 1 行の現存テキスト qan ügemanu 「カン, われらのことば」は金字で書かれる。これが

文書の発令者(Intitulatio)であるジャライル朝君主を示し, 命令文書の冒頭部分に相当することは, ŠU-I 文書第 1 行の「ウワイス=バートル=カン, われらのことば (uwayis bayatur qan ügemanu)」と比較すれば明瞭である。

周知の通り, モンゴル時代にカン (M. qan ~ T. xan > P. ḥān) 号を称し得るのはチンギス一族に限られており, ジャライル部族はチンギス家の女婿 (M. güregen ~ T. kürägän = Chin. 駒馬) の立場にあって, シャイフ=ウワイスの父シャイフ=ハサン (Şayḥ Ḥasan) もカン号を称することではなく, 傀儡イルハンの権威を統治に利用した。しかし, 757/1356 年に父の後を継いだシャイフ=ウワイスは傀儡イルハンを擁立せず, スルタン号・カン号を自称する [Herrmann/Doerfer 1975a, 30; 宮 2014, 21]。

シャイフ=ウワイスは, より厳密には, アブー=サイードに倣って「バートル=カン (M. bayatur qan > P. bahādur ḥān)」を公的な称号として採用したと考えられる。『シャイフ=ウワイス史 (Tārīh-i Şayḥ Uways)』では歴代のイルハン朝およびその他の君主のうち, アブー=サイードとシャイフ=ウワイスのみが「バートル=カン (bahādur ḥān)」号を付されており [TŠU/Loon, 51, 81], またシャイフ=ウワイス時代の貨幣の銘文やタブリーズ南東に現存する彼の墓誌銘でもこの称号が用いられる [Rabino 1950, 105; Wing 2016, 120–121, 130]。また, シャイフ=ウワイスの両子フサイン (Sultān Husayn, r. 1374–1382)・アフマド (Sultān Aḥmad, r. 1382–1385) も「バートル=カン (P. bahādur ḥān)」号を襲用したことが, 彼らの名を冠する貨幣からうかがえる [Rabino 1950, 105–106]。従って, 本文書の発令者であったカン (qan) をシャイフ=ウワイス・フサイン・アフマドのいずれかに特定することはできない。しかし, 概要で述べたような ŠU-I 文書との共通点・類似点から, あえて発令者をシャイフ=ウワイスとみなし, 第 1 行冒頭の缺落部にも「ウワイス=バートル (uwayis bayatur)」を推補しておく。

やはり周知のように, モンゴル時代の諸種命令文書において, モンゴル皇帝 (M. qayān > P. qān ~ qā'ān) の命令は M. jarliy (~ T. yarlıy > P. yarlığ) 「おおせ」と称された (漢語では「聖旨」と訳された) のに対し, M. üge 「ことば」はそれ以外の王族・将相・貴族・宗教権力者の命令を指す。中華地域で漢訳される場合, 男性王族発行の üge は「令旨」, 女性王族は「懿旨」, 将相・貴族は「鈞旨」, 宗教権力者は「法旨」と漢訳された [杉山 1990=杉山 2004, 372–375; 小野 1993; 中村 1993; 小野 1997; 後掲語註 III-M4a 参照]。

モンゴル文第 1 行は, 裏面ペルシア文第 2 行の通知先 (publicatio) の真裏の位置に書かれている。そのペルシア文第 2 行の前には, 相当のスペースをとってトウグラーと書押が記されていたと推測されるので [後掲語註 II-P1–1b 参照], このモンゴル文第 1 行の前にも, 相当の余白があつたと考えられる。この点でも, ŠU-I 文書の書き方と共にしていることになる。

II-M2-5 : 本文書の通知先が記されていたと考えられ, それらの行頭は降格されるので, 缺落部分にはテキストは存在しないとみてよい。

第 2 行の地名ダシュターワンド (Daštawand = T'ŠD'W'NT) は, 720/1320 年アブー=サイード発行モンゴル語命令文書 (MMI s.20824) では Daštavand = T'ŠD'V'NT という形式で, ギーラーン (M. Gilan < P. Gilān), グシュタースフィー (M. Güştasbi < P. Guštāsfi) と並んで在証される [Cleaves 1953,

57–58; cf. Pelliot 1936, Document III; Sūdāwar 1389 AHS, 210, fig. 10]. Minorsky はこの用例をもとに, Daštāwand が Gīlān と Guštāsfī との中間に位置するものとみなし, この地名が「平原 (P. dašt)」に由来するとみられることから, ターリシュ (Tāliš) 地方北方, ウィーラージュルード (Wilāz-rūd) とバルハールード (Balhā-rūd) のあいだの低地に位置していたと推定した [Minorsky 1954, 521, 523–524]. この地名のペルシア語形式の Daštāwand は, 759/1358 年アヒー (Ahī Ašrafi ~ Ahīčūq) 発行ペルシア語行政命令文書 (PUM, No. 22₂) および 782/1380 年発行者不明文書 (PUM, No. 27₅) でも, やはり通知先の官員たちの所在地として在証される. Herrmann も, この行政命令文書 2 通の記載に鑑みて Minorsky の地理比定を支持している [PUM, 157, 160, 181].

本文書裏面のペルシア文第 1 行にも Daštāw[and] を推補できる「後掲語註 II-P2 参照」. これに先行して, 「(ダシュターワンドの) 知事たち (ḥukkām < ḥākim), 代官たち (nuwwāb < nā’ib), 徵税官たち (mutaṣarrifān), 書記たち (bitikčiyān)」と通知先が列挙されるので, モンゴル文第 3 行の「官吏たち・代官たち (tūsimed nayibud)」にも「徵税官たち (mutasaribud (pl.) < mutasarib < mutaṣarrif)・書記たちへ (bičigecin-e)」が後続していたものと考えられる. また, ŠU-I 文書第 2–5 行の通知先の記載もこれと共通するので [Herrmann/Doerfer 1975a, 4, 70], そのモンゴル文での行配置を参照して, 破損缺落している第 4–5 行を推補した.

ちなみに, モンゴル時代のアルダビール文書の通知先において P. ḥākim ~ ḥukkām 「知事」に対応する M. tūsimed (pl. < tūsimel) 「官吏, 官員」について, 宮紀子は, モンゴル支配層から派遣される総督・軍政官であるダルガ (M. daruya(či) > Chin. 達魯花赤 = T. basyāq > P. bāsqāq) の下位に在ったと指摘する. これは, 西暦 1352 年チャガタイ=ウルス (Čayatai-ulus) 当主トゥグルク=テムル (Tuyluy-Temür, r. 1346–1363) 発行モンゴル語行政命令文書 (BT XVI, Nr. 70) の「高昌のチンテムル=イドウククト (Čingtemür iduqud (< Uig. īduq qut)) へ, ユズ=カヤ, クトルグ=カヤらのダルガたち・ノヤンたち (daruyas noyad) へ, トゥルミシュ=テムル (M. Turmiš-Temür < Uig. Turmiš-Tämür), テュケル=カヤ (M. Tükel-Qaya < Uig. Tükäl-Qaya), ケレイ (M. Kerei ~ Uig. Käräy) らの官吏 (tūsimed) たちへ」という通知先の序列に依拠する [宮 2014, 25; cf. 松川 1995a, 116–118].

注目すべきことに, この BT XVI, Nr. 70 文書で官吏 (tūsimed) として言及されるトゥルミシュ=テムル, テュケル=カヤ, ケレイの 3 名は, トゥルファン出土のウイグル語文書 2 件 (U 5305 = USp, No. 21; SI 5366 (SI Kr IV 618) = SUK Mi24) にも関係する. これら 2 件からは, 彼らはウイグル社会でベグ (bäg) つまり官吏と呼ばれる存在であり, ウイグル住民の夫役 (qalan) の免除や諸種の契約締結などに関与したことが判明する [Clark 1975, 196–197; ClarkIntro, 109–110; Matsui 2005, 73]. おそらく, トゥルファン地域発現のモンゴル語文書で tūsimed (~ tūsimel) と称される官吏は, 彼らのように在地ウイグル社会の現地行政を直接に担当した公権力者層としてのベグ=官吏であり [cf. 梅村 1977, 011–016], これをモンゴル上級権力としてのチャガタイ=ウルスから派遣されたダルガ・ノヤンが監督する, という支配体制がとられていた. このようなダルガ・ノヤン層と在地ウイグル人ベグ (bäg) =官吏 (tūsimed) 層の序列は, 1339 年チャガタイ=ウルス当主イスン=テムル (Yisün-Temür, r. 1338–1339) 発行文書 (SI G 120) [Ligeti 1972, 222–223; Kara 2003, 28; Matsui 2010,

61–63] や、1348 年（または 1360 年）トゥグルク=テムル発行文書 (MongHT 71 = BT XVI, Nr. 71. この文書でもトゥルミシュ=テムル、テュケル=カヤ、ケレイの 3 名が言及される) など、他のチャガタイ=ウルス発行モンゴル語命令文書にも確認される。

ちなみに『通制條格』卷 4, No. 125 「女多滝死」の条には、至元十三年（1276）七月初二日付ウイグル王（イドゥククト iduq qut > Chin. 亦都護）宛ての世祖クビライ (Qubilai) 聖旨が蒙文直訳体漢語訳で引用される。そこでも、通知先の冒頭部分には「^{イドゥククト}亦都護に。タガイ=ブカ（塔海不花 < Tayay-Buqa>）・イネ=ブカ（亦捏不花 < Yine?-Buqa>）の兩箇に。高昌（火州 < Qočo>）・ルクチュン（呂中 < Lüküng < 柳中>）・トゥルファン（禿兒班 < Turpan>）を頭とする貳拾肆個の城市的官人たちに」という序列がみられる。この序列は明らかにチャガタイ=ウルス発行モンゴル語命令文書と並行する。そこでウイグル王イドゥククトに次ぎ、またクビライから個人名で言及されるタガイ=ブカ・イネ=ブカ両名は、おそらく元廷から派遣されたダルガ・ノヤン階層に属していたと思われる。一方、彼らの下位にある「高昌・ルクチュン・トゥルファンの官人たち」はトゥルミシュ=テムルのような在地ウイグル人官吏 (bāg) であって、聖旨のモンゴル語原文ではやはり tūsimel ~ tūsimed と称されていたものと推測される [cf. 梅村 1977, 016; 松井 2008a, 15–16]。さらにいえば、このようなダルガ・ノヤン階層と在地ベグ層による行政支配システムは、大元ウルス (Dai-Ön ulus) 治下の華北投下領において、モンゴル投下領主から派遣されるダルガの監督のもと、在地・在来の有力者が「総管」に任じられて現地行政を担当するという二元的構造 [杉山 1993 = 杉山 2004, 216–220] ともパラレルなものとみなすことができる⁽⁶⁾。

2.3. ペルシア文校訂テキスト・和訳・語註

ŠU-II 文書ペルシア文は 3 行のみ現存する。書体は ŠU-I 文書のペルシア文とほぼ同様のタアリーク体 (ta‘līq) であり⁽⁷⁾、加点がほとんど無いこと、A, D, R, W などがそのまま次の文字と連綴されることなども、ŠU-I 文書と共通する。ただし同一の筆跡と断定することはできない。

(6) この点からすれば、ダルガの同義語である T. basyaq > P. bāsqāq 「総督、軍政官」 [TMEN II, Nr. 691; cf. PUM, 75–76] を、四日市康博が「総管」と訳す [四日市 2015, 270] のは誤解を招くおそれがある。T. basyaq = M. daruya (~ daruyači) の対応関係はいわゆる *Rasūlid Hexaglot* の用例 [RH, 202] に加え、敦煌出土のモンゴル時代のウイグル語文献の taruya basyaq という二詞一意 (hendiads) からも傍証される [庄垣内 1982, 78, 89]。また、「dargači 達魯花赤と bašlaquči 鮑長／basqāq がともに “圧する（押さえる）人”」を意味するという宮紀子の語解 [宮 2012, 40] も不正確である。M. daruya ~ daruyači と T. basyaq はそれぞれ「圧す、押さえる」を意味する v. daru- / v. bas- から派生した語であるが、T. bašlayuči は v. bašla- 「頭となる、率いる、主導する」からの派生語である [Ligeti 1966, 139]。

(7) Herrmann は ŠU-I 文書ペルシア文の書体を「装飾化されたディーワーニー体 (kunstvoll gestaltetes dīvāni)」と特徴づけるが [Herrmann/Doerfer 1975a, 2]、タアリーク体とみなすのがより妥当と考えられる。タアリーク (ta‘līq 「吊す」「ぶら下がった」) は、イランで 13 世紀以降発展し文書に用いられた書体であり、文字の間の連結が多いことを特徴とする [Blair 2006, xxi]。タアリーク体の発展史とそのアルダビール文書での使用については、Blair 2006, 270–273 を参照。

このペルシア文が文書の冒頭部分に属することは、裏面のモンゴル文およびŠU-I文書ペルシア文との比較からみて明らかである。現存部分の冒頭行にはディーワーンによる2つの花押状の書押(‘alāmat)が記される〔本稿 Fig. 3〕。ただし、現状では缺落しているものの、これには相当の紙幅が先行しており、そこには計2行(第1行・第1a行)を推補できる〔語註 II-P1-1b 参照〕。

以下の校訂テキストにおいて、[ابت] は文書の破損缺落箇所、[abit] は残画の不鮮明な箇所をそれぞれ推補したものである。和訳中の丸数字はペルシア語原文の行数を示す。

【校訂】

[الديوان الاعلى]	1
[صحيح ذلك]	1a
[أثبت وله الحمد أثبت وله المغفرة]	1b
حکام و نواب و متصرفان و بتکچیان دشتاوند بدانند کی هر سال از مال و متوجهات آنجا [2
بمبلغ چهار هزار دینار $\frac{2}{2000 \times 2}$ دینار رایج بر سبیل ادرار بوقفیت زاویه شیخ الاسلام شیخ صدر الملة و الدین			3
	[M I S S I N G]		4

【和訳】

- ① [至高なるディーワーン]
- ②a [これは正しい]
- ②b [記録された、かのお方に] 称讃あれ。
記録された、かのお方に赦しはあり。
[記録された、かのお方に感謝せよ]。
- ②ダシュターワ [ンド] の知事たち・代官たち・徴税官たち・書記たち [は知れ。毎年その地の正税・付加税から] ③四千通行ディーナール／ $2 \times 2,000$ dīnār の額が、イドラーとして、イスラームの導師サドルッミッラ=ワッディーンの修行場のワクフ財として………

【語註】

II-P1-1b：裏面モンゴル文第1行に記されていた発令者はおそらく「[ウワイス=バートル] =カン (uwayis bayatur) qan」すなわちシャイフ=ウワイスと推定されるが〔前掲語註 II-M1 参照〕、ペルシア語面では完全に失われている。

ŠU-I文書のペルシア語面では、アラビア文字イスラーム文書の伝統的なトゥグラー (tuğrā') に似た大きな花押状の書体で発令者名 (intitulatio) すなわち「至高なるディーワーン (al-dīwān al-a'lā)」が冒頭に記され、これと命令文本文が始まる第2行との間の約 17–18 cm のスペースに合計4つの書押が挿入される。すなわち、第2行の上約 7–8 cm の中央 (Herrmann 校訂では第1a行) の「こ

れは正しい (ṣahīḥ dālika)」と、その下（第 1b 行）の横並びに記入された「記録された、かのお方を称讃せよ (uṭbita wa la-hu al-hamd)」、「記録された、かのお方に赦しはあり (uṭbita wa la-hu al-maḡfira)」、「記録された、かのお方に感謝せよ (uṭbita wa la-hu al-ṣukr)」という 3 つの書押 ('alāmat) である [Herrmann/ Doerfer 1975a, 7–10, 51; PUM, 28–29, 31, 185]。

前述の通り、本 ŠU-II 文書ペルシア文の現存部分の冒頭行には 2 つの書押が確認できる。最初のものは前半が缺落しているものの、後半部は ŠU-I 文書第 1b 行の書押と同型の al-hamd の語が判読でき、また第 2 のものは明瞭に uṭbita wa la-hū al-maḡfira 「記録された、かのお方に赦しはあり」と判読できる。すなわち、本文書に現存する 2 つの書押は、ŠU-I 文書第 1b 行の第 1・第 2 の書押と同文とみなすことができ、筆致も酷似する。また、これらの書押が、命令文本文の冒頭部にあたる通知先 (publicatio) [後掲語註 II-P2 参照] の上に挿入されている点も ŠU-I 文書と共通する。加えて、本 ŠU-II 文書の案件自体も ŠU-I 文書と共通するものとみられる [後掲語註 II-P3a 参照]。そこで、ŠU-II 文書の書式は ŠU-I 文書とほぼ同一であったものと推測し、缺落している冒頭部のトウグラー・書押についても ŠU-I 文書と同じ文面を想定する。すなわちトウグラー形式の発令者名「至高なるディーワーン (al-dīwān al-a‘lā)」を第 1 行、またその直下の書押「これは正しい (ṣahīḥ dālika)」を第 1a 行として推補し、その下に来る 1 書押と書押の残画は第 1b 行として ŠU-I 文書と同じ 3 書押を適宜再構することとした。

‘alāma ~ ‘alāmat 「書押、印」は、本来カリフが文書に署名する代わりに宗教的な文句を記入したものであり、イラン高原では専ら tawqī‘ 「宸筆」と呼ばれた。ワズィール（宰相）やその他の高官、法官も文書への認証を示すために同様の文言による書押を用いた。セルジューク朝以降、テュルク的慣習の浸透に伴い、勅令では花押様のトウグラーが君主の署名として用いられるようになり、‘alāma はワズィールなどのディーワーン高官が命令内容の確認や各部局での登録がなされたことを示すために文書の余白や行間に記す書押となつた [Stern 1964, 123–165, 166–175]。

Herrmann は、ŠU-I 文書の書押の位置がそれを記入した高官の職・地位を反映するものとし⁽⁸⁾、第 1a 行の「これは正しい (ṣahīḥ dālika)」はディーワーンの最高責任者として文書内容を認可するワズィール (Großwesir) によるものとみなす⁽⁹⁾。またその下に並列する 3 つの書押を、それぞれ

(8) ちなみに、イルハン朝支配下にあったキルマーン・カラキタイ朝 (1222–1307) の史書 *Tārīḥ-i Ṣāḥī* は、657/1259 年テルケン=ハトン (Tarkān Ḥātūn < Tārkān qatun, r. 1257–82) の治世に任命されたディーワーン諸職について、彼らが文書で使用する書押が特定され、またその記入位置も位階・職掌に応じて詳細に定められたことを伝えている [*Tārīḥ-i Ṣāḥī*, 174–175]。

(9) 「これは正しい (ṣahīḥ dālika)」と同じ機能をもつ書押として、785/1383 年発行者不明文書 (PUM, No. 28) 冒頭の「これは信用される (yu‘tamid dālika)」が挙げられる。これと同文の書押は、ジャラール・ディーン・ホラズムシャー (Galāl al-Dīn Ḥwārazmshāh, r. 1220–1231) 時代に権勢を振るったワズィールのシャラフルムルク (Šaraf al-Mulk) も使用した [PUM, 31]。シャラフルムルクがこれを使用したのは「至高なるディーワーン (al-dīwān al-a‘lā)」のトウグラー (A. turra (= T. tuğrā)) をもつディーワーンの命令書 (tawqī‘at-i dīwāni) であり、一方、自分が所有する都市・地域に発行する自身の命令書にはペルシア語で「信頼せよ (i‘timād kunand)」と記していた [Nasawī/Mīnūwī, 263–264]。なお、ṣahīḥ dālika という文言は、北アフリカのサアド朝 (1549–1669) では文書末尾に用いられていたという [Stern 1964, 142]。

財務庁長官 (mustawfī-yi mamālik), 監察長官 (nāżir-i mamālik), 監督長官 (mušrif-i mamālik) などの高位の官僚のものと推定し, いずれも *uṭbita* 「記録された」の語をもつことから「登録書押 (Registrier- vermerke)」と称している [Herrmann/Doerfer 1975a, 36–37; PUM, 28–29, 31, 185–186]. ŠU-I 文書では, さらに 2 つの登録書押が末尾部分 (第 10–11 行間, 料紙の左右両端に 1 つずつ) 記入されており, これは ŠU-III 文書末尾の登録書押と共通性を持つ [後掲語註 III-P17a; ŠU-I 文書の本文構成は本稿第 4 章 4.3 参照].

なお, AS-1325 文書のペルシア文も, 冒頭にトウグラー「至高なるディーワーン (al-dīwān al-a‘lā)」が記され, その下に書押「これは正しい (ṣahīḥ dālika)」, またその下 (第 2 行の上) に横並びで 3 つの登録書押 (右から *uṭbita* wa la-hu al-ḥam̄d 「記録された, かのお方を称讃せよ」, *uṭbita* wa la-hu al- muḥim̄idat wa’l-tanā 「記録された, かのお方に称讃・賛美あれ」, *uṭbita* wa la-hu al-maḡfīra 「記録された, かのお方に赦しはあり」) が挿入されており, 書押の文言や位置には ŠU-I・ŠU-II 文書との共通性がみられる. ただし, 第 2 行の下にも 2 つの登録書押 (*uṭbita* fī dīwān al-inšā’ wa 「文書序……にて記録された」, *uṭbita* wa’l-ḥam̄d li’llāh 「記録された, 神に称讃あれ」), さらに文書末尾の第 14 行の上に登録書押 (*uṭbita* fī’l-ḡarīda 「記録された, 帳簿に」), 第 14 行の下にはペルシア語による登録書押 (bar daftar ḫabt karda šud 「帳簿に記録された」) が記されており, 書押の文言以外に数・位置の点でもシャイフ=ウワイス期の ŠU-I・ŠU-II・ŠU-III 文書と異なる [Herrmann/Doerfer 1975b, 319, 330–331; 後掲語註 III-P17a 参照].

アルダビール発現のモンゴル支配期行政文書にみられる書押としては, ここに言及したワズィールによる書押「これは正しい」や, 帳簿への登記に言及する「登録書押 (Registriervermerke)」の他, 「私は知った (waqaftu)」などの文言により文書内容の確認・了解を示すものがあり, Herrmann はこれを「了承書押 (Kenntnisnahme-Vermerke)」と称している [PUM, 28–32].

II-P2, ḥukkām wa nuwwāb wa mutaṣarrifān wa bitikčiyān Daštāw[and] : 通知先 (publicatio) として「知事 (ḥukkām < ḥākim)・代官 (nuwwāb < nā’ib, 知事の補佐役)・徵稅官 (mutaṣarrifān < mutaṣarrif)・書記 (bitikčiyān < bitikčī < T. bitigčī ~ bitkāčī)」が列挙される点は, ŠU-I 文書と完全に同一であり, またこれらの記載からモンゴル文の通知先の缺落部分を推補することができる [前掲語註 II-M2-5 参照]. これらの官職はいずれも地方行政とくに民政・財政機関に関係するものである. 知事 (ḥākim)・代官 (nā’ib)・徵稅官 (mutaṣarrif) の諸職については, Herrmann が ŠU-I 文書の語訳で論じている [Herrmann/Doerfer 1975a, 13–16]. 地方行政機関を通知先とした文書においては, 通知先として列挙される官職は必ずしも一定ではなく, PUM 収録のアルダビール文書のうち, 本 ŠU-II 文書と同じダシュターワンド (Daštāwand, No. 22₂), ガルムルード (Garmrūd, Nos. 21₂, 28₁), アルダビール (No. 19₁) の地方都市宛命令書は, 通知先を「知事たち・代官たち・徵稅官たち (ḥukkām wa nuwwāb wa mutaṣarrifān)」とし, 書記 (bitikčiyān) に言及しない. これに対して, ŠU-I・ŠU-II 文書の通知先の一致は, 両文書が同じ書式に則り起草されたことを示唆する.

この第 2 行の後半部分は破損缺落しているが, 通知先の知事・代官らが駁宿していた地名ダシュターワンド (Daštāw[and]) はモンゴル文第 2 行の Daštawand との対応から確実に再構できる [前

掲語註 II-M2-5 参照]. また、この地名の後には「(以下のことを) 知るように (bi-dānand ki)」という定型句を推補できる [cf. PUM, 16].

また、現存の第 2-3 行からうかがえる限り、本文書のペルシア文は、行頭から料紙の右端までの余白が、その他のペルシア語行政命令文書と比較してきわめて小さい。すなわち同時代のペルシア語勅令・高官発給行政命令文書に見られる通知先の降格（通知先に当たる第 2-3 行の行頭が下げられる）の作法を踏襲していない。本文書と同様、AS-1325 文書・ŠU-I 文書さらには後掲の ŠU-III 文書も、通知先が降格されず、またペルシア文は料紙の右端ぎりぎりから書き始められる。このようなテキスト配置について、Herrmann は「文書の種類」つまり金泥の印鑑を有するモンゴル語・ペルシア語合璧の特徴と指摘するにとどまる [Herrmann/Doerfer 1975a, 33-34]。これはおそらく、文書に記載されたイドラー (給付金) [後掲語註 II-P3a 参照] の金額その他の情報を、捺印・発給後に不正に追加・改変されないようにするための措置であろう⁽¹⁰⁾。

II-P2-3, [har sāl az māl wa mutawaġġihāt-i ānġā] ba-mablaġ-i čahār hazār dīnār / 2,000 x 2 dīnār-i rā'iġ: 現存する第 3 行の冒頭には、サファヴィー教団修行場のワクフ財とされたイドラーの「額 (mablaġ)」が言及される。ここに先行する第 2 行の後半は缺落している。ŠU-I 文書の並行する文脈（通知先の直後）では、「[官吏たちは] 知れ (bi-dānand)。毎年、その地の正税・付加税から (har sāl az māl wa mutawaġġihāt-i ānġā) 1000 ディーナール / 2 x 500 dīnār の額 (mablaġ) が」と述べられる。本文書の文脈からも、ŠU-I 文書と同じく「毎年その地の正税・付加税から」という文言を第 2 行後半の缺落部に推補することが許されるだろう。

金額の記載方法も ŠU-I 文書と同一であり、「額 (mablaġ)」の後に、「四千ディーナール (čahār hizār dīnār)」の金額が、本文とは別の筆跡のアラビア文字により書き込まれている。ついでその下に横線を引き、さらにその下に 4,000 ディーナールの半額 “2,000 dīnār” がスィヤーク体 (siyāq, 財務記数法) で記入され、また直線の右端に小さくスィヤーク体で数字の「2」と読みうる文字が書かれている⁽¹¹⁾。このように財務関係の金額の全額をまずアラビア文字で記し、その半額をスィヤー

(10) 本文書および AS-1325・ŠU-I・ŠU-III 文書と同様に財務に関係する文書として、イルハン朝ではバラート (barāt) と呼ばれる支払命令書が頻用されており [本稿第 4 章 4.2. 参照]、これも「[紙の] 右端から左端まで真っ直ぐに書かねばならず、紙の両端に空白を残してはならない」という書写上の規則があった [RF/TB, 50, fn. 29]。宮紀子が指摘するように、これは後からの追記・改変を防ぐためと推定される [宮 2014, 29]。ただし宮が、両端に余白をとらない書式をもつバラートの実例として、731/1331 年ディルシャード=ハトン (Dilšād Ḥatūn) 発行文書 (PUM, No. 10; 小野 2010) および 754/1353 年マリク=アシュラフ発行文書 (PUM, No. 19) を挙げるのは適切ではない。この両文書は、実際には右端に少なからず余白をとっている [PUM 所収図版参照]、AS-1325・ŠU-I・ŠU-II・ŠU-III 文書と同列にみることはできないからである。少なくとも、後者のマリク=アシュラフ発行文書はイドラー (給付金) 支給に関する命令文書であるから [後掲語註 II-P3a 参照]、支払命令に限定されるバラートとは明らかに性格・機能が異なる。なお、前者のディルシャード=ハトン発行文書については、Herrmann もバラート (“Steuerscheck”) と称するように [cf. PUM, 9]、その記載内容は確かにバラートの書式に類似するものの、要記載の 9 項目のうち① 支払い担当者 [RF/TB, 50] が指名されないなど、整合しない点もみられる。

(11) なお、Herrmann は ŠU-I 文書の給付金の記載について、下から上へ 2 x 500 dīnār yakūna yik hazār dīnār 「2 x 500 ディーナールすなわち 1,000 ディーナール」と読んでいる。

ク体で併記する方法は、数字に正確を期すための財務庁の慣習の1つである⁽¹²⁾。前述の通り、この上には金泥の印鑑が捺される。

イドラー額の表示のために用いられる *dīnār-i rā’iğ* は、語義に即せば「通用／流通する (rā’iğ) ディーナール通貨」の意となるが、本処では、イルハン朝第7代君主ガザン (Gazan > P. Gāzān, r. 1295–1304) の貨幣制度改革により制定された銀ディーナールが会計上・価格表記上の基準貨幣単位となったものに由来する表現とみなし、「通行ディーナール」と訳出する。

696/1296–7年のがザンの貨幣制度改革により、それまでイスラーム世界で金貨の呼称として用いられてきたディーナールは銀貨の単位とされ、ディルハム (dirham) 銀貨はその1/6の価値をもつものとして位置づけられた。その際の「通行ディーナール (*dīnār-i rā’iğ*)」の基準は、純度 97.6 %、重量 3 ミスカール (*mitqāl*) = 12.96 g の銀 (*ṭalqam*) と定められた。実際にこの基準を遵守した銀貨が発行されたのは 1312 年までのこと、がザン没後の第8代君主オルジェイトウ (Öljeitü > P. Ülgāytū, r. 1304–1316) 時代・第9代アブー=サイード時代を通じて、現実にイルハン朝で鋳造され流通したディーナール銀貨・ディルハム銀貨は、純度・重量ともがザンの定めた基準に達することはなく、ほぼ一貫して減量されていった。しかし、1312 年以降も、がザン制定の「通行ディーナール (*dīnār-i rā’iğ*)」は会計上・価格表記上の基準貨幣単位とされ、実用される貨幣はこの「通行ディーナール」 (=6 ディルハム) に換算されることとなった⁽¹³⁾。

オルジェイトウ時代に編纂された財務術指南書『幸運の書 (Sa’ādat-nāma)』では、会計上・価格表記上の基準貨幣単位として *dīnār-i rā’iğ* 「通行ディーナール」とともに *zar-i rā’iğ* (原義は「通

(12) Herrmann/Doerfer 1975a, 4, 10–11 参照。同様のアラビア文字・スィヤーク体の併記による金額記載方法は、14世紀の財務術指南書ではバラートの金額の記載法として奨励される:「バラートで、[支払を命じる] 総額 (bāriz) が補足説明 (hašw) から導き出されていない、またはそれに細目の説明 (tafsīl) が行われていない時、総額の半分が補足の位置に引かれた暗号化された (muḥarrraf) 真っ直ぐな線の下に書かれる」 [SN/Nabipur, 113];「支払額の半額。これは [支払額を] 強調し、正確を期すためである」 [RF/Hinz, 65]。これらの記述に従えば、この記載法は金額に算出過程を記録する補足説明や細目の説明がなく、総額のみが示されている場合に用いられる方法であり、総額の内訳・細目が記載されている AS-1325 文書ペルシア文第4b–4c行や、731/1331年ディルシャード=ハトン発行文書 (PUM, No. 10; 小野 2010) では、この方法は採られていない。

(13) Remler や Hoffmann は会計上・価格表示上の基準貨幣単位としての「通行ディーナール」の存在自体を否定し、*dīnār-i rā’iğ* は単なる「通用・流通するディーナール」を示すものと主張する [Remler 1985, 169–170; Hoffmann 2000, 166–167, 219]。これに対して、Gronke は、種々の通貨が混在する状況においては簿記会計に際して基準貨幣単位が設定されたこと自体はあり得るものという [Gronke 1993, 229, fn. 32]。ちなみにマムルーク朝史家のウマリー (al-‘Umarī) は、イルハン朝のアミール・高官の俸給額を 6 ディルハムに相当する *dīnār rā’iğ* という通貨単位で説明し [‘Umarī/Lech, text 94–95, tr. 154–155, cf. 327, n. 42]、またジョチ=ウルス (Jōči-ulus) で使用されるディーナール貨幣についても「彼らのディーナールは 6 ディルハムに相当する *rā’iğ* である」と伝えている [‘Umarī/Lech, text 81, tr. 146, cf. 316, n. 140]。同じくマムルーク朝史家・伝記作家であったサファディー (al-Ṣafadī) も、がザンがタブリーズ郊外に建設した自らの墓廟と宗教・慈善施設の集合建築ガザニーヤ (Gāzāniya) [羽田 1990, 3–15] について、「そのワクフは年に約 500,000 通行ディーナール (*dīnār rā’iğ*) が費やされる。通行ディーナール (al- rā’iğ) とは 6 ディルハムである」と述べる [Ṣafadī IV, 7]。これらの例から、*rā’iğ* 「通行」の語ががザン制定の1銀ディーナール=6 ディルハムを指して用いられており、それがマムルーク朝でも周知されていたことが示唆される。

行の金貨」) という表記も用いられる。ただし、あるバラート (barāt, 支払命令書) 用例 [SN/Nabipour, 112; 本稿第 4 章 4.2., 史料 M] における *zar-i rā'iğ* は、同内容の別種の支払命令書 (ta'līq wa dīkr) 用例では「通行ディーナール (dīnār-i rā'iğ)」と言い換えられており [SN/Nabipour, 113; cf. 本稿 fn. 58 参照]、*zar-i rā'iğ* も「通行ディーナール (dīnār-i rā'iğ)」と同じく銀建ての会計上・価格表記上の基準貨幣単位を指したと考えられる⁽¹⁴⁾。*zar-i rā'iğ* による金額・価格の表示は、AS-1325 文書 (第 4a 行), 731/1331 年ディルシャード=ハトン (Dilshād Ḥātūn) 発行文書 (PUM, No. 10_{7a}), 733/1332 年租税庁 (al-Dīwān al-Qānūn) 文書 (PUM, No. 11_{7a}), 754/1353 年マリク=アシュラフ (Malik Ašraf) 発行文書 (PUM, No. 19₄) にもみえ、これらの用例も実態としては「通行ディーナール」と解釈し得る。その点は、Gronke 利用のアルダビール発現文書類にみえる *dīnār-i fidḍī-yi rā'iğ* 「通行の銀ディーナール」、*dīnār-i zar-i sapīd* 「白い金のディーナール」、*dīnār min al-naqd al-rā'iğ al-fidḍī al-ṭalḡamī* 「通行の純銀貨のディーナール」という表記も同様である (これらの表記中の *zar* 「金, 金貨」の語は「金属貨幣」と解される) [以上, Smith/Plunkett 1968, 284–287; Smith 1969, 18–22; Herrmann/Doerfer 1975a, 16–19; Herrmann/Doerfer 1975b, 324; Gronke 1993, 232–237; PUM, 105]。

ジャライル朝時代に属する本文書の *dīnār-i rā'iğ* や後掲 ŠU-III 文書ペルシア文 (第 4a 行) の *zar-i rā'iğ* 「通行の金貨」をも、ガザン制定の会計上・価格表示上の基準貨幣単位としての「通行ディーナール」と同一視できるか否かは、若干の疑問も残る⁽¹⁵⁾。Herrmann は、ジャライル朝がイルハン朝の行政制度を継承したとみなす立場から、ŠU-I 文書で単にディーナール (*dīnār*) とのみ言及される用例についても、ガザン制定の「通行ディーナール (*dīnār-i rā'iğ* ~ *dīnār-i zar-i rā'iğ*)」を示すものと考えている [Herrmann/Doerfer 1975a, 19]。これに対して Gronke は、ディルハム銀貨の著しい減量に鑑みて、ジャライル朝時代には流通するディーナール銀貨と会計上・価格表記上の基準単位としてのディーナールとが併用されることはなかったとする [Gronke 1993, 237–238]。シャイフ=ウワイス時代の 1367 年の文書では「バグダード通行 (al-rā'iğ bi-dār al-salām Bağdād)」とされるディーナールが 3 ミスカールではなく 2 ミスカールと言及されているので [Gronke 1993, 235–237]、少なくとも 1367 年時点では、ガザン制定の基準に従つた「通行ディーナール」は用い

(14) 『幸運の書』の Nabipour 校訂では *rā'iğ* は *rābiḥ* 「価値のある」と読まれるが、これは Herrmann により修正された [Herrmann/Doerfer 1975a, fn. 58, 60]。同書所収の財務帳簿や財務文書用例の価格表示に際しては、本文に指摘した *zar-i rā'iğ* [SN/Nabipour, 112–114, 116] の他に、「これは通行貨幣により (dālika min al-‘ayn al-rā'iğ)」 [SN/Nabipour, 73, 75, 79, 82, 97–98, 117, 119, 131, 134, 143, 146]、「～通行ディーナール (~dīnārān rā'iğān)」 [SN/Nabipour, 73, 85, 92, 105] という定型表現も用いられ、さらには単に「通行 (al-rā'iğ)」 [SN/Nabipour, 87, 92] のみが用いられる例もある。また、金・銀の交換比率の記載を含む帳簿用例 [84–86, 105–106] では、「通行貨幣 (nuqūd al-rā'iğ)」として金 (al-talā) と純銀 (al-talḡamīya) を挙げ、前者の単位をミスカール (mitqāl)，後者をディーナールとし、1 金ミスカールが 4 ディーナールに相当している。これはワッサーフが述べるガザン制定の交換比率と一致する [Waṣṣāf/Bombay, 349–350; cf. Smith/Plunkett 1968, 285; Smith 1969, 18–19]。

(15) イルハン朝第 5 代君主キカトゥ (Kiqatu > P. Kīhātū) 時代の財務術指南書にも「通行の金貨 (*zar-i rā'iğ*)」という表現がみえるが [本稿第 4 章 4.2., 史料 L 参照]、これはガザンが制定した通行ディーナールではあり得ない。

られなくなつたと考えられる。ただし、ŠU-I 文書の発行された 759/1358 年、また ŠU-III 文書の 761/1360 年 [本稿第 3 章 3.1. 参照]、これと近似するはずの本 ŠU-II 文書の発行時点での制度や状況は不明である。Gronke もジャライル朝時代の法廷文書の価格表示が前代を引き継ぐことを指摘しており [Gronke 1993, 237]、またジャライル朝期の『書記典範』所収のイドラー爾授与公文書用例にもイドラー爾金額を *dīnār-i zar-i rā’iġ-i ṭalġam*「純銀の通行ディーナール」により表示する例があり [DK II, 261]、これはガザン改革以降の会計上・価格表記上の基準単位としてのディーナールの用法との関係を推測させる。本文書および ŠU-I・ŠU-III 文書がいずれもイドラー爾権の確定に関することからすれば、そこでイドラー爾金額表示のために用いられる *dīnār* および *dīnār-i rā’iġ* ~ *zar-i rā’iġ* は、たとえガザン時代の基準そのものではないにせよ、何らかの会計上・価格表記上の基準貨幣単位であった可能性が高いと思われる。

ちなみに、永楽年間に明朝からティムール朝に派遣された陳誠による記録『西域番國志』は、当時ヘラート（哈烈 <Herāt）で通用した銀錢について「每錢重八分，名曰抵納 (<*dīnār*)」と伝えている。また宣德八年（1433）の鄭和の第七次遠征の見聞を伝える鞏珍『西洋番國志』は、当時のホルムズ（忽魯謨廝 <Hurmuz）について「王以銀鑄錢，名底那兒 (<*dīnār*)，徑官寸六分，面底有紋，官秤重四分，通行使用」という [劉迎勝 2008, 367]。いずれも、ディーナールがモンゴル時代以降にも中央アジア・イランでは銀貨の呼称となっていたことを傍証する。

II-P3a, *ba-sabīl-i idrār ba-waqfiyat-i zāwiya*：本 ŠU-II 文書が当時のサファヴィー教団教主サドル・ディーン（*Şadr al-Milla wa al-Dīn*）の修行場（*zāwiya*）のワクフ財（*waqfiyat*）に設定されたイドラー爾に関する命令であることを示す。ŠU-I 文書では本処よりも若干詳しく「祝福された修行場のワクフ [財] に属する、イスラームの導師サドル=アルミッラ・ワッディーンの弟子たちの名義で [給付された] イドラー爾として (‘*bar sabīl-i idrār ba-nām-i murīdān-i Ṣayḥ al-Islām Ṣayḥ Sadr al-Milla wa al-Dīn ki ba-waqfiyat-i zāwiya-yi mutabarrak ta‘alluq dārad*)」と表現される [Herrmann/Doerfer 1975a, 11–12; cf. 後掲語註 III-P1b]。

イドラー爾（*idrār*）は、ウラマーやサイイドなどに年単位で定期的に支給される給付金であり、君主からの贈物として徵税官が管轄する税収から給付されたものである [Horst 1964, 79; Anwarī 1976–7, 65–66]。岩武昭男の検討によれば、モンゴル支配期イランでのイドラー爾は、君主が臣下に与える恩賜（*P. suyūrgāmīši* < *T. soyuryamīš*）として捉えられるものであり、原則的にディーワーンからの額面の定まった現金の支給として、都市や村落に対する様々な税収より支出され、受益の権利は相続や売買による譲渡の対象とされることもあり、いわば受益権利者の所有財（*milk*）と同等に扱われた [岩武 1998]。さらに岩武は、ラシードゥッディーン（*Rašīd al-Dīn*）のラシード区ワクフ文書（*Waqfnāma-yi Rab‘-i Rašīdī*）やヤズドのサイイド一族ニザーム家のワクフ文書『慈善集（*Ǧāmi‘ al-Hayrāt*）』の中に、イドラー爾として給付された税収がワクフ財に組み込まれていることを示す記述があることを指摘している [岩武 1998, 83–89]。これをふまえると、ŠU-I 文書および本 ŠU-II 文書でも、サファヴィー教団に対しイドラー爾として与えられた一定の税収を、修行場のワクフ財としていたと理解できる。

ちなみに ŠU-I 文書ペルシア文第 3 行にみえる *P. waqfīyat* について, Herrmann は「寄進物, 寄進物目録, 寄進文書 (Stiftungswesen, Verzeichnis der frommen Stiftungen, Stiftungsurkunde, Stiftungsakt)」[Herrmann/Doerfer 1975a, 20] と「寄進財 (Stiftungsgut)」[PUM, 158], すなわちワクフ文書とワクフ財の両方の意味に解釈できることを示唆している。「ワクフ財」を指す語は *mawqūfāt* であるが, ŠU-I 文書および本 ŠU-II 文書, さらに本稿後掲 ŠU-III 文書においては, この語は「ワクフ財」と解釈した方がより文脈に適合すると考えられる。

II-P3b, Šayh al-Islām Ṣadr al-Milla wa al-Dīn : サフィーユッディーンの後継者サドルッディーン・ムーサー (Ṣadr al-Dīn Mūsā, 704/1305–794/1391–2). 735/1334 年に父サフィーユッディーンを嗣いでサファヴィー教団教主となり, 教団の発展に尽力した [Gronke 1993, 263 ff.; PUM, 128]. 彼のために発行されたアルダビール文書としては, ŠU-I・ŠU-II・ŠU-III 文書のほか, Herrmann 校訂のペルシア語行政文書計 9 通 (PUM, Nos. 15, 20–23, 25–28; Herrmann 1973), およびフランス国立図書館 (Bibliothèque nationale de France) 所蔵 773/1372 年シャイフ=ウワイス発行ペルシア語勅書 (Supplément persan 1630)⁽¹⁶⁾が現存する. 最も年代の早い 743/1343 年発行のタジャンテムル (Tağantimür < *Tajan-Temür) 発行文書 (PUM, No. 15) では「シャイフの子息 (šayh zāda)」と称されるが, 754/1353 年発行文書 (PUM, No. 20) 以降はおおむね「イスラームの導師 (Šayh al-Islām)」と称される. 後掲語註 III-P9–10 も参照.

(16) このペルシア語勅書はつとにサフィー廟から流出したものであり, 20 世紀前半から諸先学により校訂・研究されているが, それらはいずれも発令者をシャイフ=ウワイスの息子アフマド (Ahmad, r. 1382–1410) とみなしてきた. これは, 本文書末尾に小字で書かれる第 21 行に人名 Ahmad を読み取り, 発令者の署名とみなすことに依拠する [Massé 1938; Qazwīnī 1324 AHS; Qā'im-Maqāmī 1347 AHS; Fragner 1980, 24–25]. しかし Herrmann は, アルダビール文書中のペルシア語行政命令文書では発令者名が冒頭に記されるのが通例であること, また文書末尾第 21–20 行は定型の祈願句 *rabbi iħtim bi'l-hayr wa ... wa'l-husnā*「主よ, 善と …… と最善 (なるもの) により終わらせたまえ」と判読され Ahmad の名は読み取れること, 従って紀年の 773/1372 年にお在位していたシャイフ=ウワイスを発令者とみなすべきことを指摘した [Herrmann/Doerfer 1975a, 47–49; PUM, 3, 10–13; cf. Šayh al-Hukamā'ī 1383 AHS, fn. 2]. ちなみに, 最近に本文書を再検討した宮紀子は, Herrmann が *wa ... wa'l-husnā* と判読した第 20 行冒頭部を *Mu'īn wa Ġiyāt al-Dīn* と修正してアフマドのラカブ (laqab, 称号) とみなし, 本文書の発令者をアフマドとする旧説を踏襲する [宮 2014, 33–34]. しかし, アラビア字テュルク語・ペルシア語命令文書では発令者がおおむね冒頭に配されることは Herrmann が指摘した通りであり, かつ本文よりも大きな字あるいはトゥグラー様で [PUM, Nos. 2–11, 13, 14, 17, 21–24, 27; 第 4 章 4.1., 表 1 ⑩], 場合によっては金字で記される例もある [PUM, Nos. 10, 25, 26; cf. 第 4 章 4.1., 表 1 ⑩]. 従って, 発令者のラカブが文書末尾の位置に小字で記されたとみなす宮の見解には賛成できない. また宮は, 第 21 行の祈願句 *rabbi iħtim bi'l-hayr* についても, マムルーク朝アラビア語文書との比較から *rabbun ahmadu*「主よ, 讃エアレ」と修正する. しかし, 文書の歴史的背景に鑑みれば, やはりアルダビール文書群との比較を優先すべきである. ちなみに, 759/1358 年アヒー (Ahī Ašrafī) 発行文書 (PUM, No. 22) の末尾にも *rabbi iħtim bi'l-hayr wa'l-husnā*「主よ, 善と最善 (なるもの) により終わらせたまえ」という祈願句がみえ, 様式化された字形は *rabbi* から *husnā* の末尾 (大きく弧を描いて伸ばされた *alif maqsūra*) に至るまで, 本ペルシア語勅書と酷似する [PUM, Abb. 88]. 従って, 本勅書の祈願句も, Herrmann の校訂を若干修正して *rabbi iħtim bi'l-hayr wa'l-husnā* と判読すべきかもしれない.

3. ŠU-III 文書 [MMI s.25897 (r.478)]

3.1. 概観

本稿のいう ŠU-III 文書は、現在は MMI で s.25897 (r.478) という所蔵番号のもとに保管されている。ここでも、まずは FABŞ, 120–121 に提示された情報を掲げる。

s.25897 (r.478)

年代：761年ズルカアダ月 (Dī qa‘da 761 AH).

文書形式：行政文書 (dīwānī).

言語：ペルシア語、裏面ウイグル語 (Uygūrī).

属性：正本.

紙寸：幅 24.5 x 縦 148 cm.

関係地名：Bāruq, Andarāb, MYN, Warāğird, ARDYSRH? Dārābād.

解説：サフィー廟に対する数村のワクフに関する過去の命令の認可、シャイフ・サドル・ディーンとその子孫のワクフ管財職【継承権】の強調。文書のテキスト全文はウイグル語で文書裏面に記載されている。

発行者：おそらくシャイフ=ウワイス (Ṣayḥ Uways).

このうち、文書裏面の「言語」を「ウイグル語 (Uygūrī)」とした点は、「ウイグル文字モンゴル語 (Muğūlī ba-hatt-i Uygūrī)」と改めねばならない。このウイグル文字モンゴル文は 28 行、またペルシア文は 18 行が現存するが【校訂テキストおよび本稿 Figs. 4–10 参照】、いずれも文書の冒頭部分が破損缺落しており、発令者・発行者についての直接的な情報は残されていない。しかし、ペルシア文第 16 行には「七六年ズルカアダ月十七日」(=西暦 1360 年 9 月 28 日) の年月日記載がみえる【語註 III-P15–17 参照】。これはシャイフ=ウワイスの治世に属しており、また当時のアルダビールは明らかにジャライル朝支配下にあったから、本文書の発行者はシャイフ=ウワイスと推定される。

また、ウイグル文字モンゴル文の第 9, 22, 25 行、およびペルシア文の第 4a, 16 行には、ŠU-I 文書・ŠU-II 文書に捺されているものと同一の金泥の印鑑が確認できる【本稿 Figs. 4–10 参照】。モンゴル文では紙縫 (第 9, 22 行) と紀年 (第 25 行) にウイグル文字を縦書きとみて時計回りに 90 度回転された状態で捺され、一方ペルシア文ではワクフ財の金額 (第 4a 行) および日付 (第 16 行) に捺されているという点でも、ŠU-I 文書と共に通する。ちなみに、モンゴル文における「聖なる語」の抬頭・金字表記 (Jrlī, 24manu) も ŠU-I 文書と共に通し【語註 III-M4a, III-M24 参照】、さらにそのウイグル文字の筆跡も、ŠU-I 文書 (および ŠU-II 文書) の筆跡と同一とみなすことができる。外形的特徴に鑑みても本文書の現存紙寸 (幅 24 cm) や行間隔 (モンゴル文約 4.5~6 cm, ペルシア文約 10~12 cm) は ŠU-I 文書のそれとほぼ整合する【本稿第 4 章 4.4. 参照】。

以上のような ŠU-I 文書との共通点・類似点から、我々は、本文書断簡を ŠU-I 文書さらには ŠU-II 文書と同じくシャイフ=ウワイス発行文書とみなし、ŠU-III 文書と称することとする。

ところで、前掲の ŠU-II 文書は、サファヴィー教団の権益を保護する行政命令文書の冒頭部分の断簡であり、本 ŠU-III 文書も同じくサファヴィー教団の権益を保護する行政命令文書の後半部分に属する。また両断簡でサファヴィー教団へのイドラーとして認可される金額も、4,000 ディナールで一致する。種々の外形的特徴の類似からも、この両断簡が元来は同一の文書に由来するものであった可能性が示唆される。

しかしながら、ŠU-II 文書はアルダビールから北方に約 100 km ほど離れたダシュターワンド (Daštāwānd) の行政官を通知先として発行されている [前掲語註 II-M2-5]。一方、本 ŠU-III 文書では、サファヴィー教団へのイドラーとして認可されるのは、いずれもアルダビールの西・西北 10~20 km 付近に位置するらしい 6 つの村落 (qarya) の税収である [後掲語註 III-P4a-6]。地理的懸隔からは、本文書で言及される 6 ヶ村がダシュターワンドの行政官に管轄されていたとは考えづらい。ŠU-II 文書・ŠU-III 文書は、別々の 2 通の文書からの断片とみなすのが妥当であろう。

3.2. モンゴル文校訂テキスト・和訳・語註

校訂に際しての凡例は ŠU-II 文書に準拠する。

【転写】

[M I S S I N G]

III-M1	(b)ügdeg(s)ed [](savi)y-[a]
2	-yin anu wavy (ay)sayar silyan
3	üküm yuy(u)basu jøbsigejü ene
4	jrly-un kerü-tür bičigsen yosuyar
5	dörben mingyad altad-i tede balayad-tu[r]
6	uriji yosuyar nereber anu saviy-a
7	iyrājad mujavar-ud-tur muqarar
8	muqas-a bolayulbai egüber aylju busi
9	ülü bolyan kenber şariyad-tača
10	γadayun buu qaltuγai jayur-a buu oratuγai
11	küčü buu kürgetügei tüsimed tede
12	balayad-i öbed-ün medel
13	čemes-ečegen öber-e mavrus mausuy
14	muqas-a medejü yambar ba siltay-
15	-ud-iyar barad bičig
16	bičijü avala bolayaju yayuba
17	buu γuyutuγai šayiγul islam-tür uruy-un
18	uruγ-a inu kürtele muqarar musalam

- 19 medeǰū tede balayad-un irayis-ud
 20 kaiquvas mal mutawajiqad divan-u aliber ujubud
 21 uquyud-ryan ačiy-a ögögseger meküs
 22 ügegü kürgen atuγai üges anu busi buu
 23 bolγaturyai kembei bičig
 24 manu doluyan jaγud jiran
 25 nigen od-tur quluyan-a jil
 26 namur-un dumdaṭu sarayin
 27 arban doluyan-a tauris-a büküi-ṭür
 28 bičibei

【和訳】

〔前 缺〕

①完全にした…………彼らの修行場②のワクフであったことをもって、確認の③裁決を求めていたので、聞き届けて、この④勅書の裏面に書いた通り、⑤四千ディーナールを、それらの諸城市での⑥以前の決まり通り、彼らの名において、修行場の⑦経費として、寄寓者たちへの確定した⑧相殺額とさせた。

このようになして違反を⑨なさず、誰もシャリーア（聖法）から⑩逸脱して（そこへ）近づかないように、間に入らない（=干渉しない）ように、⑪力をふるわないように、官吏たちは、それらの⑫諸城市（からの税）を、彼ら自身の管轄と⑬税収から他の、除外設定された⑭相殺額と認知して、いかなる理由⑮によってもバラートを⑯書いたり、割当を行なったり、何ものをも⑰求めたりしないように、イスラームの導師に対して、彼の子々⑯孫々に至るまで、確定され安堵されたものと⑯認知して、それらの諸市の村長たち・⑯区長たちは、正税・付加税（および）ディーワーンのあらゆる税⑯課を運んで、不足⑯なく届けているように、彼らのことばに違反⑯しないように、と言った。

⑭我らの証書は（ヒジュラ暦）七六一⑯年に、鼠年⑯秋の仲の月の⑯十七日に、タブリーズに居る時に⑯書いた。

【語註】

III-M1, (b)ügdeg(s)ed : pl. < bügdegsen < v. bügde- は v. bütge- (~ bütüge-) 「完全にする、満たす、完備する；覆う、被う」の異形とみなす。『元朝秘史』(11:42:02, §258) には v. bügüt- > bügütbe > 不古^別罷：完全了という対訳例がみえ、またカラホト出土モンゴル文貸借契には貸借物件の返済・補償に関わる文脈で v. bügde- ~ v. bütge- が相互置換的に用いられる例が確認される [Cleaves 1955a, 36; MDQ, Nos. 003_{5,6}, 22, 006_{8,9,12}, 007₇, 009₁₀, 012_{3,4,5}]。ただし、本処での文脈は判然としない。

III-M1-3 : 第1行末の (savi)y-[a] ~ saviy-a 「修行場 (< P. zāwiya)」 [Herrmann/Doerfer 1975a, 78] は十分に判読できないが、裏面ペルシア文との比較から推補する。モンゴル語の wayv (~ wayb) 「ワ

クフ (< P. *waqf*) の在証例についてはすでに Doerfer が指摘している [Herrmann/Doerfer 1975a, 82–83]。*ayṣayar* 「～であったことをもって」は、v. *a-* 「～である、～している」に継続・継起の副動詞 (converbum abtemporale) の *-yṣayar* [GWM, §§376, 661] が接続した形。この副動詞は、本来、過去の形動詞 *-yṣan* に造格語尾 **-yar ~ -bar* が接続したものと考えられるので [小澤 1997, 167]、ここでも「(修行場のワクフ) であったことをもって」と解釈しておく。

第 2–3 行の *silyan üküm yuy(u)basu* という表現は注意を要する。*yuyubasu* < v. *yuyu-* 「求める、請う」の筆致は明瞭である。文脈に鑑みれば、本処が裏面ペルシア文の *iltimās-i imqā' kardand* 「認可の請願を行なった」 [後掲語訳 III-P3 参照] に対応することは確実であるから、*silyan üküm* という表現が *imqā'* 「認可；署名」に相応することになる。おそらく *silyan* は、v. *silya-* 「検査する、確認する、証明する」 [Lessing, 706; MKT, 921] に名詞形成接辞 *-n* が後続したもので [GWM, §175]、「確認；証明」と解釈できよう。また *üküm* は P. *ḥukm* 「裁決；勅令」の借用語と考えられる⁽¹⁷⁾。すなわち、*silyan üküm yuy(u)-* で「確認の裁決（認可；勅許）を求める」と解釈できる。

なお、ŠU-I 文書モンゴル文にも同様の文脈がみえる：₉*saviy-a-yin* ₁₀*wayv-dur* *muqarar mujr-a bolju* ₁₁*muvaramar-a debted-tür orayṣayar* ₁₂*silyan yuyubasu* *joṣigejū* 「修行場のワクフに確定され施行されて (muqarar mujr-a < P. muqarrar muğrā) いて、税務規定書 (muvaramar-a < P. mu'āmara) の帳冊に記入されていることをもって確認を求めたので、聞き届けて」 [本稿第 4 章 4.3 参照]。この「確認を求めたので (silyan yuyubasu)」を、Doerfer は *silyan soyubasu* と転写して「我々は調査して決定したので (Als Wir [...] untersucht und Uns darüber Aufschluß verschafft haben)」すなわちシャイフ=ウワイスおよびジャライル朝政権による行為と解釈した [Herrmann/Doerfer 1975a, 71, 78]。しかし、ŠU-I 文書のペルシア文の対応箇所は ₄*dar ān bāb-i hamān ki iltimās-i ḥukmī kardand* 「この件について、まさに彼らは命令 (ḥukmī) を求めた」であり [Herrmann/Doerfer 1975a, 4, 6; 本稿第 4 章 4.3 参照]、また *yuyubasu* 「求めたので (< v. *yuyu-*)」の筆致も本 ŠU-III 文書とほぼ一致する。上記の通りに訂正して、本 ŠU-III 文書と同様に、サファヴィー教団側がワクフ権益の再確認を求めたという文脈で理解すべきである。

これらの在証例を整理すると、ŠU-I 文書では M. *silyan* = P. *ḥukmī* (~ *ḥukm*) という対応関係、また本 ŠU-III 文書では M. *silyan üküm* = P. *imqā'* という対応関係が導かれ、またこのモンゴル語・ペルシア語の各 2 通りの表現は、「(ワクフ権についてのジャライル朝政権による) 確認」あるいはその結果としての「裁決、認可、勅許」を示すために、相互置換的に用いられたといえる。特に本 ŠU-III 文書モンゴル文に在証される *üküm* (< P. *ḥukm*) の語が、ŠU-I 文書モンゴル文で P. *ḥukm* に対する訳語として用いられない点も興味深い。この点については、本稿第 4 章 4.3. も参照。

III-M4a, *jrly* : ~ *j(a)rl(i)y* ~ *jarliy* 「おおせ；聖旨；勅書」。この *jrly* = YRLQ という綴字はウイグル語 *YRLX* = *yrlı* ~ *yarlıy* 「おおせ；命令」の書法を踏襲したものである [中村・松川 1993, 64]。抬頭され、かつ金字で書かれている点は、ŠU-I 文書 (第 13 行) の例と同様である [Herrmann/Doerfer 1975a, 58–59]。

(17) この点は四日市康博氏よりご教示いただいた。特記して深謝する。

モンゴル時代のユーラシア東西の諸言語資料において、M. ḥarliy ~ T. yarliy > P. yarlığ 「おおせ」の語は、モンゴル皇帝の命令（漢訳では「聖旨」）を限定的に指し、それ以外のモンゴル王族・将相の命令が「ことば（M. üge ~ T. söz）」と称されるのとは峻別された⁽¹⁸⁾。ただし、イラン地域で編纂・作成されたペルシア語年代記や諸種文書では、君主の命令を文書化した「勅書、勅許状」としての語義をも併せ持つようになった [Kotwicz 1933, 25; Poppe 1957, 78; TMEN IV, Nr. 1849; 杉山 1990=杉山 2004, 372–375]。14世紀中葉～後半に中央アジア地域で編纂されたインシャー術指南書 *Laṭā’if al-Insā’* が、勅令または行政文書を意味する P. manṣūr について「カリフやスルターンの特別なトウグラーで飾られた命令書（ahkām）のことを言った。モンゴル支配時代（zamān-i ḥukūmat-i Muğūl）には、それを yarlığ (< T. yarliy) と呼んでいる」と説明していること〔渡部 2003, 205–206; 本稿第4章4.1., 史料L参照〕、また14世紀にイエメンのラスール朝で編纂されたいわゆる *Rasūlid Hexaglot* の A. kitābā “writing, record” = P. mitāl “royal mandate” = T. yarlığ (< yarliy) という対訳例 [RH, 202; 松井 2008a, 16; 松井 2008b, 27–28; Ligeti/Kara 2012, 142; cf. 宮 2014, 25–26] もこの点を傍証する。14～15世紀のモンゴル語・テュルク語命令文書現物においても、例えば ŠU-I 文書モンゴル文の「この ḥarliy の裏面（kerü）」、またジョチ=ウルス（Jōči-ulus）とその後裔政権が発行したテュルク語行政命令文書の「朱印のある（al nišanlıy ~ al tamyalyıy）yarlıy」、「この yarlıy を把持している（tutup turyan）」、「yarlıy を見て（körüp）」といった表現も、M. ḥarliy ~ T. yarliy > P. yarlığ に文書化された「勅書」としての用法があったことを示す [松井 2015a, 55–59]。本処の ḥrly (~ ḥarliy) も、ŠU-I 文書と同じく「裏面（kerü）」〔次註参照〕という語を伴っており、明らかに「勅書」と解釈して訳出すべきである。

III-M4b, kerü : 前註に指摘した通り、ŠU-I 文書にも在証される。T. kärü ~ gäru 「裏面、背面」

(18) 四日市康博は最近、「トルコ語の「仰せ」(yarlıy) は言語学的にはモンゴル語の「仰せ」(jarliy) に対応する言葉であるが、モンゴル帝国の発令文における権威序列では同列ではなく、「言葉」(üge) に対応する。すなわち、発令言語としてトルコ語はモンゴル語よりも一ランク下と位置づけられていたことがわかる。したがって、イル=ハンが発令様式として使用した「仰せ」(yarlıgh) はモンゴル帝国の皇帝（ハーン／大ハン）のみが使用できる「仰せ」(jarliy) よりも格下の様式であつた、という見解を提示した〔四日市 2015, 275–276〕。しかし、四日市も引用する、イルハン朝で編纂されたペルシア語年代記『オルジェイト史 (Tārīh-i Ülgāyītū)』は、14世紀初頭の大元ウルス・チャガタイ=ウルス間の外交交渉の際、チャガタイ=ウルスから派遣された使臣が当主エセン=ブカ (Esen-Buqa > P. İsanbūqā, r. 1310–1318) の命令を「おおせ (yarlığ < T. yarliy ~ M. ḥarliy)」と称したところ、元将トガチ (Toğaci > P. Tūğāčī) が「おおせ (yarlığ) とは皇帝 (P. qān < M. qayṣan) からのものである」と難詰し、それに対してチャガタイ=ウルス使臣が「エセン=ブカは（チンギス=カンの）子孫 (P. ürüg < M. uruy) であるから、我々にとっては皇帝と同じだ」と応じたと伝える [TU, 224b8–11; cf. 松井 2008b, 28; 松井 2015a, 59; cf. 四日市 2015, 297]。この挿話は、P. yarlığ < T. yarliy が「モンゴル皇帝、およびそれと“同等”的最高君主の命令」に限定される、つまり M. ḥarliy と同一の術語であるという認識を、イルハン朝のペルシア語使用者も共有していたことを示す。従って、四日市のように T. yarliy > P. yarlığ をあえて M. üge に対応させ、M. ḥarliy の下位に位置づけるのは妥当ではなかろう。なお、大元ウルス支配が優勢であった1320年代までのウイグル王国のウイグル語（古代テュルク語）行政命令文書では、T.-Uig. yarliy の語をモンゴル皇帝以外のチンギス王族の命令に用いることが意図的に回避されている〔松井 2015a, 72–74〕。この点も、T. yarliy を M. ḥarliy と区別する四日市説への反証となる。

の借用語と解釈する Doerfer に従う [Herrmann/Doerfer 1975a, 74]。具体的には裏面のペルシア文テキストを指すことになる。

III-M5, altad-i : 対格語尾 *-i* は行の左側に追記されている。AS-1325・ŠU-I 文書モンゴル文では *altad* (pl.) < *altan* は原義の「金」ではなく、ガザン改革以降の銀建ての貨幣単位としての「通行ディーナール (*dīnār-i rā'iğ* ~ *dīnār-i zar-i rā'iğ*)」の誤語として用いられたと考えられ、「ディーナール」と訳出されている [Herrmann/Doerfer 1975a, 72; Herrmann/Doerfer 1975b, 343; 本稿第 4 章 4.3. 参照]。M. *altan* ~ T. *altun* 「金」が貨幣・貨幣単位としての「ディーナール」に対訳されたことは、いわゆるイスタンブル語彙の A. *al-dīnār* = P. *dīnār* = T. *altūn* = M. *altat* (< *altad* (pl.) < *altan*) という対訳例からうかがえ [Ligeti 1962, 16, 79]、また *Rasūlid Hexaglot* の A. *al-dīnār* = P. *yak dīnār* = T. *bir altūn* = M. *nīgen altan* という対訳例からも傍証される [RH, 244; Ligeti/Kara 2012, 152]。本文書のペルシア文でも、サファヴィー教団へのイドラーとして税収から相殺される金額は *zar-i rā'iğ* 「通行ディーナール」によりディーナールを単位として指定される [前掲語註 II-P2-3 参照]、本処の *altad* も「ディーナール」と訳し、銀建ての貨幣単位とみなす。

III-M6, urji : ~ *urji* 「前の、以前の」 [Cleaves 1953, 75; Herrmann/Doerfer 1975a, 80–82]。

III-M7a, iyrājad : < P. *ihrāğāt* 「経費、費用」。この借用形式は本処で初めて在証される。なお、裏面のペルシア文にこの *ihrāğāt* の語はみえない。換言すれば、ジャライル朝宮廷で使用されるモンゴル語に *iyrājad* (< P. *ihrāğāt*) が財務用語として十分に浸透していたことを示唆する。

III-M7b, muğavar-ud : pl. < *muğavar* < P. *muğāwir* 「寄寓者、身を寄せる人」。裏面ペルシア文第 1 行の「身を寄せる人々 (*muğāwirān* (pl.))」に対応する [後掲語註 III-P1c 参照]。825/1422 年ティムール朝シャールフ (*Šāh Ruh*) 発行ウイグル文字チュルク語命令文書にも、*muğavur* = MWČ'VWR というウイグル文字形式が在証される [小野 2006, 34–35]。

III-M7-8, muqarar muqas-a : *muqarar* は P. *muqarrar* 「確定した (額)」の借用語で、すでに ŠU-I 文書に用例が確認される [Herrmann/Doerfer 1975a, 75]。M. *muqasa* は P. *muqāṣṣa* 「相殺額」の借用語であり、第 14 行にも現われる [後掲語註 III-M12–14, III-P7d 参照]。また、ŠU-I 文書モンゴル文第 16 行の並行箇所では *muqas-a* が M. *mustayraq* (< P. *mustaǵraq*) 「相殺」との二詞一意で用いられている [本稿第 4 章 4.3. 参照]。ちなみに P. *mustaǵraq* の原義は「消費される (もの)」であるが、ここでは ŠU-I 文書及び同時代の『書記典範』の用例から「相殺 (angeglichen)」という誤語をより適当とする Herrmann に従う [Herrmann/ Doerfer 1975a, 75–76]。

III-M8-9, egüber aylju busi ülü bolyan : 「このようになして違反をなさず」。ŠU-I 文書第 17 行の並行箇所にも同一の表現がみえる [本稿第 4 章 4.3. 参照]。

III-M9-11 : 「誰もシャリーア (聖法) から逸脱して (そこへ) 近づかないように、間に入らない (=干渉しない) ように、力をふるわないように」という禁止命令は、ペルシア文の *hīč āfarīda ba-ḥilāf-i šarī‘at dar ān mawādi‘ madḥal na-sāzand wa ta‘arruq na-rasānand qalam wa qadam az āngā kūtāh wa kaṣīda* 「いかなる者もシャリーア (聖法) に背いてそれらの土地に立ち入るな、妨害を行なうな、筆と歩をそこから引いて (おけ)」に対応する [後掲語註 III-P7b, III-P7c 参照]。モンゴル文の「力

をふるわないように (küčü buu kürgetügei)」とペルシア文の「筆と歩をそこから引いて (おけ)」とは逐語的には対応しないが、官吏の介入を禁止するという点では共通する文言とみてよいであろう [cf. PUM, 18].

A.-P. šarī‘at > M. šariyad 「シャリーア (聖法)」の借用はすでに在証され [Cleaves 1953, 31, 97], また *jayur-a buu oratuyai* 「間に入らない (=干渉しない)」という表現は 720/1320 年アブー=サイード発行モンゴル語文書 (MMI s.3322+s.3323) に在証される [Cleaves 1953, 30]. ただし、ŠU-I 文書の並行箇所には、モンゴル文・ペルシア文ともに本処と対応する文言は無い.

III-M12-14, öbed-ün medel čemes-ečegeñ mavrus mausuy muqas-a medeju :「かれら自身の管轄と税収から除外設定された相殺額と認知して」。裏面ペルシア文の *10az ġam‘ wa madāl-i ḥud mafrūz wa mawdū‘ dānand* 「自身の (担当する) 税収と管轄より除外されたものと知るよう」に対応する。ŠU-I 文書にも本処とほぼ並行する文脈が確認される : *18öbed-ün medel-ečegeñ öber-e 19mavrus kemen medeju* 「彼ら自身の管轄から他の、除外されたものと認知して」。

モンゴル語 *mede-* 「知る；関知する；統治する、つかさどる」から派生した *medel* 「知識、学識；権限、権力、支配権」 [MKT, 818; Lessing, 532] は、ペルシア語にも *madāl* として借用されており、文脈に鑑みて「管轄、所管、権限 (Jurisdiktionsbereich, Zuständigkeit, Kompetenzbereich)」と解釈する [Herrmann/Doerfer 1975a, 74-75; 後掲語訳 III-P8a 参照]。なお、甲種本『華夷譯語』所収の「勅禮部行移應昌衛」 (2:17b03) には箇迭 (< *medel*) : 管という対訳例がみえる [cf. Haenisch 1952, 22, 54; 栗林 2003, 80-81]。一方、Č’M’Z = *čemes* (pl.) < *čeme は明らかに P. *ġam‘* 「収入」の借用語であり、本処で初めて在証される。女性母音をもっていたことが奪格語尾 *-ečegeñ* から判明する。

後続の M. *mavrus* (< P. *mafrūz*) 「除外された」は上述の通り ŠU-I 文書に在証されるが、M. *mausuy* (< P. *mawdū‘*) 「置かれた、設定された」は本処が初例となる [後掲語訳 III-P8a 参照]。

III-M15, barad : < P. *barāt* 「バラート、支払命令書」 [Herrmann/Doerfer 1975a, 72]. 本文書ペルシア文には *barāt* の語がみえないが、ペルシア語行政命令文書には、「バラートを書くな」という禁止命令は頻見する。イルハン朝におけるバラートについては本稿第 4 章 4.1., 4.2. を参照。

III-M16, avala : < P. *hawāla* ~ *hawālat* 「割付、割り当て」。この借用形式は AS-1325 文書に在証されている : *16yeke divan-ača 17avala bolyaysan* 「大ディーワーンから割付としたもの」 [Herrmann/Doerfer 1975b, 342, 343; 本稿第 4 章 4.3. 参照]。前行の M. *barat* < P. *barāt* と同様、この *avala* < P. *hawāla* も本文書裏面のペルシア文では言及されないが、やはり「バラートを書くな」と同様、「割付をするな (*hawāla na-kunad*)」という禁止命令もペルシア語行政命令文書に頻見する [e.g., PUM, No. 23₁₀₋₁₁; DK II, 262-265 (本稿第 4 章 4.2. 参照)]。

III-M17, šayiyul islam : < P. *Šayḥ al-Islām* 「イスラームの導師」。このウイグル字借用形式は本文書で初めて在証される。この「イスラームの導師」は具体的にはサドルッディーンを指す [前掲語訳 II-P3b 参照]。本文書の 2 年前 (759/1358 年) に発行された ŠU-I 文書モンゴル文では、彼の称号は「大シャイフ (yeke šayiy)」とされていた [Herrmann/Doerfer 1975a, 70-71, 79]。本 ŠU-III 文書ではペルシア語由来の表現に統一されたことになる。後掲語訳 III-P9-10 も参照。

III-M18, muqarar musalam : 裏面ペルシア文の ₁₂muqarrar wa musallam 「定められ確固としている」に対応する [後掲語註 III-P12a 参照]。M. musalam = MWS'L'M (< P. musallam) は本處で初めて在証される⁽¹⁹⁾。

III-M19–20, irayis-ud kaiquvas : M. irayis-ud は P. ra'is 「村長」を借用した irayis の複数形。M. kaiquvas (pl. < *kaiquva) は 1320 年アブー=サイード発行モンゴル語文書 (MMI s.20824) にも在証されている。Cleaves はこれを keyenüwes(?) と誤読しながらも P. kadhudā 「区長」との関連をつとに推測し [Cleaves 1953, 28, 63]、その後、AS-1325 文書により M. kaiquva(s) = P. kadhudā(yān) の対訳が確認された。なお Doerfer によれば、この M. kaiquva は P. kadhudā を直接に借用したものではなく、クルド語 kayxuʷa など西北イラン方言の形式を借用したものという [Doerfer 1974, esp. 102–104, 109–110; Herrmann/Doerfer 1975b, 344]。

一般的に ra'is (> M. irayis) 「村長」は支配者側から任命され村落部を監督した官吏、また kadhudā (> M. kaiquva) 「区長」は在地の農民の代表者とされるが、両者の職掌は截然とは相違せず、ともに支配権力・在地農民の双方の代表という性格を持っていたという [Gronke 1993, 205–207]。ただし、Gronke も指摘するように、『書記典範』には kadhudā の任命状はみられない一方で、ワズィール・財務長官が発行する ra'is の任命状の用例が収録されることは留意される [DK II, 175–176]。

なお、本文書裏面ペルシア文の対応箇所は ₁₀kadhudāyān wa ra'āyā 「村長たち、農民たち」となっており、正確にはモンゴル文と一致しない。後掲語註 III-P12b も参照。

III-M20–21, mal mutawaqiqad divan-u aliber ujbud uqiyud : 裏面ペルシア文の ₁₂māl wa mutawaqqihāt wa huqūq-i dīwānī ₁₃wa har ānča tā gāyat az bahra wa ḡayr-i ān ba-dīwān mī-rasānīda 「正税・付加税・ディーワーン税、これまで (ディーワーンの) 取り分その他としてディーワーンに届けていたものは何でも」に対応する [後掲語註 III-P12–13 参照]。M. mal (< P. māl) 「正税」と mutawaqiqad (< P. mutawaqqihāt) 「付加税」が熟した形式はすでに ŠU-I 文書第 6 行にも在証される [Herrmann/Doerfer 1975a, 74, 76]。なお AS-1325 文書では、モンゴル文の ₉mal (< P. māl) とペルシア文の ₃mutawaqqihāt とが相互置換的に用いられている [Herrmann/Doerfer 1975b, 318, 341, 345; 本稿第 4 章 4.3. 参照]。

mal mutawaqiqad に後続する divan-u aliber ujbud uqiyud は、裏面ペルシア文にいう「ディーワーン税 (₁₄huqūq-i dīwānī)」その他のディーワーンに納入される雑多な税を指すものと考えられる。最後の語 uqiyud は、明らかに P. huqūq 「ディーワーン所定の経費、ディーワーン税、国税」 [本田 1991, 267, 653] を借用した uqiy の複数形である。この借用形式は初めて在証される。

この uqiyud (< uqiy) と対となっている ujbud も、何らかの税目名称であったことは確実であり、語形からは ujbud という形式の複数形と推測される。注目すべきは、この M. ujbud および同形のウイグル字で綴られる Uig. učub が、チャガタイ=ウルス当主トゥグルク=テムル時代に東トルキスタンで発行されたモンゴル語・ウイグル語文書にも在証されることである。

(19) 1482/1493 年(?)ティムール朝ウマル=シャイフ ('Umar Ṣayḥ) 発行ウイグル文字テュルク語命令文書には T. ₉musallam = MWS'L'M < P. musallam という借用形式が在証される [Melioranskij 1905; 小野 2014]。

(1)西暦 1353 年モンゴル語駅伝利用特許状 (BT XVI, Nr. 72)

sqoyar ḥayun tulum ḥbor-un ujub anu osal ülü bolyan ḥiregtün

「200 皮袋のブドウ酒の ujub を、遅急をなさずに (送って) 来い」

(2)絶対年代不明、ウイグル語免税嘆願書 (U 5282) ⁽²⁰⁾

ṣaz berür učubumuz ṣököp boldī 「わずかに与える私達の učub は、豊かになった」

6!bo yil-ta 62[...]yan učub-ni büdgärdimiz 「今年に……すべき učub を、私達は完納した」

(1)はトウグルク=テムルを発令者として明記する。(2)は紀年を缺くものの、第 46, 54 行でトウグルク=テムルが嘆願の宛先として言及される [Arat 1936, 102–103; ClarkIntro, 18–20]。(1)・(2)双方とも、ウイグル文字は明らかに同形 (M. 'WČWB ~ Uig. 'WČWP) であり、M. ujub ~ Uig. učub と判読することに問題は無い⁽²¹⁾。これらの M. ujub ~ Uig. učub が一種の税として送達・納入されるものであったことは確実であり、本 ŠU-III 文書における ujubud (pl. < ujub) の用法とも符合する。

これらの ujubud < ujub (~ Uig. učub) は、P. wuğüb 「必要なもの、所定のもの、義務、負債」の借用語とみなし、そこから「税・義務として支払うことを定められた経費」と考えることができる。本 ŠU-III 文書では uquyud < uquy (< P. huqūq) と二詞一意を構成しているものとみて、あわせて「税課」と訳出しておく。あるいは、大元ウルスにおいて雑多な錢納税を指した「課程」に相当するのかもしれない⁽²²⁾。

(20) 本文書はまず Radloff により USp, No. 22 文書として校訂されたが、その後、Arat 1936 が冒頭部の別断片とあわせて修正テキストを提示している (従って、Arat のテキスト行数は Radloff より 8 行増加している)。文書の年代や内容については、ClarkIntro, 435–436, No. 97 も参照。

(21) 従来、(1)の M. ujub については、Uig. üzüm 「ブドウ (の房)」の異形・転訛とみなした Weiers の解釈が受け容れられてきた [Weiers 1967, 37–38; BT XVI, 178]。また(2) Uig. učub については、本文書を最初に校訂した Radloff は uyub 「不足、欠乏」と učup < v. uč- 「飛ぶ; 死ぬ (隠喩)」との両様に判読し [USp No. 22_{49,54}]、一方 Arat は urub と修正して A. rub ‘4 分の 1, 四半」からの借用語とみなしつつ、一種の税目名称と解釈したが [Arat 1936, 109–110; ClarkIntro, 98; cf. ED, 303]、いずれも修正を要する。

(22) なお、P. wuğüb は、モンゴル侵攻以前のイランの行政制度・術語を研究した Horst 1964 や Anwārī 1976–7 では検討されていない。なお、1340–1341 年頃編纂のペルシア語財務術指南書『会計大全 (Gāmi‘ al-Hisāb)』は、wuğüb を一種の帳簿の名称として用いており [GH/Göyünç, 38–40 (68–70ss.); trans. 46–47]、校訂・訳者の Göyünç は「満期支払 (の帳簿) (Fälligkeit[sbuch])」という訳語を与えている。『会計大全』編者は、この wuğüb 帳簿について「それは、各人に必要 [なもの] (wāgib) がそこに完全に [決済されて] いるべき (tamām šuda bāšad) 帳簿である。その費用を、通常経費 (muqarrarī) でも割当てられた経費 (itlāqī) でもアワールジャ帳簿に記載されている通り、アワールジャ [帳簿] (awārḡā) から wuğüb [帳簿] へ転記 (tanqīl) する。そうして、各人の必要 [なもの] がどの州の通常経費または特別支出に定められ、その地に残っているのはいくらになるようにするためである」と説明する [GH/Göyünç, 38 (68s.)]。その用例の書式をみる限り、その機能は支出記録簿 (tawḡīh) と同一である。支出記録簿は中央で発生した経費の供出をどの財源に割り当てるかを記録する帳簿であり、各州の税収への経費割付とバラート発行を記録するアワールジャ帳簿と相互補完的に経費の過剰支出や諸州への歳入を超えた割付を阻止する役割を持った [渡部 2015, 41–45]。ただし、『会計大全』以外の 13–14 世紀のペルシア語財務術指南書には、帳簿の一類型としての wuğüb は確認されない [渡部 2015, 52]。

III-M24, manu : 「われらの」すなわち発令者シャイフ=ウワイスを指す。これが「聖なる語」として抬頭され、かつ金字で記される点も、ŠU-I 文書と同一である [Herrmann/Doerfer 1975a, 58–59].

III-M24-27 : モンゴル文の日付「(ヒジュラ暦) 七六一年、鼠年秋の仲の月 (=八月) の十七日」は、単純に中国暦の至正二十年 (庚子) 八月十七日と同じとみれば、西暦 1360 年 9 月 27 日に比定され、ペルシア文の年月日「七六一年ズルカアダ (Dī al-Qa‘da) 月十七日」=西暦 1360 年 9 月 28 日より 1 日先行することとなる [後掲語註 III-P16-17 参照]。このモンゴル文・ペルシア文の日付の相違については、本稿第 4 章 4.5. で検討する。

III-M27, tauris : タブリーズ (A.-P. Tabrīz) の借用形式。同地を発令地とし、ウイグル文字モンゴル語で T'WRYZ = tauris と表記し、また発令地がペルシア文には記載されていない点も、ŠU-I 文書と共に通する。この tauris という表記は、未公刊のアルダビール発現モンゴル語命令文書 MMI s.25414 (r.7a) にも在証される [cf. FABS, 4]. マルコ=ポーロの『世界の記 (Le divisament dou monde)』(いわゆる『東方見聞録』) をはじめとする西欧資料もおおむね Tauris ~ Thauris ~ Toris ~ Turis など、語中の -b- 音が弱化した表記をとる [Pelliot 1963, 847–848]. ちなみに Doerfer は、このウイグル文字形式 T'WRYZ = tauris はクルド語 tewrēz などの西方イラン方言形式を反映するものとみなして、tawrēz と転写している [Doerfer 1974, 108; Herrmann/Doerfer 1975a, 79–80].

3.3. ペルシア文校訂テキスト・和訳・語註

書体は ŠU-I・ŠU-II 文書のペルシア文とほぼ同様のタアリーク体 (ta‘līq) で、書法上の特徴もおおむね共通するが、やはり同一の筆跡と断定することはできない。

校訂に際しての凡例は ŠU-II 文書に準じる。

【校訂】

[MISSING]

1	نافذ (شده و) مواضع (که ذکر می رود) وقف زاویه و خانقه ایشان (گردیده تا مجاواران)	[يرلي]-ان
2	آنجا از ارتفاع آن انتفاع یابند و میمونات آن ایام همایون (را مدخل یابد بتازگی)	
3	التماس امضا کردن بدان سبب این حکم	
4	برليغ بالتون تمغا ضمن بنفاذ پيوست تا بر قرار اين مواضع را بر وقوفیت مقرر دانند برين	
		موجب
4a	دینار زر رایج چهار هزار ۲۰۰۰ x ۲ دینار	
5	قری_____ه قری_____ه اندراـب بارق نیـه	

6	قريـه دارآباد	قريـه اردمـى	قريـه ورارجرـد	
7	و هیچ آفریده بخلاف شریعت در آن مواضع مدخل نسازند و تعرض نرسانند و قلم و قدم از آنجا کوتاه و کشیده دارند (این) مبلغ مواضع مذکوره را مقاصله دانند			
8	واز جمع و مدارل خود مفروز و موضوع دانند و علی الدوام و الاستمرار ما دامت اللیل و النهار بوقفیت			
9	مقرر داشته چون وظیفه تولیت آن بر شیخ الاسلام اعظم مشارالیه ادام الله برکاته و بعد از ازو بر اولاد و احفاد او مقرر و معین شده هیچ آفریده مداخلت و مشارکت ندهند و تغییر و تبدیل درین حسنه تصور نکنند و بعد از ایشان بر اولاد و احفاد ایشان قرنا بعد قرن ما توالدوا و تناسلا			
10	معین و مقرر و مسلم دارند سبیل کدخدايان و رعایا مواضع مذکوره آنست که مال و متوجهات و حقوق دیوانی			
11	و هر آنچه تا غایت از بهره و غیر آن بدیوان می رسانیده بوکلاء ایشان برسانند و اوامر و نواهی او را			
12	مطابعه و انقیاد نمایند و تجاوز نکنند برین جمله روند و چون بعلامات دیوانی موکد شده بالتون تمغا همایون موشح گردد اعمال نمایند کتب بالامر العالی دام نفاذه فی			
13	سابع عشر ذی القعده لسنة احدی و ستین و سبعمائه الهلالية			
14	يا رب اختم بالخير			
15	اثبت فی دیوان الكتابات			
16				
17				
17a				

【和訳】

[前 缺]

①～②勅書「[の命令]」が発行され、(以下に)述べられる土地が彼らの修行場のワクフとなっていた。そこに身を寄せる人々がその収穫から利益を得、その(善行がもたらす)吉兆が幸運なる御代のために蓄えられるように。新たに、③(彼らは)認可の嘆願を行なった。これゆえ、裏面の、金印を捺したこの勅書の命令が発行された。④定められた通り、これらの土地が、ワクフ財に定められているものと知るよう。以下の通りに:

④ 四千通行ディーナル／2 x 2,000 dīnār

⑤ Bāruq 村 Andarāb 村 Nayy' 村

⑥ Warāğird 村 Irdmusī 村 Dārābād 村

⑦いかなる者も、シャリーア(聖法)に背いてこれらの土地に立ち入らず、侵害しないように。筆と歩をそこから引いておくように。そしてこの額が前述の土地に対し相殺されてい

るものと知り、⑧自身の（担当する）税収と管轄より除外されたものと知るよう。そして夜と昼が続く限り、いつまでもワクフ財として⑨定めて（おくように）。そしてワクフ管財職は、前述の至大なるイスラームの尊師——神が彼の祝福を永続せんことを——と、彼の後は⑨～⑩彼の子孫に定められているゆえ、いかなる者（に）も介入したり（それを）共有したりする（機会を）与えず、その善き行ないを変更しようと考えないように。⑩～⑫そして彼らの後は、彼らの子孫たちに、時代から時代へ、彼らが生まれ世代を重ねる限り、定められ確固としているものと知るよう。

⑫～⑬区長たち・農民たちの進むべき道は以下の通りである。正税・付加税・ディーワーン税、これまで（ディーワーンの）取り分その他としてディーワーンに届けていたものは何でも、彼ら（=サファヴィー教団）の代理人たちに届けるよう。

⑭～⑯すべてこの通りに行なうよう。ディーワーンの書押で強調され、吉祥の金印で飾られるゆえ、諸事を行え。

⑮～⑯至高なる命令——その効力が永続せんことを——に従って、七六年ズルカアダ月十七日に書かれた。

⑰主よ、善により終わらせたまえ。

⑰a 記録された、かのお方、援助者たる方。 記録された、書記序(?)にて。

【語註】

III-P1a, [yarlīg]g nāfid (šuda) : 現存第1行の冒頭は語末の -g 字のみが残るが、続く「発行された (nāfid)」の語からみて、確実に yarlīg 「勅書」〔前掲語註 III-M4a 参照〕を推補できる。第2行以降の行頭の位置から yarlīg は行頭にあることが分かり、また -g と nāfid の間には、₄altūn tamgā 「金印」、₁₃humāyūn 「吉祥なる」の後と同様に小さな空白がある。これは、「勅書 (yarlīg)」の語が、直前の行から改行され平出されていることを示す〔後掲語註 III-P3-4 参照〕。第3-4行の「金印を捺した勅書の命令 (hukm-i yarlīg)」が発行された」の定型表現から、本処の yarlīg の直前行末尾にも hukm 「命令」が記されていたと考え、「勅書 [の命令] が発行され」と訳出す。

III-P1b, mawādi‘ (ki dīkr mī rawad) waqf-i zāwiya wa hānqāh-i tīsān (gardīda) : 第1行は破損しているが、文字の残画と文脈からこのように判読・推補した。mawādi‘ は mawdi‘ 「場所；村、集落、郷、地区」の複数形。行政文書・財務帳簿には、徵税が行われる場所を mawādi‘-i dīwānī 「ディーワーン地」として言及する例が頻繁にみられる〔Irānī/Safarī Āq-Qal‘a 1395 AHS, 60, 145; e.g., 本稿第4章4.1., 史料E〕。アラビア語の zāwiya とペルシア語の hānqāh はおおむね同義語で、いずれもスーアーイー教団の修行場を指す。本処の「修行場 (zāwiya wa hānqāh)」は、ŠU-II 文書と同様に、ŠU-I 文書で言及されるサドルッディーンの「祝福された修行場 (zāwiya-yi mutabarrak)」と同一のものとみられる。

本処で「彼らの修行場 (zāwiya wa hānqāh-i tīsān)」に続く語は、ここで紙が折りたたまれたため

摩滅してしまい、判読が困難である。kāfの頭部の字形が見えることから、推補できる語としては karda 「した」, gardānīda 「させた」あるいは gardīda 「なった」が想起され、「(以下に)述べられる土地を／が、彼らの修行場のワクフとしていた／させていた／なっていた」という文脈を想定できる。karda または gardānīda を採る場合、シャイフ=ウワイズ自身が本文書に記載された諸村を修行場に寄進したかのように解釈される。しかし、17世紀に編纂されたサファヴィー教団の私有地目録 *Şariḥ al-Milk* では、本文書で言及される6ヶ村の1つ Bāruq 村をサドルッディーンが修行場に寄進したと述べられている [SM/Hidāyatī, 178; なお、後掲語註 III-P4a-6 も参照]。本 ŠU-III 文書の第2行以降にイドラール (給付金) [前掲語註 II-P3a 参照] の語はみえないが、後述のようにイドラールの給付方法である相殺 (muqāṣṣa) への言及があることから [後掲語註 III-P7d 参照]、本文書で言及される諸村の税収も ŠU-I・ŠU-II 文書と同様、まずイドラールとしてサファヴィー教団に授与され、それから修行場に寄進され、ワクフ財に組み込まれたと考えられる。このような文脈を想定すれば、第1行末は gardīda 「なった」と判読するのが穩当であろう。ただし、karda / gardānīda その他の解読案を完全に排除するものではない。

III-P1c, muğāwirān : (pl.) < muğāwir 「寄寓者、身を寄せる人」。破損が著しく判読困難だが、モンゴル文第7行にこの借用形式 mujavar(-ud) がみえること [前掲語註 III-M7 参照] から推補する。muğāwir の原義は「身を寄せる人々」であり、聖都・聖者廟・シーア派イマーム廟など聖所に暮らす人々 (寄宿者、修行者、管理人) を指す言葉として用いられる⁽²³⁾。サフィーユッディーン時代からサファヴィー教団が多数の寄寓者を抱えていたことについては、Gronke 1993, 264 参照。

III-P2a, irtifa' : 財務用語としては、通常、農業の収入を意味する [Irānī/Şafarī Āq-Qal'a, 1395 AHS, 70-72]。ここでは修行場のワクフ財となった諸村 (mawādi') の収入を指す。

III-P2b, wa maymūnāt-i ān ayyām-i humāyūn rā muddahār yābad : maymūnāt は maymūn 「幸運な」の女性形 maymūna の複数形。ここでは「[諸々の] 幸運」と解釈し、「その (サファヴィー教団への庇護という善行の報いとしてもたらされる) 幸運が、吉兆の御代 (=シャイフ=ウワイズの治世) に蓄えられるように」と解釈する。ここでは通常 matūbāt 「褒賞」⁽²⁴⁾の語が用いられるべきだが、字形は明らかに MYMWNAT = maymūnāt と綴られる。

III-P3, iltimās-i imdā kardand : ŠU-I 文書第4行の並行する文脈では dar īn bāb hamān ki iltimās-i ḥukmī kardand 「この件について、まさに彼らは命令 (ḥukmī) を求めた」という。本 ŠU-III 文書で

(23) Ende 1991 の解説を参照。『書記典範』では、メッカ・メディナの聖地管理人を指して「高貴なる両聖都のアミールたちとその地の muğāwir たち (umarā-yi haramayn-i ḥarīfayn wa muğāwirān-i ānğā)」といい [DK II, 216]、また修行場 (zāwiya) のワクフ地への免税 (mu'āf wa musallamī) 勅許状用例では修行場の住人を「修行場の muğāwir たちと修行者たち、彼ら [に従う] 集団 (muğāwirān-i zāwiya wa ḡamā'at-i qalandarān wa ḡawq-i ḫānī)」と表現している [DK II, 279]。

(24) 例え『書記典範』「病院の医長職 (sā'ūrī-yi bīmāristān) の授与」 [DK II, 235-237] 文書用例の末尾では、病院のワクフで規定された給与 (marsūm) に言及して「[彼が] 自身の経費に費やし、この偉大な職務の推進に気を配って従事し、その褒賞が日々いや増す幸福の日々にもたらされるように (maṭūbāt-i ān ba-ayyām-i dawlat-i rūz-afzūn wāṣil gardad)」 [DK II, 237] という。これは、為政者が行なう善政や福祉政策が来世の褒賞に結びつくことを示唆する定型表現である。

も、これと同様に、サファヴィー教団が自身の権利を認可する命令書の発行をジャライル朝に要請したものと考えられる。P. *imqā* は「通過、実行、履行」の意味であるが、ここでは「(過去に認められていた権利についての) 認可、裁決、確認、認証」を意味する。782/1380 年発行者不明命令書 (PUM, No. 27) は、勅書 (*yarlıq*) によりサファヴィー教団の私有権が保証された村落に苛税が行われていることに関する訴えに対し、教団の権利遵守を命じる文書であるが、発行の経緯について「命令の確認のためこの文書が起草された (*īn maktūb ba-imqā-yi hukm dar qalam āmad*)」としている [PUM, 179]。裏面モンゴル文および ŠU-I 文書との対応関係については、前掲語註 III-M1-3 も参照。

III-P3-4, *badīn sabab hukm-i yarlıq ba-altūn tamgā-yi ḥimn ba-nafād paywast tā*：勅書の発令の定型的表現 (dispositio) に「裏面の、金印を捺した (ba-altūn tamgā-yi ḥimn)」の文言が加わったもので、ŠU-I 文書で用いられる文言と同じである⁽²⁵⁾。altūn tamgā 「金印」の後には後続の語がエザーフェでかかるることを示す *yā'* の文字または *hamza* 記号は無いが、定型表現の意味からここにエザーフェがかかるることは明らかである。

通常「中央、内部」を意味する *ḥimn* について、Herrmann は当初「金印がペルシア語面の中央／裡に捺されている」ことを示す表現とみなしたが [Herrmann/Doerfer 1975a, 21]、この論文の補訂 (Korrektursatz) で「(文書の) 裏面」を意味しており、また直前の「金印 (altūn tamgā)」ではなく「勅書の命令 (hukm-i yarlıq)」を修飾するものと訂正した [Herrmann/Doerfer 1975a, 51]。すなわち、「裏面の、金印を捺したこの勅書の命令 (hukm-i yarlıq ba-altūn tamgā-yi ḥimn)」とは、裏面のモンゴル文勅書を指すことになる⁽²⁶⁾。この点については本稿第 4 章 4.3., 4.4. を参照せよ。

「裏面の、金印を捺したこの勅書の命令 (ḥukm-i yarlıq ba-altūn tamgā-yi ḥimn)」という表現のうち、「勅書 (yarlıq < T. *yarlıy* ~ M. *jarlıq*)」 [前掲語註 III-M4a 参照] は改行・平出による敬意表現の対象となっている。すなわち、第 3 行の *hukm* の後に十分に余白があるにも関わらず改行し、*yarlıq* から新しい行を始め、「金印を捺した (ba-altūn tamgā)」のあとに空白を設けて「金印を捺した勅書」を後続の語から右へ突出させている。これは AS-1325・ŠU-I 文書と同じ方法である。尊敬対象語が行頭に来るよう改行し、その後に空白を設ける方法は、704/1305 年アミール・フサ

(25) モンゴル支配期ペルシア語行政命令文書の発令宣言 (dispositio) については、PUM, 17-18 を参照。PUM 収録の 775/1373 年シャイフ=ウワイス発行勅書と 781/1379 年フサイン発行勅書では *īn hukm-i yarlıq nafād yāft* の表現が用いられ (PUM, Nos. 25, 26), これは『書記典範』の勅書発令宣言でも同様である。例えば、同書第 2 部第 2 門第 1 段第 2~5 章 [DK, II, 260-277] の公文書用例の発令宣言は、いずれも「裏面の、金印を捺した勅書の命令が発行された (*īn hukm-i yarlıq ba-altūn tamgā-yi ḥimn nafād yāft*)」となっている [本稿第 4 章 4.2. 参照]。

(26) 705/1305 年クトルグシャー (Qutluq-śāh) 発行ペルシア語命令文書 (PUM, No. 5) は、アルダビール地方 *Mindīšīn* 村所在のワクフ地の用益権をめぐる係争に関して発行されたもので、裏面に宰相サアドディーン・サーワジー (Sa'ad al-Dīn Sāważī) 発行のペルシア語命令書 (PUM, No. 6) が記されている。このサアドディーンの命令には「裏面の命令に従い処置せよ (*ībar mūgib-i hukm-i ḥimn ba-taqdīm rasānand*)」という文言があり [PUM, 79], 当時のイルハン朝の筆頭アミールであったクトルグシャーの命令書の遵守を命じる内容となっている。

イン (Amīr Ḥusayn) 発行命令書 (PUM, No. 7, 5, 11īnḡū, 6, 16yarlıq, 7, 20al-ḥaḍrat, 13pādshāh-i maḡfir Argūn ḥān) にもみられる。

III-P4a-6：第4行末尾の「このように (bar-īn mūḡib)」の後、料紙には約 13~15 cm の余白が空けられ、本文とは異なる筆跡で、第4a行にはサファヴィー教団に授与される税収総額 4,000 ディーナール、また第5~6行にはこの税額が徵収される 6 つの村落 (qarya) の名が記載される。

zar-i rā’iġ は「通行ディーナール」と訳出し、会計上・価格表記上の基準貨幣単位と解釈する〔前掲語訳 II-P2-3a 参照〕。税収総額の記載方法は ŠU-II 文書とほぼ同様であり、この zar-i rā’iġ 「通行ディーナール」の左方に総額 4,000 ディーナールを文字で記し、また zar-i rā’iġ 「通行ディーナール」の下に横線を引き、その下に総額の半額の 2,000 ディーナールをスィヤーク体で記し、小さなスィヤーク数字の「2」を加えて「2 x 2,000」(= 4,000) を示している。これは金額の内訳が記載されていない場合の方法であり〔前掲語訳 II-P3a 参照〕、第5~6行の 6 ヶ村の一覧には各村から納付される税額の記載が無いため、この方法が取られているのだろう。

AS-1325 文書のアルダビール地方 Barūr 村の租税規定では、租税総額 136.5 ディーナールのうち、56.5 ディーナールが「現金で (bi-‘ayni-hā)」、80 ディーナール分が「穀物の価格 (taman al-ḡalla)」つまり穀物現物による代納とされ、その換算基準と算出された量「(1 tagār につき) 2 ディーナール、よって 40 tagār (x 2 = 80 ディーナール)」⁽²⁷⁾が記載されていた [Herrmann/Doerfer 1975b; 本稿第4章 4.3. 参照]。これは現金納と農産物などの現物納で行われていた村落の納税方法を示すものであるが、本文書では、そのような納付方法に関する情報もない。

第5~6行の筆跡は第4a行と同一で、6 ヶ村の名を 3 ヶ村ずつ上下 2 段 (Bāruq, Andarāb, Nayy'; Warāḡird, Irdmūsī, Dārābād) に記す。このうち Bāruq, Warāḡird, Dārābād は、本文書発行から 5 年後の 766/1365 年にシャイフ=ウワイスの子シャイフ=アリー (Ṣayḥ ‘Alī) が発行した命令文書 (PUM, No. 234) で、シャイフ=ウワイスがサファヴィー教団に授与した村とされる Bāruq, Warāḡird, Dārābād に比定できる。この 3 ヶ村は、いずれもアルダビールの西・西北 10~20 km 前後の近郊に所在していたと考えられている [PUM, 164; cf. Gronke 1993, 172, 296, 344~346, 398]。

第2の Andarāb 村については、同名の村がアルダビール西方 12 km に現存することが、サファヴィー教団の私有地目録 *Sarīḥ al-Milk* や聖者伝 *Safwat al-Ṣafā* を検討した Gronke により指摘されている [Gronke 1993, 310, 324, 396]。

第5の村名 Irdmūsī は、599/1203 年アラビア語土地売買証書 (Gronke 1982, No. 52)・615/1218 年アラビア語売買契 (Gronke 1982, No. 127 = MMI s.25419 (r.12); cf. FABS, 5) および *Safwat al-Ṣafā* 写本の諸処でも Irdmūsī ~ Irdmuṣī という形式で言及され、アルダビールの西方約 15 km に位置する現在の Īrdīmūsī ~ Īrdī Mūsā に比定されている [Gronke 1982, 152, 161, 296, 302, 306; Gronke 1993, 305, 309, 343]。実際、当地は Andarāb と Dārābād (~ Dārābād) のほぼ中間地点に位置している。また、*Safwat al-Ṣafā* は Irdmūsī を「アルダビールの諸村の 1 つ (az dīh-hā-yi Ardabīl)」といい、ま

(27) モンゴル時代の P. tagār は M.-T. tāyār に由来し、穀物計量単位としては漢語の石 (ca. 84 ℥) に相当する [松井 2004, 163~159; cf. 本田 1972 = 本田 1991, 333~341]。

たこの村の住民と *Andarāb* 村の住民との諍いがサフィュッディーンに上奏されたという逸話を伝えており、両村が近接する地点にあったことが示唆される⁽²⁸⁾。

残る第 3 の *Nayy'* = *NYY'* の地理的比定については成案が無い。*Safwat al-Safā* は「ハルハール地方の村 (dīh az wilāyat-i Ḥalḥāl)」として同名の *Nayy'* という村に言及するが [SS/Tabāṭabā'ī, 377, 382, 617, 724; Groke 1993, 64, 74, 125, 139, 197–199 (Nai)], おそらく別地であろう。ハルハールはイルハン朝末期にはアルダビールとともにテュメン行政区 (tūmān) を構成したが [NQ I, 81–82; Gronke 1993, 197], アルダビールから南方約 50 km に位置し、本文書で言及される他の 5ヶ村とは地理的に大きく離れるからである。

III-P7a, *ba-ḥilāf-i ṣari'at* : 「シャリーア（聖法）に反して」。アルダビール文書の行政文書では、禁止・懲戒の理由としてしばしばシャリーア違反が言及される (cf. PUM, Nos. 5₆, 8₁₀, 27₂₂, 28₄)。ワクフ地や特定人物が私有権 (milkīyat) を有する土地を勝手に用益することがシャリーア違反として非難・禁止の対象になる。ここでは、当該 6ヶ村がワクフ財となっているためであろう。

III-P7b, *madḥal na-sāzand wa ta'arruḍ na-rasānand* : 三人称単数の主語「いかなる者も (hīč āfarīda)」に対して動詞が三人称複数形 (na-sāzand) をとるのは破格であるが、ここでは文書の字面に従う。本文書では命令内容はほぼすべて非人称の三人称複数で語られており、ここでの hīč āfarīda は副詞句的に用いられていると考えるべきか。*madḥal* は「入口」または「介入, 干渉」, *ta'arruḍ* は「反対, 抗議」から干渉, 要求などの侵害行為を意味し、行政文書では行政の秩序維持や文書受給者の権利の保護を命じる文脈で、これらの行為の禁止を強調する文言、「立ち入るな (madḥal na-sāzand)」(PUM, Nos. 22₁₁, 28₈)「侵害するな (ta'arruḍ na-rasānand)」(PUM, No. 7_{18–19}, No. 11₉) あるいは「侵害する者となるな (muta'arriḍ na-šawand)」(No. 27₁₉) がしばしば用いられる。*ŠU-I* 文書では「いかなる理由であれ何も要求するな, 侵害するな (sba-hīč wağhī matālibī na-namāyand wa ta'arruḍ na-rasānand)」との表現が用いられている [本稿第 4 章 4.3. 参照]。

III-P7c, *qalam wa qadam az ānğā kūtāh wa kašīda dārand* : 「筆と歩をそこから短く引いておく」という表現は、地方行政官・徵稅官に徵稅を禁じる定型句として頻用され [PUM, 18, Nos. 15₁₁, 20₂, 23₁₁, 27₁₃], *ŠU-I* 文書でも使用される (s₁qalam wa qadam kūtāh wa kašīda dārand)。本処の *dārand* は紙の連貼部に重なって不明瞭であるが、第 12 行の用例と字形が似ており、また定型表現からもこの通り判読できる⁽²⁹⁾。

徵稅の禁止命令は免稅などいくつかの理由が想定でき、本文書現存部分にはそれを示す文言が確認できないものの、おそらくは *ŠU-I* 文書と同様に、この 6ヶ村の稅がサファヴィー教団へのイドラーとして相殺されたためであろう。次註 III-P7d も参照。

III-P7d, (*īn*) *mablağ mawāḍi'-i madkūra rā muqāṣṣa dānand* : 冒頭の *īn* 「この」は料紙の連貼部に重なり不明瞭。*muqāṣṣa* は「相殺」「決済, 決済額」を意味し、イドラーーや生活費などをディ

(28) SS/Tabāṭabā'ī, 376, 750. なお、Tabāṭabā'ī はこの地名を ARDMSYN (= Irdmusīn) と校訂するが、ここでは Gronke の校訂形式を採用しておく。

(29) この点については矢島洋一氏よりご教示を頂戴した。ここに謝意を記す。

ーワーンから直接支出するのではなく、税額の一致する徵税権の授与により「相殺」することを意味する [Herrmann/ Doerfer 1975a, 21–25; 岩武 1998, 90–92]. 本文書においては、サファヴィー教団の修行場のワクフ財とされている 6 ヶ村の税の徵收権が、サファヴィー教団に授与されたイドラールの額の相殺としてサファヴィー教団に付与されていることを示すと考えられる [前掲語註 III-P1b も参照].

ŠU-I 文書で並行する表現は「Šāhiyān 村の税に相殺されているものと知り (šba- mutawaḡḡih-i dīh-i Šāhiyān muqāṣṣa dānistā)」[本稿第 4 章 4.3. 参照] であり、一方、754/1353 年発行者不明イドラール給付文書 (PUM, No. 19) には、本処とよく似た表現 *šmāl wa mutawaḡḡihāt-i mawdī‘-i maḍkūr badīn mablaḡ muqāṣṣa dānand wa az dīwān-i ḡānḡā wa az madāl-i ḥud ḥāriḡ wa mafrūz šuda* 「前述の村の諸税がこの額に相殺されているものと知り、その地のディーワーンと自身の管轄から外れ除外されている [ものと認識せよ]」がみえる。さらに『書記典範』所収の「相殺によるイドラール」授与文書にも、イドラールの金額を「前述の村または前述の商税によって相殺 (muqāṣṣa wa mustaḡraq) [すべきもの] とみな」すことが指示される [本稿第 4 章 4.2., 史料 O 参照]。これらの文例から類推して、本 ŠU-III 文書の表現は「この [イドラール] 額が (īn mablaḡ) 前述の土地 [の税収] に対し (mawdī‘-i maḍkūrā rā) 相殺されているものと知り (muqāṣṣa dānand)」と解釈するが、若干舌足らずな表現であることは否めない。判読・解釈とともに疑問が残る箇所である。

III-P8a, az ḡam‘ wa madāl-i ḥud mafrūz wa mawdū‘ dānand: ŠU-I 文書では *gaz madāl-i ḥud mafrūz dānand* 「自らの管轄から除外されたもの」と、より簡潔な表現となっている。782/1380 年発行者不明文書 (PUM, No. 27) には、「その諸村を自身の徵税・管轄・考慮から除外されたもの⁽³⁰⁾と知り、筆と歩を短く引いておけ (īzān mawdī‘ rā az ḡam‘ wa madāl wa ihtimām-i ḥud īz mawdū‘ wa mafrūz dānistā wa qalam wa qadam kūtāh wa kaṣīda dārand)」という表現があり、これは本文書の表現に近いといえる。madāl 「管轄」はモンゴル語 *medel* の借用語である [Herrmann/Doerfer 1975a, 25, 74–75; TMEN IV, 317, Nr. 2136; PUM, 144; 前掲語註 III-M12–14 参照].

III-P8b, ‘alā al-dawāmi wa al-istimrārī mā dāmat al-laylu wa al-nahāru: 永続を強調するアラビア語表現。

III-P9–10: 本処の *gwaṣīfa-yi tawliyat* 「管財人職」とは、ワクフ文書の規定に基づくワクフ財の管財人職と解釈する。また 761/1360 年という本文書の紀年からみて、*ṣayḥ al-islām a’zam muṣār ilay-hi* 「前述の至大なるイスラームの導師」が、ŠU-I・ŠU-II 両文書でも言及されるサファヴィー教団教主サドルッディーンを指すことは確実である [前掲語註 II-P3c 参照].

本処の記載は、ワクフ管財職の給与がサドルッディーンとその子孫に定められ、ワクフ管財職が一族に継承されることを保証するものとなる。*īhīc āfarīda mudāḥalat wa muṣārakat na-dihand* は、

⁽³⁰⁾ 字義的には *mafrūz* は「分離された」、*mawdū‘* は「控除された」の意。Herrmann は *mafrūz wa mawdū‘* を「除外された (entzogen)」と訳出しており [PUM, 179]、これに従う。ちなみにナスィールッディーン・トゥースィー (Naṣīr al-Dīn Tūsī) の財政論によれば、*mawdū‘* は「土地税が免除されている者たち」を指して用いられているという [Minovi/Minorsky 1940, 773; 岩武 1988, 89].

hīč āfarīda の後に -rā muğāl を補い、「いかなる者（に）も介入したり（それを）共有したりする（機会を）与えず」と解釈する必要がある。これは職権や法的権利を保証する定型的表現として、官職授与文書やワクフ・所有権保護の命令書に登場する⁽³¹⁾。AS-1325・ŠU-I 文書と同様、本文書は定型表現を頻用しており、おそらくインシャー術指南書に基づいて起草されたものと推測されるが [Herrmann/Doerfer 1975a, 51–52; Herrmann/Doerfer 1975b, 333; 本稿第 4 章 4.3., 4.4. 参照]、本処は引用ミスゆえの文法的な誤りであろう。なお、裏面モンゴル文においては、サドルッディーンと子孫の「ワクフ管財職 (tawliyat)」に言及する表現は見えない。

ちなみに、本処でサドルッディーンに「神が彼の祝福を永続せんことを (adāma Allāh barakāta-hu)」という祈願句が付されていることは、若干注意される。本文書より 2 年前の 759/1358 年に発行された ŠU-I 文書では、彼は単に「イスラームの導師 (šayh al-islām)」(モンゴル文では yeke šayiy 「大シャイフ」。前掲語訳 III-M17 参照) とのみ称され、祈願句は付されていない。一方、773/1372 年シャイフ=ウワイス発行ペルシア語文書（フランス国立図書館 Supplément persan 1630）や、780/1378 年ジャライル朝君主フサイン発行文書 (MMI s.25903 (r. 484) = Herrmann 1973, 136–137; cf. FABŞ, 122) など後代の文書は、より長大な尊称や祈願句をサドルッディーンに加えている⁽³²⁾。この点に注意した Herrmann は、759/1358 年時点ではシャイフ=ウワイスのサファヴィー教団に対する敬意・帰依がそれほど深いものではなかった可能性を指摘している [Herrmann/Doerfer 1975a, 30–31]。ここではシャイフ=ウワイスのサファヴィー教団に対する政策を立ち入って考察することはできないが、称号の変化は、773/1372 年シャイフ=ウワイス文書や 780/1378 年フサイン文書のような装飾的・権威的な文体が志向される君主発行の命令書と、ŠU-I・ŠU-III 文書のような実務レベルで起草・発行される財務文書の文体の相違という問題も考慮に入れる必要があるだろう。

III-P11, qarnan ba‘da qarnin mā tawāladū wa tanāsalū : 子々孫々永続的に権利が継承されていくことを保証するアラビア語定型表現⁽³³⁾。特に mā tawāladū wa tanāsalū 「彼らが生まれ、世代を重ねる限り」の定型句は、『書記典範』所収のイドラール授与勅書用例の第 1 種・第 2 種 [DK II, 262, 263 (=本稿第 4 章 4.2., 史料 O)] のほか、恒久の減税 (taḥffīt-i abadī) 勅書用例 [DK II, 277]、免税権 (ma‘āfi wa musallamī) 授与勅書第 2 種 [DK II, 281] に登場する。このうち、最後のもの以外は「裏面の、金印を捺したこの勅書の命令 (hukm-i yarlığ ba-altūn tamgā-yi ḥimn) が発行された」と

(31) 例えば『書記典範』の「徵稅請負による知事・徵稅官職の授与 (tafwīd-i ḥukūmat wa mutaṣarrifī ba-ḍamān)」文書用例では、「彼をその地の知事・徵稅官とみなし、他の者にもしかしたら共同・介入の機会があろうなどとは考えるな (muğāl-i mušārakat wa mudāḥalat taṣawwur na-kunand)」[DK II, 137] とある。また、アルダビールの地方行政機関および同地方 Čahārsū 村住民宛の発令者・発行年不明ペルシア語命令書 (PUM, No. 13) では、発令者が 2 ダーニングの土地をサフィー廟に寄進したことが述べられ、以後「我が方の子孫たち (sawlād wa ahfād-i īn-ğānib) のいかなる者もその地に介入・共同をしようとするな (o mudāḥalat wa mušārakat na-warzand)」と述べている [PUM, 115]。

(32) シャイフ=ウワイス期、スーアーイー指導者に用いられた尊称・称号・祈願句は、『書記典範』の「シャイフたちとその弟子たちのための称号と祈願句」[DK I-2, 23–28] に確認できる。

(33) qarnan ba‘da qarnin 「時代から時代へ」と判読する点については、矢島洋一氏よりご教示を頂戴した。あらためて謝意を表わしたい。

いう文言がみられる点で本文書及び ŠU-I 文書と共に通しており、ジャライル朝初期の類似のインシャー術指南書の文例に基づいて作成されている可能性がある。本稿第 4 章 4.2., 4.3. も参照。

III-P12a, mu‘ayyan wa muqarrar wa musallam dārand : muqarrar は「確定した」, musallam は「完全な, 自明の」を意味し, 権利の確定・安堵を示す表現として頻用される。つとにセルジューク朝期のインシャー集『書記の敷居 (‘Atabat al-Kataba)』所取のイクター (iqṭā‘) 授与命令書でも, 受領者のイクターについて「至高なる親筆に従い安堵せよ (bar müġib-i tawqī‘-i a‘lā musallam dārand)」, 「イクター・生活の資を彼に対し確固としたものとせよ (iqṭā‘ wa nān-pāra bar-ū muqarrar dārand)」という文言がみえる [‘AK, 84].

III-P12b, sabīl-i kadhudāyān wa ra‘āyā-yi mawādi‘-i madkūr ān-ast ki : 第 12-14 行は, 当該諸村の耕作者への命令となる。「……の [進むべき] 道は以下の通りである (sabīl-i ... ān-ast ki)」という表現も, やはりセルジューク朝時代から行政文書の命令・指示内容を示す定型表現として用いられたことが, インシャー資料から確認される [e.g., ‘AK, 8, 29, 44, 55, 58, 61, 87; DD, 108, 110, 112, 114; cf. Horst 1964, 34, 190].

本 ŠU-III 文書では通知先を缺いているが, ŠU-I・ŠU-II 文書との比較から, 冒頭の通知先は 6 ヶ村を管轄する地方行政機関の諸職であったと考えられる。本処では, 当該の諸村で村長の下位にある区長 (kadhudā) と農民 (ra‘āyā) が通達の対象となっており, 対応するモンゴル文の「村長たち・区長たち (irayis-ud kaiquvas)」と表現が異なる [前掲語註 III-M19-20 参照]。ペルシア語行政命令文書の通知先では「村長 (ra‘īs)・区長たち (kadhudā)・農民たち (ra‘āyā)」, 「村長・区長たち」, 「村長・農民たち」と併記されることが多い [e.g., PUM, Nos. 4₂, 9₄, 13₄]。本処で村長 (ra‘īs) を缺き, 農民 (ra‘āyā) が加えられている理由は不明である。

III-P12-13 : モンゴル時代のペルシア語史料にみえる各種の税役を指す用語については, 本田實信の一連の研究に詳しい。₁₂māl は「税, 貢納」一般, ₁₂mutawaġġihāt も「税」一般だが特に「附加税」の意味も持つ。₁₂ħuqūq-i dīwānī は「ディーワーンに属する権利」すなわち「国税」全般を意味する [本田 1961a=本田 1991, 267]。この 3 語を並列する表現は, 785/1383 年発行者不明文書 (PUM, No. 28₇) にも在証される。

後続する ₁₃har ānča tā ġāyat az bahra wa ġayr-i ān ba-dīwān mī-rasānīda 「これまで (ディーワーンの) 取り分その他としてディーワーンに届けていたものは何でも」は, 前段の正税・附加税を含めディーワーンに従来納付してきた全ての税を示している。P. bahra 「取り分」は, PUM 所取のペルシア語行政命令文書では, 私有地においてディーワーンに納付される税とは別に土地所有者に納められる, 地主の取り分を指して頻出する [PUM, Nos. 4_{14,20}, 8_{9,14}, 9_{8,11}, 17_{6,9,11}, 18_{6,10,11}, 23₉, 24₅, 25_{5,7}, 28₇]。しかし, 『集史』ガザン紀第 3 部第 24 章所取イクター (iqṭā‘) 授与勅書の第 1 条には「インジュ地とディーワーンに属する地所では (az muwādi‘ ānča ba īnġū [wa dīwān] ta‘alluq dāšta bāšad), 古くからずっとその地の農民であり耕作してきた農民たちは, その (=今まで) 通りに耕作し, その取り分 (bahra-yi ān) を正しく軍 (čarīk) に届けよ。ディーワーンの正税・クプチル税・諸附加税 (māl wa qūpčūr wa mutawaġġihāt-i dīwānī) は, 徵税規定書と (そこに) 説明された細目

(mu'āmara wa tafṣīl ki ḏikr raft) に従い、増減なしに軍 (laškar) へ送付せよ。[……中略……] 兵士たちには、農民たちに対し、彼らに自身の諸村を耕作させ、ディーワーンの取り分・正税・付加税 (bahra wa māl wa mutawaḡīhāt-i dīwānī) を正しく彼らから取り立てる以上の命令はしてはいけない。[……中略……] 耕作せねばならないと知らない、または耕作しない農民も、ディーワーンで定められた規定の税 (māl-i mu'ayyan) を彼らに払っていれば、その者らに強制的に耕作を命じてはならない」という記事がみえ [GT/Rawšan II, 1481–1483; GT/TS, 328b–329a; 本田 1959=本田 1991, 240–241]、イクターとして軍に送納するよう定められた全ての税収に言及する文脈で bahra の語がディーワーン諸税目 (māl, mutawaḡīhāt) とともに用いられている。本 ŠU-III 文書の bahra の用例もこれと同様に解釈でき、従来ディーワーンに送納されてきた 6 ヶ村の全ての税収の徵収権がサファヴィー教団に属していることを強調するものと考えられる⁽³⁴⁾。

なお、モンゴル文の並行箇所「正税・付加税およびディーワーンのあらゆる税課 (mal mutawaḡīqad divan-u aliber ujubud uquryud)」については、前掲語註 III-M20–21 を参照。

III-P13, ba-wukalā-yi ḫšān bi-rasānand : サファヴィー教団の財務など事務を執る者たちが wukalā' (pl. < wakīl) 「代理人」と呼ばれている例は、766/1365 年シャイフ=アリー発行文書 (PUM, No. 23₉) にも見られる。

III-P14–15, bar-īn ḡumla rawand wa čūn ba-'alāmāt-i dīwānī mu'akkad šuda ba-altūn tamḡā-yi humāyūn muwaššah gardad a'māl namāyand : 命令の実行を促す確証文言 (corraboratio)。多くの場合「全てこの通りに行え (bar-īn ḡumla rawand)、信用せよ (i'timād namāyand)」の 2 句で構成される定型句に、文書に命令の権威を強化するもの (ここでは「ディーワーンの書押 ('alāmāt-i dīwānī)」と「吉祥の金印 (altūn tamḡā-yi humāyūn)」) が加えられていることを特記する文言が加わる形になっている [PUM, 19]。本処の文言は、「信用せよ (i'timād namāyand)」に代えて「諸事を行え (a'māl namāyand)」を用いる点を除き、ŠU-I 文書 (第 10–11 行)・AS-1325 文書 (第 13–14 行) とほぼ同文 [本稿第 4 章 4.3. も参照]。「吉祥の金印」を第 15 行冒頭に平出する尊敬表現も共通する。

本 ŠU-III 文書のディーワーンの書押は、第 17 行の左右にある登録書押しか現存せず、これらはそれほど高位ではないディーワーン官僚によるものと推定される [後掲語註 III-P17a 参照]。ただし、確証文言に本文書と同じく「ディーワーンの書押 ('alāmāt-i dīwānī) で強調され、吉祥の金印で飾られるゆえ」という文言をもつ AS-1325・ŠU-I 文書における書押 ('alāmat) の記入状態と比較すれば、本 ŠU-III 文書で缺落している冒頭部分にも、AS-1325・ŠU-I 文書さらには ŠU-II 文書と同様のワズィールの書押やディーワーン高官による登録書押が挿入されていたと推測できる [前掲語註 II-P1–1b 参照]。

III-P15–17 : 年月日および末尾の祈願句「主よ、善により終わらせたまえ (rabbi ihtim bi'l-hayr)」は、本文とは異なる筆跡で、後から記入されたものである。年月日は、第 15 行末に前置詞 fi 「～

(34) 800/1398 年ティムール朝王子ミーラーンシャー発行のウイグル文字チュルク語・ペルシア語合璧命令文書のペルシア文にも、類似する表現として「ディーワーンの取り分であるもの (šānča hīṣṣa wa rasad-i dīwān bāšad)」がみえることも参考に値する [Matsui/Watabe/Ono 2015, 60]。

に」を装飾的に大きく記し、その下に、かつての中央部分に小字で記入される。さらに年月日の上から印鑑が捺されている。このような記載・捺印方法も ŠU-I 文書と同一である [Herrmann/ Doerfer 1975a, 40]。その他のペルシア語行政命令文書でも、多くの場合、日付は、命令文の本文とは異なる筆跡で、小さい細字によって記入される [PUM, 26]。Qā’im-Maqāmī は、ペルシア語文書の日付の記入は文書作成の工程が全て終わった最終段階、受領者に発行する前に行われたとするが [Qā’im-Maqāmī 1350 AHS, 240]、印章が導入された 13-14 世紀には、日付記入の後に印章捺印の処理が入る。

本処の日付「七六年ズルカアダ (Dī al-Qa‘da) 月十七日」は、西暦 1360 年 9 月 28 日に対応する。これとモンゴル文の日付「前掲語註 III-M24-27」との対応および関連する問題については、本稿第 4 章 4.5. を参照。

III-P17a：料紙の中央に記された第 16-17 行の年月日および祈願句の左右にそれぞれ 1 つずつ、計 2 つの書押 (‘alāmat) が記入されている [前掲語註 II-P1-1b 参照]。

ŠU-I 文書でもほぼ同様に、文書末尾第 11 行の確証文言 (corroboratio) の上、料紙の左右両端にそれぞれ 1 つずつの書押が記入されている。この 2 つの書押はいずれも完全には解読されていないものの、*uṭbita* 「記録された」の語で始まる点では、ディーワーン高官によるものとみられる第 1b 行の 3 つの横並びの書押と同じく「登録書押 (Registriervermerke)」と称し得る。ただし、第 1b 行の 3 つの書押よりは字寸も相当に小さく、より位階の低いディーワーン官僚の書押とみられる [Herrmann/Doerfer 1975a, 36-38; PUM, 28-29]。

本処の 2 つの書押もやはり *uṭbita* 「記録された」の語で始まる登録書押である。右は *uṭbita wa huwa al-muṭin* 「記録された、かのお方、援助者たる方」、左は *uṭbita fī dīwān al-kitābāt* 「記録された、書記序にて」と判読できる。これらの筆致は ŠU-I 文書下部の 2 つの登録書押とは明瞭に異なり、互いに異なるディーワーン官僚により記されたものと考えられる。

左の書押に「書記序 (dīwān al-kitābāt)」という官署名を読み取るのは、あくまで試案である。管見の限り、このような官署・行政部局名は、ジャライル朝期のディーワーン諸職任命文書文例を収録する『書記典範』をはじめ、その他の史料に確認されない。もしこの判読が正しいとすれば、この「書記序 (dīwān al-kitābāt)」は AS-1325 文書にみえる「文書序 (dīwān al-inšā')」と同様に文書発行を管轄する部局を意味するものと考えられ、本処の登録書押は、AS-1325 文書下部の 2 つの書押 (*uṭbita fī al-ġarīda* 「記録された、帳簿に」, *bar daftar ṭabt karda šud* 「帳簿に記録された」) [Herrmann/Doerfer 1975b, 319, 330-331] や、721/1321 年チョバン (Čoban) 発行文書 (PUM, No. 8) 第 13-14 行間の *nusīha* 「写された」という書押 [PUM, 31] と同様、文書発行の過程で文書内容が官署・行政部局の帳簿に記録されたという慣行を反映するものと推測される⁽³⁵⁾。この点については本稿第 4 章 4.4. を参照。

(35) *uṭbita* 「記録された」や *nusīha* 「写された」などの語を書押に用いて、勅令や行政命令文書の内容がディーワーンや財務会議 (mağlis al-istifā') で承認・登記されたことを文書の行間・余白に示す慣行は 11-12 世紀のファーティマ朝発行のアラビア語行政文書にも確認される [Stern 1964, 170-174]。

4. 考察

前述の通り、これまでアルダビール文書群において確認されていたモンゴル語・ペルシア語対訳合璧文書は、725/1325 年イルハン朝君主アブー=サイード発行の AS-1325 文書と、759/1358 年ジャライル朝シャイフ=ウワイス発行の ŠU-I 文書の 2 通のみであった。これらのモンゴル語・ペルシア語対訳合璧文書は、いうまでもなく、イルハン朝以降のモンゴル系諸政権がイラン地域で施行した多言語を併用する文書行政システムの様態を考察するうえで、一次史料としてきわめて高い価値をもつ。ただし、この 2 通の文書は、それぞれに孤立した歴史的背景をもち、ある程度に一般的な文書行政システムを再構することはいささか困難であった。

これに対して、本稿で提示した ŠU-II・ŠU-III 文書は、イルハン朝・ジャライル朝君主が発行したモンゴル語・ペルシア語合璧命令文書という点で AS-1325・ŠU-文書と共通する性格を有し、また特に ŠU-I 文書とはほぼ共通する歴史的背景のもとで発行されたものである。いずれも断片的であり、また数的にも 2 通に過ぎないとはいえ、先学による考察を深化させるための材料が増えたことになる。

以下には、これら 4 通の文書の比較検討から、イランにおけるモンゴル系政権の多言語文書行政の諸側面について、可能な範囲での考察を提示しておく。

4.1. 諸史料にみえる「金印 (altūn tamgā)」と財務小型金印

既発表の 2 通のモンゴル語・ペルシア語合璧文書 (AS-1325 文書・ŠU-I 文書) に多くの共通点がみられることについては、これを Doerfer と共同で校訂・発表した Herrmann が詳しく検討している。

Herrmann はまず、これらのモンゴル語・ペルシア語合璧文書 2 通に捺された印鑑が相当に小さくまた金泥で捺されていることに着目した。これは、既知のイルハン朝君主が発行したモンゴル語文書や、あるいはテュルク・モンゴル系アミール層が発行したペルシア語命令文書に捺された印鑑が、いずれも印寸では相当に大きくまた多くは朱泥で捺されていることと比較すると、大きな相異とみなしえる。Herrmann は、この 2 通のモンゴル語・ペルシア語合璧文書に捺された小型の金泥印鑑を、イルハン朝第 7 代君主ガザン=カンの文書行政改革で導入されたと『集史』が伝える「小型の金印 (altūn tamgā) kūcik ~ T. *küçük altun tamya」に相当するとみなした。『集史』によれば、この「小型の金印」は、「財庫や地方に発行するバラート (支払命令書) (barawāt-i hizāna wa wilāyat), 受領証, 精算書, 財務処置や水利・土地に関して起草されるディーワーンの諸文書 (yāfta wa muṣāfāt wa maktubāt-i dīwānī ki ḡihat-i mu‘āmalāt wa āb wa zamīn) に捺す」ために導入されたものである [GT/Rawšān II, 1467–1472; GT/Alizade III, 500–503; 本章 4.4., 史料 P 下線部③]。また、傀儡イルハンのスライマーン (Sulaymān, r. 1339–ca. 1343)⁽³⁶⁾ 治世の 1340–1341 年頃に編纂された財務

⁽³⁶⁾ スライマーンはイルハン・アブー=サイード没後の政争を主導したチョバン家 (Čobanids) の小ハサン (Šayḥ Hasan-i Kučik) に傀儡として擁立されたが、744/1343 年の小ハサン殺害の後のチョバン家の内部抗争に参加して敗れ、1345 年にディヤルバクルへ退き、それ以降の動静は伝わっていない。ただし 745/1344–5 年ディヤルバクルで発行された貨幣が現存する [Melville/Zaryāb 1991]。

簿記術指南書『会計大全 (Gāmi‘ al-Hisāb)』や、シャイフ=ウワイス時代に完成した『書記典範』にみえる「金印 (altūn tamgā)」の用例も、いずれも財務案件に関係している。

これらの諸点から、Herrmann は、AS-1325・ŠU-I 文書およびこれらペルシア語編纂史料中にみえる「金印 (altūn tamgā)」とは、印泥の色に由来する表現であると同時に、財務関係のディーワーン発行文書に限定される「ガザンの財務印 (Finanz-Siegel Gāzān Ḥāns)」と称し得る特別な印であり、またそれが捺された文書そのものをも指すことを指摘し、またその使用がガザン時代からジャライル朝時代にまで継承されたと考えた [Herrmann/Doerfer 1975a, 39–43; PUM, 40–41]。このHerrmann説は、共同研究者のDoerferが担当した *Encyclopaedia Iranica* の記事にも容れられ [Doerfer 1989]、ほぼ通説となっている。

本稿が新たに紹介した ŠU-II・ŠU-III 文書は、サファヴィー教団のワクフ権益を確認・保証するという点で ŠU-I 文書と同一の機能を有している。また、これらに捺された印鑑は、ŠU-I 文書と同一の小型金泥印鑑であった。また、やはり先行の AS-1325 文書・ŠU-I 文書と同様に、モンゴル文はモンゴル君主シャイフ=ウワイスを発行者とするが、裏面のペルシア文はディーワーンを発行者としていた可能性が高い [本稿語註 II-P1-1b 参照]。以上の点からみて、Herrmann の指摘は、新発現の ŠU-II・ŠU-III 文書 2 通からもひとまず傍証される。

Herrmann の掲げた用例以外にも、イルハン朝期の「金印 (altūn tamgā)」は、多くの場合、財務案件に関係して言及されている。以下には、『集史』ガザン紀第 3 部が伝えるガザンの諸改革に関連して言及される用例を掲げる。

A : 第 16 章・税制改革 [GT/Rawšān II, 1425; GT/TS, 315a–315b; GT/Alizade III, 462–463; cf. 本田 1961a=本田 1991, 312–313; 四日市 2012, 325–326 (H)]

[ガザンは] 命じた。「いかなる王侯・軍政官 (bāsqāq < T. basyaq)・書記も決してバラートや割付書 (barāt wa ḥawālat) [を書くため] に筆を紙に置いてはならない。もしバラートが書かれたなら、発令指示 (parwāna)⁽³⁷⁾を出した知事をヤサに処し [=処刑し] (ba yāsā rasānānd)，書いた書記の手を斬れ。他の書記たちが彼を見て、教訓を得るようにするため」。そして各州に 1 名の書記を定めるよう命じた。[その書記は] ここで大ディーワーンに随行し、年の始めに諸税のバラート (barāt-i mutawaḡghāt) を租税規定 (qānūn) に記載された通りに村ごとに明白かつ詳細に起草する。そして大ディーワーンの副官たち (nuwwāb) が [バラートに] 署名をし (nišān mī-kunand)，金印 (altūn tamgā) で [その正当性を] 強化し、州へ送付するのである。そして、農民はそれを 2 回の分割払い、財庫手数料 (haqq-i

⁽³⁷⁾ P. parwāna は君主が発した口頭の命令を意味し、それが伝達されることにより勅令が起草されることを示す術語としてセルジューク朝期から用いられた [Qā’im-Maqāmī 1350 AHS, 135–139; Anwarī 1976–7, 24–25]。本田は「[バラート起草の] 許可」と訳しているが [本田 1961a=本田 1991, 312]、ここではその本来の意味を踏まえ「発令指示」とした。イルハン朝期のバラートには、支払いを命じる parwāna を誰が伝達したかを明記するよう定められていた。本章次節 4.2. に示すバラート書式用例 (史料 L～N) を参照。

ḥizāna) である 10 対 2 分の 1 [=5%]⁽³⁸⁾とともに、各州に任命された徵収官 (ṣāhib-i ḡam‘) に届ける。彼〔徵収官〕はその一部を、金印が捺されたバラート (barawāt ba-altūn tamgā) に従い、現金で (naqd) [その] 割付受領者 (arbāb-i ḥawālāt) に渡し、残りは財庫 (ḥizāna-yi ‘āmira) へ送られる。〔徵収官はそれを〕財庫手数料とともに財庫管理官たち (ḥizāna-dārān) に引き渡す。

B: 第 16 章・税制改革／税制改革の勅書 (yarlığ) [ČT/Rawšan II, 1432, 1434–1436; ČT/TS, 316b–317b; ČT/Alizade III, 469–475; cf. 本田 1961a=本田 1991, 305, 310–315; 四日市 2012, 326 (I, M); 宮 2014, 26–27]

この度、至高なる神の助力により叶い、いかなる時代にも詳細に〔財務記録が〕書かれたことがなく、帳簿やその写し (dafātir wa nusah-i ān) が「集められたことが」なかった王国の大部分の地所で、村ごとの租税規定が詳細に書かれ、その地の諸税が確定され定められた。とはいえ誰にも決して、それに必要とされその条件とされる通りに、公正さ (sawīyatī) を掲げることはできなかった。ある者は無知のために、ある者は自身の私欲・欲望のためであり、この醜い性質を持たぬ者はほとんど見つからないものだ。しかし、可能な限りの力で租税規定が書かれた。これが我らの御前に持つてこられると、誰かについて明白な相違や何らかの誤りが生じている場合は上奏が行われ、大ディーワーンの副官たち (nuwwāb-i dīwān-i buzurg) が準備を整えた。〔その処置が〕得策かつ必要である〔とされた〕大部分のディーワーン地を、〔自作農の〕住民たち (tunnāh)⁽³⁹⁾・耕作者たち (muzāri‘ān)・地主たち (arbāb) からなる取引相手 (mu‘āmilān) に与え、^①〔その土地を〕占有して年ごとにデ

(38) Thackston の “plus a five per cent commission for the treasury” 「10 x 1/2 (= 5 %) の手数料」の訳に従う [ČT/Thackston III, 706]。『幸運の書』には徵稅官の申告による会計簿記載外支出の記載用例として、「食膳係の dah nīm (dah nīm al-īdāčīya)、彼らが自分たちの費用を徵収する時の」の項目が見え、同様の手数料を意味していたと考えられる [SN/Nabipour, 104 (50b)]。財庫手数料 (ḥaqqa-i ḡizāna) に関しては、本田 1961a=本田 1991, 310 を参照。

(39) tunnāh の語は、この史料 B の後続箇所でも地主 (arbāb)・農民 (ra‘āyā) と併記される。これらの用例をイスタンブル写本は TNAH ~ TNAH と綴り、Rawšan は TYAH(?) ~ TNAT, Alizade は TNAṬ と校訂する [ČT/TS, 316b, 317b; ČT/Rawšan II, 1432, 1436; ČT/Alizade III, 468, 472]。イタリックは加点の無い rasm, ī は tā’ marbūṭa を示す]。一方、Jahn および Karīmī は quḍāt (pl. < qādī) 「法官」と校訂するが [ČT/Jahn, 259, 262; ČT/Karīmī II, 1036, 1039]。写本の異同を示しておらず、また文脈に沿うとも考えづらい。従って、Karīmī 校訂に拠る Thackston の “judge” という英訳 [ČT/Thackston III, 709, 711] や、イスタンブル写本の用例を「哈的每」とみなす宮 2014, 26 の解釈は適切ではなかろう。本処の記述は、後掲史料 E のガザン紀第 3 部 37 章で詳述される荒廃地の分与による再開発政策に関連すると考えられ、また『ワッサーフ史』にはガザンが荒廃地の一部を「1/3, 1/4, 1/5, 1/6 などの様々な収穫高査定 (muqāsama)」により tunnāh と土地所有者・耕作者 (abnā‘-i dihqanat wa zirā‘at) に定めた」との記述がある [Waṣṣāf/Bombay, 445]。両者を比較すると、『集史』の TNAH ~ TNAH ~ TNAṬ は tunnāh の誤写もしくは異形とみなされる。ここでは、この語を tunnāt と読みつつ「自作農」と解釈する本田 1961a=本田 1991, 315 を参照して訳出する。ちなみに Petruševskij は、この tunnāh ~ tunnāh に後続する muzāri‘ān < muzāri‘ 「耕作者」について「従属的な物納小作農民、特に孤立した物納小作農民」を指したという [Petruševskij 1960, 308–311]。

イーワーン税を送付せよという、ディーワーンの宸筆⁽⁴⁰⁾と書押がなされ我らの金印で飾られた永続的な地券 (*šurūt-i mu’abba-i muhallad ba tawqī’ wa ‘alāmāt-i dīwānī muwaššah ba altūn tamgā-hā-yi mā*) が与えられた。[…中略…]

賢者たち・学識ある人々にとって、こうした詳細な租税規定 (*qānūn-i mufaṣṣal*) と [それに基づく] 課税が持つ利益はどれほどかということは明瞭かつ明白であるがゆえ、それを長々と説明する必要は無い。神の恩寵を得て、各村において租税規定が完全なものとなつたということが、調査のうえ確証された。この数年間、^②金印の捺された詳細なバラート (barawāt-i mufaṣṣal ba altūn tamgā) が大ディーワーンから発行されたがゆえに実現したことであり、その成果が顯れたのである。民は安らぎ、諸州は繁栄している。「またあなたは大地が枯れて荒れ果てるのを見よう。だがわれが一度それに雨を降らせると、(生気が) 躍動し膨らんで、凡ての植物が雌雄で美しく萌え出る」【クルアーン 22:5】という [クルアーンに記された啓示の] 内容の秘密が明かされたのである。いかなる圧制者にも、6 分の 1 [ディーナール] の現金も、1 マンの荷も占有できる機会は無い。各村・地所の農民たちは、自分に課された税金がいかほどかを理解しており、誰であれ彼らからそれ以上多く取り立てれば、[それは] 無法で根拠がなく、勅書の命令 (*hukm-i yarlıq*) と大本のディーワーンの許可 (*iğāzat-i dīwān-i asl*) に反していることになるのである。ディーワーンにとって、それ以上に無法に余計に取り立てても、利益も喜びもない。農民も圧制者の命令に従わず、彼らは定められた額だけを金印の捺されたバラート (barawāt wa altūn tamgā) により送納し、そしてその全額が現金で財庫・軍隊・国庫 (*bayt al-māl*) に届けられるのである。いま、我らが考えるに、この方策と整治の目的は人民の福利と [来世の] 報償を蓄えることであるから、我らがその土台をより確固とした、強固なものとなるよう努力するほど、その報償もいや増すであろう。^③我らがいかに詳細なバラート (barāt-i mufaṣṣal) を起草するために各州に 1 人の書記を大ディーワーンにおいて任命し、彼らがバラートを起草し、副官たちがディーワーンの書押 (*‘alāmāt-i dīwānī*) で [それを] 飾り、我らの金印 (altūn tamgā-yi mā) を捺すようにしたとしても、しかしそれに署名し印章を捺すことは (*nişān kardan wa tamgā zadan*)、大変な時間と暇をかけねばならない。時の推移、様々な変化、王国や国境地帯の重要事、不確かな現世では必ず生じる不安や厄介ごとのために、詳細なバラートを起草し、書押をなし、印章を捺すことがどれほどできなくなるだろうか。止むを得ぬ遅滞や怠慢が生じれば、そのために仕方なく略式のバラート (*barawāt-i muğmal*) を諸州へ発行したり、再び圧制者たちがバラートの起草を許されるということになるだろう。彼らはそれに手を伸ばし、大胆になり、かつてと同じ方法・習慣で、世の中を荒廃させるだろう。財庫と国庫の諸税はかつてのように破綻し蹂躪され、建設費、給与、イドラール、恩給 (*masāmiḥāt*)、喜捨その他の州の経常支出も、送付するわけでもない財庫の税を口実に、またその他の言

⁽⁴⁰⁾ 宸筆 (*tawqī’*) は通常君主の署名を意味するが [本稿語註 II-P1-1b 参照]、ここでは書押 (*‘alāmāt*) と併記されており、ディーワーンの担当者のものとみなすべきである。

い訳や彼らのやり口である誤魔化しの報告で、支払いが遅らせられ、遅滞したままにされるだろう⁽⁴¹⁾。[……中略……]

これへの備えとして、我らはこのような考えを命じた。村ごと、地所ごとに詳細かつ確かに定められた租税規定に従って (ba mawg̫ib-i qānūn)，諸州の全ての文書 (kutub) は、我らがタブリーズに建設した廟 (gunbad)・スーアー修行場 (ḥānqāh)・敬虔の諸門 (abwāb al-birr) [=慈善施設]⁽⁴²⁾に付設された文書館 (kutub-ḥāna) に集められ、権威ある者たち (mu‘tabarān) に委ねられ、それを管理するよう給与が与えられている。それ [=文書館] にはワクフが定められ、ワクフ文書に記載され、いかなる者もそれを無効にしないよう、呪詛文書 (la‘nat-nāma) が書かれている。今後生じる問題は何でも、それから調べるように。また誰かに与えた地券 (šart-nāma) や [その内容を記した] 掲示板 (lawh)⁽⁴³⁾が損なわれた場合は、そこから写し (nushā) を与えるようにするのが望ましい。その写し [の 1 つ] は大ディーワーンに、1 つは各州に置かれるよう。地券は、住民たち (tunnāh)・地主 (arbāb)・農民 (ra‘āyā) に保持させ、[以下のように] 命じた。「規定された通りに、各村・地所で、木板か石か銅 [板] や鉄 [板] の文書、彼らが望むどれかの上に書き、刻むように。もし石膏に彫り込んで記すことを望むなら、村の門やモスクやその光塔、その他彼らが選ぶ場所に [それを設置するように]。ユダヤ人、キリスト教徒 (nasārā) 用のものは、[彼らの] 聖堂の門や、村や地所の門、望むところに [設置するように]。遊牧民 (ṣahrānīšīnān) 用のものは、適当と考える場所に [地券の内容を示すための?] 柱 (mīl) を立てるように。諸州の報告 (ḥikāyat-i wilāyat) は、我らの金印を捺した租税規定 (qānūn wa altūn tamgā‘ī mā) が定めるところに従い、過不足なく [記録し]、法官、サイイド、イマーム、公正な人々、都市の名士たちの臨席のもと、その写しを提出するように。[後略]

C : 第 18 章・駅伝馬利用と使臣の過多の制限 [GT/Rawšān II, 1449; GT/TS, 321a; GT/Alizade III, 483; cf. 四日市 2012, 326 (J)]

祝福された [=君主の] 筆跡と特別な [君主の] 金印の証書 (nišān ba ḥaṭṭ-i mubārak wa altūn tamgā‘ī ḥāṣṣa) がなければ、その駅馬 (ūlāg < T. ulay) を誰にも与えるなと命じた。

(41) 厳正なバラート発行手続きが遵守されなくなることへの懸念を示すこの記述は、本田實信も訳・分析している [本田 1961a=本田 1991, 313–314]。その中で本田は、所定の手続きを経ずに便宜的に発行される「略式の支払命令書」に対し、「詳細な支払命令書」は「作成の手続きが完璧であり、特に金印による認証が正式になされている」もので、「詳細な支払命令書」は「金印を捺した支払命令書」とも称され、「勅令」と全く同様に取扱われるべきものであった」としている。

(42) これらの施設は、ガザンがタブリーズ郊外に建設した自らの墓廟と宗教・慈善施設の集合建築ガザニーヤを指す [本田 1961a=本田 1991, 305; 羽田 1990, 3–15]。

(43) 本処の šart-nāma 「地券」は、この史料 B の下線部①および後掲史料 E の「地券 (šurūt ~ šart-nāma)」と同様、ディーワーン地を譲渡された住民・農民・地主に発給されたものであろう。後続の lawh 「板、書板」を、本田 1961a=本田 1991, 305 は「租税表」、宮 2014, 26 は「図絵」と訳すが、直後の文では地券の内容を木板・金属板・石膏板に記し、各処に掲示することが指示されていることから、これも地券の内容を公示するための「掲示板」と解釈した。

D：第35章・鷹匠・チータ使いの沙汰 [ĞT/Rawšan II, 1521–1522; ĞT/TS, 337b; ĞT/Alizade III, 548–550; cf. 本田 1961a=本田 1991, 296; 四日市 2012, 326 (K, L); 宮 2014, 47–48]

まず命じた。諸州から持つて来させるのは鷹1,000羽とチータ300頭で十分であると。そして鷹匠 (qūščī < T. quščī) とチータ使い (bārsčī < M. barsčī) のアミールたちに命じた。適切と思う州・人員を定め、〔鷹匠・チータ使いの〕詳細に (mufaşşal) 記すように、諸州においてこの者たちの他、いかなる鷹匠もいてはならないと。彼らの費用を、彼らが持つてくる訓練された、あるいはまだ訓練されていない鷹について、停泊中・移動中の必需品と餌、駄獣 [の費用] もそのうちに含まれているように、規定に従つて命じた。全てが詳細になり、何かの費用を取り立てるために口実を使う余地もなかった。各人に、この1,000羽の鷹と300頭のチータのうち責任を負っている数に応じて決まった額を定め、金印を捺した勅書 (yarlığ ba-altūn tamğā) [を与えた]。そして税務規定書に記載させた (ba mu’āmara dād) (44)。道中で駄獣や糧秣を徴収しないようにという条件をその [=税務規定書の] 中に書いて、全国に命令を発して、呼びかけさせた。会計が行われると、この数の鷹とチータのために定められ、その集団の糧秣、餌、駄獣、必需品も含んだもの [=経費] は、かつて執行されていたものの半分であった。[……中略……]

さて、隨行している鷹匠たちの現状の供給については、このように命じた。彼らの給与と各人の管轄にある鷹の餌を詳細に算出し、その費用を現金で財庫から彼らの長に年ごとに全て与える。これゆえに、彼らは [要求をする] 口実がなくなってしまった。彼らを鷹狩 (qūşlāmīš < T. quşlamīš) のために散開させ、処方へ派遣する時は必ず、鷹匠と獵人の数を定め、特別な [君主の] 馬 (aḥtagān (pl.) < M. aytā) を彼らに駄獣として (gihat-i bāragī) 与えるよう命じる。[その馬を] 走らせ、試し、未熟で疲弊した (gimām) ままにならないようにするためである。往復の時間がどのくらいかかるか推測して、秋と冬には金印を捺した糧秣のバラート (barāt-i ‘alafa ba-altūn tamğā) をそれらの地域に課された諸税に宛てて起草する。[……中略……] また、この諸命令が王国に発布され、あらゆる費用について彼らの必需品の額が定められ確定し、財庫 (hizāna) から支給されるか、金印を捺したバラート (barāt ba-altūn tamğā) が起草され [ることで支払われ] るということが広く語られたので、彼らも余計に何かを諸地域から要求することができない。もし要求しても、人々が知っているので、与えないのだ。

(44) 直訳すれば「税務規定書に与えた」。税務規定書には、徴税官が徴収すべき税目・税額と、任地での経費、中央から予めその税収に割付けされた諸経費が記載されていた [渡部 2015, 30–31]。本処の文脈では、鷹匠・チータ使いの経費に定められた額を一定の徴税区または税目へ割り付け、その徴税区・税目を担当する徴税官に発行される税務規定書にそれを記載させることを意味すると考えられる。徴税官はこの税務規定書に従い、担当税収に割り付けられた経費の額を鷹匠・チータ使いに交付するのである。ちなみに、ŠU-I 文書のモンゴル文第8–11行は、サファヴィー教団の修行場のワクフとなつたイドラールを「税務規定書の帳冊 (muvamar-a debted) に記入している」と記す。これも、本処『集史』記事のような実務処理に対応するのであろう。ŠU-I 文書でこれと並行するペルシア文第4行では「税務規定書 (mu’āmara)」の語は無く、単に諸帳簿 (dafatir) とのみ記される [本章 4.3. 参照]。

E : 第 37 章・不毛地の活用 [ČT/Rawšan II, 1530; ČT/TS, 339b–340a; ČT/Alizade III, 560; cf. 四日市 2012, 326 (N)]

[ガザンは] その後、その点に關係して地券 (*šart-nāma*) と勅書 (*yarlığ*) を書いて、命令した。ディーワーン地 (*mawādī-i dīwānī*) で古くから荒廃している土地、村落や耕地のうち [ガザンの] 祝福された即位の時に耕作されていなかった土地は、全て不毛地 [未利用地] (*bāyir*) に分類される。そして誰でも望むものはこれを開墾するという、金印の捺された地券 (*šart-nāma ba-altūn tamgā*) の起草を命じた。[その地券は] 3 部からなる。

以上の『集史』の記述は、いずれもガザンが導入した改革に関するものである。これらの記事で言及される「金印」 (*altūn tamgā*) の用例は、ガザンが新設した特別の駅站 (M. *jam* ~ T. *yam* > P. *yām*) の利用に関連する史料 C を除き⁽⁴⁵⁾、財政改革の一環としてのバラート発行手続きの厳正化と税制の整備 [史料 A・B②③]、ディーワーンに属する土地を譲渡するための地券 [史料 B①・E]、鷹匠・チータ使いへの経費支給 [史料 D] と、いずれも財務案件に關係しており、ガザンにより導入された「小型の金印 (*altūn tamgā’ī kūčik*)」の用途とほぼ正しく対応しているといえる。

財務関連文書への金印 (*altūn tamgā*) の使用は、以下の『ワッサーフ史 (*Tārīh-i Waṣṣāf*)』の用例からも確認される。

F : (697 年末、ファールス徵稅請負人ジャマールッディーン (*Ǧamāl al-Dīn*) はオルドに召喚されて) 2 年間オルドに逗留し、際限のない支出を行なった後、オルドで金印 (*altūn tamgā*) により届けたもの以外に、45 万 (*tūmān* < M. *tümen*) [ディーナール] が残余として残った。[中略] この額はシーラーズの徵稅区に課されていた。[中略] 直接当たり、税を必ず解放 [=徵収] せよという命令がなされた。[……中略……] (ジャマールッディーンは新たな請負契約を拒んだため、) そこで勅書により、シーラーズの陸海の諸州は真砂のごとくに 16 の地区 (*bulūk*) に分けられ、ヒジュラ暦 698 年の始まりから 3 年間、額 [ディーナール] 金貨 1,000 万による徵稅請負に [出され]、金印が捺された稅務規定書 (*mu’āmara ba-altūn bīlkā*) と朱印が捺された精算書 (*muṣāfāt bā ăl*) が発行された。[Waṣṣāf/Bombay, 349]

G : (702 年、インド洋・キーシュの統治の問題に関して) 金印を捺した勅書の命令により (az hukm-i yarlığ bā altūn tamgā)、全国の財務長官閣下——その助力に栄誉あれ——のもとから 1 名の代官がヌールッディーン・サイヤード (*Nūr al-Dīn Ṣayād*) とともに海と沿岸部 (*hukūmat-i bahr wa sawāhil*) の知事職に任命された。[Waṣṣāf/Bombay, 405]

(45) イルハン朝治下の駅伝利用特許状としては、第 2 代君主アバガ (*Abaya*, r. 1265–1281) が西暦 1279 年にローマ教皇使節 *Fra Gerardo* (> M. Barajirard) に発行したモンゴル語文書が現存するが、その印鑑「輔國安民之寶」は朱印であり [Mostaert/Cleaves 1952, Doc. A; cf. Rachewiltz 2008]、金印が捺されたものは知られていない。チャガタイ=ウルス発行のモンゴル語駅伝利用特許状でも同様であり、既知の計 4 通の駅伝利用特許状 (BT XVI, Nrn. 72, 73, 74, 75) のうち、Nr. 72 文書には朱印・墨印各 1 顆、Nr. 73, 74 にはいずれも墨印が捺される。おそらく草稿とみられる Nr. 75 文書には印鑑が無い。

H : (702年, 国事が困窮したため,) この年はイドラーール (idrārāt), 恩給 (masāmīḥāt), 徵税区の官吏たちや職務にあたる書記たちの俸給, 宮廷の女性たちの食事 (āš-i rabbāt-i ḥadrāt) や鷹匠 (qūščiyān < T. qušči)・チータ係 (pārsčiyān < M. barsči) の給与のような王国の通常経費から, 軍需 (karak-yarāq)⁽⁴⁶⁾ —— その意味するところは軍のために援けを要請することである (‘ibārat az ān istimdādī-ast ḡihat-i laškar) —— のためにある程度の削減をすることが得策とされた. 注意深い使者たちがこの目的で金印文書 (altūn bīlkā-hā) を持し王国の諸方へと派遣された. そのうち 20 万 [ディーナール] が指定され分けられてシーラーズに割付けられた. [Waṣṣaf/Bombay, 414]

I : (702年, 作品を献呈したワッサーフは座る許可と賜衣を授与され) 彼ら (=モンゴル人) が「金印 (altūn tamgā)」と呼ぶ金のしるしのある勅令 (farmānī zarrīn nišān) が, 卑しい者たちが常に風が吹くたび, それのために愛する人の巻き毛のように乱れているわずかな富 [=著者への手当] のために発行された. [Waṣṣaf/Bombay, 406]

これらの用例でも, 「金印 (altūn tamgā)」は徵税 (請負) [史料 F～H], 手当の支給 [史料 I] に関する用例でも, 「金印 (altūn tamgā)」は徵税 (請負) [史料 F～H], 手当の支給 [史料 I] に関する用例でも, 上掲史料 A～E の『集史』諸記事と同じく, 財務案件用の「小型の金印 (altūn tamgā’ī kūčik)」に相当するものと推定される. この推定が正しければ, 財務小型金印はガザンの即位から 2 年後の 697/1297-8 年までには財務行政に導入されていたこととなり [史料 F], ガザンの改革の実施時期を考えるに適するものとなる. また史料 F・H で徵税に関して言及される P. altūn bīlkā (< T. altun belgä ~ M. altan belge) は「金のしるし」を意味する術語であるが, ここでは「金印 (altūn tamgā)」とほぼ同義に用いられるものと考えておく [cf. TMEN I, Nr. 96; 小野 2010, 158, 153].

さらに史料 I の用例は, 「金印 (altūn tamgā)」がその原義から転じて, これが捺された文書・証書をも意味していたことを示す [cf. Herrmann/Doerfer 1975a, 42; Doerfer 1989; PUM, 127]. 当然, その文書・証書は, 財務案件に関するものであったと考えられる. この点は, マムルーク朝史家のウマリー (Ahmad b. Faḍl Allāh al-‘Umarī) の伝えるイルハン朝の文書行政に関する記事からも傍証される.

(46) P. karak-yarāq は, T. kārak 「必要 (なもの), 経費」と T. yaray 「道具, 装備」の二詞一意の借用語. 従来, 『書記典範』やイルハン朝後期～滅亡後の財務術指南書『幸運の書』・『ファラキーヤの論説』・『会計大全』の用例に基づき「宮廷の必要物資 (Hofbedarf)」と解釈されている [TMEN III, 593, Nr. 1631; RF/Hinz, Indices, 17; SN/Nabipour, 167; RF/TB, 26; 本章次節 4.2. 参照]. ただし, 本処の用例は「臨時の軍事費」をも意味したことを示しており, ここでは「軍需」と試訳しておく. ちなみに, イルハン朝前半期の財務術指南書『会計学の導き』では, アラビア語 mā yaḥtāq 「必要物資」が, 臨時軍事費および宮廷の必要経費の算出と各徵税区域への割付けを記録する帳簿を指す語として用いられている [Muršid/M, 113b-117b; 渡部 2011, 27; 渡部 2015, 37-39]. この A. mā yaḥtāq は, 語義上は T. kārak yaray にほぼ対応する. 「臨時軍費; 宮廷経費」としての A. mā yaḥtāq がイルハン朝後期以降には T. kārak yaray > P. karak-yarāq ~ garag-yarāq に置き換えられるようになったのかもしれない.

J : ヤルリグ (al-yarālīg (pl.) < yarlığ) とは、彼らから発給される命令書 (al-ahkām al-ṣādira 'an-hum) のことである。財務に属するものは「金印 (al-altān tamḡā < M. altan tamya)」と名づけられる。それはワズィールの判断と命令によって発行される。使者 (al-ilḡīya < T.-M. elči) すなわち駅伝 (al-barīd) に属するものは***⁽⁴⁷⁾と名づけられ、これも同様にワズィールにより発給される。軍 (al-'askar) に属するものは***と名づけられ、これはウルス・アミール (al-amīr al-ulūs) により発給される。[‘Umarī/Lech, text 100–101, tr. 158]

また、14世紀中葉～後半に中央アジア地域で編纂されたインシャー術指南書 *Laṭā'if al-Insā'ī* も、モンゴル語・チュルク語の「朱印 (al tamḡā)」・「緑青印 (kūk tamḡā < T. kōk tamya)」・「墨印 (qarā tamḡā)」という術語が、それぞれの色の印が捺された命令書をも意味したことを伝える。

K : manšūr とは、過去にはカリフやスルターンの特別なトゥグラー (tuğrā'-i hāṣṣ) で飾られた命令書 (ahkām) のことを言った。モンゴル支配時代 (zamān-i ḥukūmat-i Muğūl) には、それをヤルリグ (yarlığ) と呼んでいる。アミール・ワズィール・地方君主 (mulūk) の命令書は過去には *miṭāl* と呼んでいたが、モンゴル時代にはその〔種の命令書で〕朱 (āl) を捺したものを *āl-tamḡā* と言っていた。緑青色 (zangar) を捺したものを *kūk tamḡā* (< T. kōk tamya) と名付け、黒 (siyāḥī) を捺したものはすべて *qarā tamḡā* と名づけた。印鑑 (tamḡā) が無く、ただ署名 (tawqī' wa nām) がなされたものをすべて *miṭāl* と呼ぶのである。この慣習と術語 ('uruf wa iṣṭilāḥ) は、現在でも使われている。

[Laṭā'if/M, 115b; 渡部 2003, 205–206]

以上、ガザン期以降のペルシア語・アラビア語諸史料にみえる「金印 (altūn tamḡā)」とは、実際には、管見のモンゴル語・ペルシア語合璧文書 4 通に捺されているような、小型の金泥の印鑑 (さらにはこれが捺された文書) であり、財務案件に限定されたものであったと考えられる。

ただし四日市康博は、これらの編纂史料にみえる「金印 (altūn tamḡā)」を財務案件に限定して用いられた「財務印」とみなす Herrmann (およびこれを承けた Doerfer) の説を批判し、実際には朱で捺されたイルハン朝君主の璽印全般を指した可能性が高いとする [四日市 2012, 334]。さらに四日市は、AS-1325・ŠU-I 文書の「ペルシア語文書面で印章が altūn tamḡā (金印) と呼ばれている場合でも、その裏面のモンゴル語文書においては決して altan tamya (金印) とは呼ばれていない」ことから、「Gazan は al tamya より上位の印章として altan tamya を設定したが、それはあくまでペルシア語文書上の概念であり、そもそもモンゴル語文書では altan tamya という概念が無かつたのではないだろうか。……伊利汗【イルハン】はペルシア語では漢字宝璽を altūn tamḡā (金印) や tamḡā-ye bozorg (大印) と称することができても、モンゴル語においては altan tamya や yeke tamya と称することは許されず、al tamya (朱印) と呼んだのであろう」と推測する。そして、

(47) この命令文書の呼称を示す語は Lech 校訂では示されていない。後続の「軍に属する」命令文書についても同様。

至元十四年（1277）永昌王ジビク=テムル（Jibig-Temür）令旨碑モンゴル文の「朱印のある証書（*14al tamyatai bičig*）」が対訳漢文（第14-15行）で「金印令旨」とされることを傍証とし、またモンゴル帝国（大元ウルス）皇帝の印を *al tamya* と称した例が無いことから、モンゴル皇帝と諸王の間には印の呼称にも王権序列に基づく差異があり、モンゴル諸王は自身の印をペルシア語・漢語では「金印（P. *altūn tamgā*）」と称し得たとしても、モンゴル語で「金印（*altan tamya*）」と称することは許されなかつた、と論じる〔四日市2012, 334-338〕。

しかし、大元ウルス治下で発行された聖旨・令旨・懿旨・法旨などの命令文書現物に捺された印鑑は、管見の限りすべて朱印であるから〔照那斯圖1991; 松川1995b; 呼格吉勒圖・薩如拉2004; 栗林・松川2016〕、ジビク=テムル令旨碑の原文書にもモンゴル文の通り朱印（*al tamya*）が捺されていた蓋然性が高い。つとに道布（Dobu）らが指摘したように〔道布・照那斯圖・劉兆鶴1998, 16〕、この令旨のモンゴル文の「朱印（*al tamya*）」は印鑑の色を、また漢訳の「金印」は印章の材質もしくはそれに反映する王族のランク（大元ウルス治下のモンゴル王侯に与えられた印章には大きく金印・金鍍銀印・銀印の3等級があった）を示すとみるのが妥当であろう⁽⁴⁸⁾。そもそも、モンゴル皇帝の発したモンゴル語命令文書（聖旨）の文面でその印章・印鑑を「金印（*altan tamya*）」と称した例は確認されていないので、モンゴル語の「金印（*altan tamya*）」をモンゴル皇帝の印に限定された呼称とみなし、モンゴル皇帝・諸王の印の呼称に「王権序列に基づく差異」を想定すること自体、具体的な論拠を缺く。その一方で、イルハン朝宮廷に仕えたワッサーフによれば、モンゴル人は「金のしるしのある勅令（farmānī zarrīn nišān）」を「金印（*altūn tamgā* < T. *altun tamya* ~ M. *altan tamya*）」と称したという〔史料I〕。このことを、「朱印（āl-tamgā）」・「綠青印（kūk tamgā）」・「黒印（qarā tamgā）」という印鑑の色がそのまま文書の呼称ともなったという史料Kの記事と勘案すれば、史料A～Jにみえる「金印（*altūn tamgā*）」も、字義通りに金泥の印鑑（およびこれが捺された文書）とみなしてよい。以上の諸点から、イルハン朝君主の印鑑がペルシア語史料では実際の色（朱）とは無関係に「金印（*altūn tamgā*）」と称されたとする四日市の所説には従えない。

上記のジビク=テムル令旨碑以外にも、13～14世紀のいわゆるモンゴル命令文（モンゴル語・ペルシア語・チュルク語）には、発令対象者（*inscriptio*）に文書を授与する文脈で「印（*tamya* ~ *nišān* ~ *belge*）」⁽⁴⁹⁾の色を明記するものがある。そこで、AS-1325・ŠU-I・ŠU-II・ŠU-III文書の他に、このような印鑑の色に関する表記を有する命令文書の伝存例を、管見の範囲で抽出すると表1の一

(48) 宮紀子も、四日市と同様、ジビク=テムル令旨碑に依拠しつつ、実際には朱印鑑の捺されたフランス国立図書館所蔵シャイフ=ウワイス発行ペルシア語文書を「金宝令旨」と称する〔宮2014, 20-21; 本稿fn. 16参照〕。しかし、当該文書自体に「金宝；金印」に関する表現はみえず、またその印章が金製であったという証拠も無い。いうまでもなく、印鑑の金・朱・墨の相違あるいは印章の材質は、それが捺された古文書資料の紀年・機能・役割さらには発行者といった歴史的背景の分析に直結する重要な情報であり、これを誤解させかねない文飾を加えることは慎みたい。

(49) P. *nišān* から借用された T. *nišān* は、*tamya*「紋章；印章、印鑑」に対置される「署名、略花押」を指した。ただしモンゴル語に借用された *nišān*（～*nišā*～*niš*）は、T.-M. *tamya* と同様に「印、印鑑」をも意味し、さらには「捺印された文書；証書」をも意味するようになった。このモンゴル語の用法は、ティムール朝やジョチ裔諸政権ではチュルク語にも逆に導入された〔Matsui/Watabe/Ono 2015, 62〕。

覧を得られる。表中、①～④はイルハン朝およびその後継政権⁽⁵⁰⁾、⑤～⑨は概ねチャガタイ=ウルス⁽⁵¹⁾、⑩～⑫はジョチ=ウルスの発行文書である。

これら 12 通のうち、「朱印 (al tamya ~ al nišan) のある」という②⑥⑩には実際に朱印鑑が、また「黒印 (qara niša(n)) のある」というモンゴル語文書⑤⑦⑧⑨には墨印鑑が、「緑(青)印 (P. yašil bīlgā < T. yašil belge)」というペルシア語文書③④では緑色～青色の印鑑が捺されている。そして、「金印 (altun nišan) のある」というテュルク語文書⑪の印鑑は実際に金泥を用いており⁽⁵²⁾、モンゴル語・ペルシア語合璧の AS-1325・ŠU-I・ŠU-II・ŠU-III 文書の金印 (altūn tamgā) と共通する。

なお、①はモンゴル文で「朱の印のある (al tamyatayi)」というが、実際には、漢字方印「輔國安民之寶」をまず朱で捺した後、金泥を上塗りしている⁽⁵³⁾。この上塗りの理由は不明ながら、一旦は朱で捺印されているという点ではモンゴル文の表記と対応している。また「金のしるし (altun nišan)」があり朱印 (al tamya) がある勅書」という⑫は、命令文書原本ではなく複本のため、本来の印鑑の色彩は確認できない⁽⁵⁴⁾。とはいって、これらの色彩表記が文書の上に示された印鑑（あるいは書押類）の色彩と無関係とは考え難い。すなわち、これらの文書現物の諸例からは、モンゴル語・テュルク語・ペルシア語の命令文書にみえる「金印」・「朱印」・「黒印」・「緑(青)印」など、

(50) ①～④はいずれもアルダビール文書群に属し、現在は MMI に所蔵されている (①= s. 3322, ②= s. 3323, ③ = s.25871 (r.451), ④= s.25865 (r.445))。本稿付録②の対照表を参照。

(51) ⑧⑨は発令者不明である。ただし、⑧は天山東端のバルクル (Bars-Köl) で発令されており、地理的条件からは大元ウルスの支配下で発行された可能性も残る [松井 2008b, 31]。⑨は Aurel Stein 将來の 2 点の小断片で、Or. 8212/1741 の上に Or. 8212/1910 が直に接合する。ともに出土地記号 M.B.v. をもつことからトルファン北方のムルトウク (Murtuk) 遺跡で発見されたものであり、チャガタイ=ウルス治下で発行された可能性が高い。大英図書館 (British Library) の「国際敦煌項目 (International Dunhuang Project)」のウェブサイト (<http://idp.bl.uk/>) で画像データが公開されているが、管見ではこれを校訂した研究は無い。

(52) ⑪の印鑑が金泥で捺されることについては、Radlov 1888, 4; Özyegin 1996, 170 参照。「朱で捺された印 (kirmız mürekkeple basılmış bir tamga)」・「紅印」という報告 [Özyegin 1996, 17; 吐送江=依明 2016, 97] は何らかの誤解であろう。

(53) この点は先行研究 [Pelliot 1936, 38; Cleaves 1953, 8–9, 50; 四日市 2012, 354] では註記されていないが、Südāwar 1389 AHS, fig. 5 のカラー写真により確認できる。なお、この「輔國安民之寶」は 1279 年アバガ発行駅伝利用特許状 [本稿 fn. 45 参照] に初めて確認され、第 4 代君主アルグン (Aryun, r. 1284–1291) 時代にも襲用された [Mostaert/Cleaves 1952, Docs. A, B; Mostaert/Cleaves 1962, Doc. A; 四日市 2012, 345; cf. 宮 2014, 18; 宮 2016, 346]。

(54) ⑩には「朱印つき (al tamgalıq)」という文言の通りに朱方印が捺されているが、命令文冒頭の祈願文と発令者名 (Intitulatio)「トクタミシュなるわがことば (Toqtamış sözüm)」は金字で記される [Özyegin 2000, 167; 小野 2012, 72]。同じくトクタミシュ発行の⑪も、冒頭の発令者名「トクタミシュなるわがことば (Toqtamış sözüm)」は金字である。⑫で「朱印鑑 (al tamgā)」と区別される「金のしるし (altun nišan)」とは、このような冒頭定式における「金字の (発令者名の) 書押」を指すのかもしれない (ただし「金泥の印鑑」をも指す⑪の用法とは齟齬することになる)。ちなみに、いわゆる *Rasūlid Hexaglot* では、Ar. al-‘alāma「書押、しるし」= P. nišan = T.-M. bilgā (< belgā ~ belge)「しるし；印」という対応例がみえる [RH, 312]。一方、チャガタイ=ウルス発行の⑥には、朱・墨の印鑑各 1 顆が捺されていた。この点をふまえれば、⑫にも金印 (altun nišan) と朱印 (al tamya) の 2 顆以上の印鑑が捺されていた可能性も想定できる。チャガタイ=ウルスやその後継国家としてのティムール朝の命令文書表面に複数の印鑑が捺される背景については、Matsui/Watabe/Ono 2015, 54–55 を参照。

表1 13~14世紀モンゴル命令文にみえる印鑑の色彩呼称

No.	発令者	年代	文言	印鑑	出典
①	Aryun(?)	13c 後半	M. al tamyatāi [jarliy]	朱(金泥で上塗り)	Pelliot 1936 Doc II; Cleaves 1953, Doc II; Südāwar 1389 AHS
②	Abū Sa‘īd	1320	M. al tamyatāi jarliy	朱	Pelliot 1936 Doc III; Cleaves 1953, Doc III
③	Dilṣād ḥātūn	1331	P. yāšīl bīlgā (< T. yašīl belgā)	緑(青)	PUM, No. 10
④	Malik Ašraf(?)	1353	P. yāšīl bīlgā (< T. yašīl belgā)	緑(青)	PUM, No. 19
⑤	Kebeg	1326	M. qar-a ništu bičig	墨	BT XVI, Nr. 76
⑥	Tuyluqtemür	1348/60	M. al nišan-tu bičig	朱・墨	BT XVI, Nr. 71
⑦	断事官 jaryučin	14世紀	M. qara niša-tu bičig	黒	BT XVI, Nr. 84;
⑧	不明	虎年(14c?)	M. qara nišantu belge bičig	黒	BT XVI, Nrn. 85+86
⑨	不明	不明	M. qara nišantu belge bičig	黒	Or. 8212/1741+ Or. 8212/1910
⑩	Toqtamiš	1380	T. al tamgālıq yarlıq	朱	Özyegin 2000; 小野 2012
⑪	Toqtamiš	1393	T. altun nišan-līy yarlıy	金	Radlov 1888; Özyegin 1996, A-I; 吐送江=依明 2016
⑫	Temir-Qutluq	1398	T. altun nišan-līy al tamya-līy yarlıy	(複本につき現存せず)	Radlov 1888; Özyegin 1996, A-II

「印 (tamya ~ nišan ~ belge)」に関する色彩表記は、基本的に「印章の材質」を示すものではなく、文書に捺された印鑑の色を指す表現であったと考えることができる⁽⁵⁵⁾。

従って、ガザン時代以降のペルシア語史料中の *altūn tamgā* 「金印」についても、具体的にはガザンが導入した小型の金泥の印鑑 (*altūn tamgā’ī kūčik*) もしくはこれが捺された命令文書を指し、財務案件に限定して用いられたものと理解してよからう。この点で、我々はあらためて Herrmann・Doerfer の提案を容れ、ペルシア語で *altūn tamgā’ī kūčik* と称されたこの種の小型金泥印鑑を「財務小型金印」と称することとしたい。また、このような「財務小型金印」の捺された文書の実例は、これまで AS-1325 文書と ŠU-I 文書の 2 通しか知られていなかった。本稿で紹介した ŠU-II・ŠU-III 文書 2 通は、この「財務小型金印」がガザン時代以降ジャライル朝時代まで継続的に使用されたことを、あらためて確証するものといえる。

4.2. バラート・合璧勅書と財務小型金印

前節に言及したガザンの財政改革を伝える諸資料によれば、ガザンは、自ら制定した財務小型金印を、バラートやその他の財務文書に頻繁に使用していた。バラートは「支払命令書；割付書」と解されるように、中央ディーワーンで発生した経費を、各地の徴税区域や税源に予定されている残余額に割付け、その額をバラートの保持者に与えるというもので、モンゴル帝国では第 3 代皇帝グユク (Güyük, r. 1246–1248) 時代から広く用いられ、イルハン朝では中央ディーワーンの財源調達の主要な手段とされた [本田 1961a=本田 1991, 277–278; 渡部 2015, 31, 34–36]。ただし、バ

(55) すでに小野浩も、断定を避けつつも同様の推測を提示している [小野 2010, 158, 154]。

ラート発行は原則的にはイルハン朝君主の命令あるいはそれを伝達する中央ディーワーン官僚の指示に依拠するもので、他の高官・書記には発行が許されていなかった〔渡部 2015, 37〕。しかし実態としては中央ディーワーンのみならず地方知事もバラートを発行し、このバラート制度の乱脈がガザン期以前の財政破綻の一因となったとされる〔本田 1961a=本田 1991, 274-279〕。前節に言及したガザンの財政改革を伝える『集史』記事（史料 A・B）は、ガザンの税制改革が、バラートを全て中央ディーワーンで起草し、財務小型金印を捺して発行することで、規定外の徵税を禁止し、財政の中央集権化を図ったことを示すものといえる。

イルハン朝の財政におけるバラートの重要性は、13世紀末～14世紀に編纂された財務術指南書からも窺える。イルハン朝第5代君主キカトゥ（Kiqatu > P. Kībātū, またはイリンチン=ドルジ Irinčin-Dorđi, r. 1291-1295）の治世に成立した『会計学の導き（*Al-Muršid fi al-Hisāb*）』〔渡部 2011 参照〕、第8代君主オルジェイトゥ（Öljeitü > P. Ülgäytü, r. 1304-1316）期成書の『幸運の書（*Sa'ādat-nāma*）』や、14世紀半ばに成立した『ファラキーヤの論説（*Risāla-yi Falakīya*）』は、バラートの構成と起草方法を詳細に解説するとともに、それぞれの時代におけるバラートの一般的な書式を載せている⁽⁵⁶⁾。試みに、この3種の財務簿記術指南書に掲載された、ガザンの改革以前～以後のバラートの書式用例を以下に引用しよう。

L :『会計学の導き』第2部第1分枝（šu‘ba）第4門第3章、バラート用例第3例 [Muršid/M, 96b-97a]

かのお方、真実在なる神（huwa al-haqq）
偉大なる王侯・某（Malik-i mu‘azzam Fulān）は、691年に彼が徵収している（ğam‘-i ū）ディーワーンの税収（wuğūh-i dīwānī）から、我らが常勝軍のために購入した馬の 代金として、アミール某の徵収として（ba-taḥṣīl-i Amīr Fulān），〔以下の額を〕届けよ。
1000 頭 1頭につき（fī ra’s） 20 dīnār
通行の金貨（zar-i rā’īg）にて ⁽⁵⁷⁾
二万ディーナール
10,000 dīnār

(56) なお『幸運の書』では、支払命令書には、ディーワーンで正規の手続きを経て発行され書押（‘alāmat）を付されたバラートと、書押のないタアリーク（ta‘līq）があるとしている〔SN/Nabipour, 110-111〕。タアリークは、ガズナ朝期の行政術語では「覚書」の意味で使われたが〔Awārī 1976-1977, 176〕、支払命令書に用いられた事例は管見の限りない。『幸運の書』はまた日々の財務を記録する日誌（rūznāmča）のこととも「タアリークの帳簿（daftār-i ta‘līq）」と呼んでいる〔SN/Nabipour, 121〕。これは正式な書押のあるバラートに対し、タアリークが略式の文書であったことを示唆する。ガザンの財政改革に関する前掲史料 B の「詳細なバラート（barāt-i mufaṣṣal）」とは前者の正式な書押のあるもの、また「略式のバラート（barāt-i muğmal）」とはタアリークを指すものだろう〔本田 1961a=本田 1991, 312〕。ガザン期以前、中央ディーワーンの書押のない支払命令書もバラートと称していたのを、ガザン期以後は呼び分けるようになった可能性もある。

(57) 本処の zar-i rā’īg については、ガザン治世期より前に属することから原義に沿って「通行の金貨」と訳出する。本稿語註 II-P2-3 参照。

届けた時に、受領証 (yāfta) を求めよ。会計の時 (ba-waqt-i hisāb)，彼に対し [本割付額が] 執行済みとなっているように (bar ū muğrā bāšad)。ディーワーンの書押 (‘alāmat-i dīwānī) を信用せよ。本文書は、某[が伝えた]発令指示により (ba-parwāna-yi fulān)，某日付に書かれた。

M：『幸運の書』所収バラート書式 [SN/AS, 54a-b; SN/Nabipour, 112; cf. 宮 2014, 28-29]

バラートの書式 (ṣūrat-i barāt)

タブリーズの商税の徵稅官は、彼の責任・請負 (‘uhda wa muqāṭa‘a) となっている某年1年間の〔稅収に相当する〕商税 (māl-i tamgā wāgīb-i fulān sāl) から、高貴な文書による発令指示により〔伝えられた〕の命令で〔定められた〕(az ḥukm v bi-mūgīb parwāna ba-hatt-i šarīf)，某年のための (wāgīb-i fulān sāl) 鷹匠たち (quščiyān) 某・某への割付の費用として、某・某に引き渡して、〔以下の額を〕届けよ。

通行ディーナール (zar-i rā’iğ) にて⁽⁵⁸⁾

5,000 dīnār うち 3,000 dīnār は、以下に述べる諸方面より割当てで〔支払われる〕

ハマダーン————

イスファハーン————

2,000 dīnār

1,000 dīnār

残高

二千ディーナール

その〔経費の〕内訳 補足説明として

現金で (bi-‘ayn-hā) —————

俸給に

3,500 dīnār

〔鷹匠集団の〕首領————

彼の配下の集団————

1名、その名は某

10名、各人

1,000 dīnār

250 dīnār

2,500 dīnār

羊で (bi'l-ağnām) —————

猛禽のための餌として 50 羽 (dast) につき 規定通り (muqarrar)

500 頭 各〔頭〕 3 dīnār

1,500 dīnār

絹 (kamḥā) —————

三十反————

15 反 (tāq)

ディーワーンの書押 (‘alāmat-i dīwānī) と吉兆なる宸筆 (tawqī‘-i mubārak) を信用せよ。〔割付額を〕届けたら、計上となるよう (tā ḥasb bāšad) 受領書 (yāfta) を得よ。某日付に書かれた。

⁽⁵⁸⁾ 本処の zar-i rā’iğ を「通行ディーナール」と訳出する点については、本稿語註 II-P2-3 参照。

N : 『ファラキーヤの論説』第 7 章所収バラート書式 [RF/Hinz, 66 (44a-b); RF/TB, 51]

バラートの書式 (sūrat-i barāt) は、次のように書かれる：

ディーワーンの官吏 ('amaldār) であるハージャ・ジャマールッディーン・サラフスィーは、彼の責任となっている某年のタブリーズの徵税請負の正税から、某の費用として、某の〔伝える〕発令指示 (parwānča) に従い、某に引き渡して、通行アクチエ貨 (aqča-yi rā'iğ) で⁽⁵⁹⁾

五万ディーナール

25,000 dīnār

を届けよ。ディーワーンの書押 ('alāmat-i dīwān) により栄誉を与えられるので、信用せよ。某〔日〕に某地において記された。唯一なる神に賞賛あれ。

これらのバラート書式の記載に基づけば、バラートの公証力を担保するものは「ディーワーンの書押 ('alāmat-i dīwān)」〔史料 L・N〕もしくは「ディーワーンの書押 ('alāmat-i dīwān) と吉兆なる宸筆 (tawqī-i mubārak)」〔史料 M〕であった⁽⁶⁰⁾。この点は『ファラキーヤの論説』のテヘラン写本に収録される他の 16 点のバラート書式でも同様である [RF/M, 58-66 (= RF/TB, 82-78);

(59) アクチエ (aqča ~ āqča < T. aqča) は「小さな白い (aq) もの」の原義から、銀貨の名称として 12 世紀以降セルジューク朝・ルーム=セルジューク朝で用いられ、オスマン朝でも 17 世紀まで発行された。『集史』ガザン紀では「ルームのアクチエ (āqča-yi Rūm) は比較的その他の地域 (の貨幣) より良質であったが、(現在は) 10 ディーナールのうち 2 ディーナール以上の銀の含有量がなく、残りは全て銅であるという状態になった」と述べられており [GT/Rawšan II, 1457]、イルハン朝治下でも通用していたことが確認される。さらにガザン紀は、ガザンの道路交通の安全保護命令について「隊商の貨物を積んだロバ 4 頭につき 0.5 āqča、同じくラクダ 2 頭につき 0.5 āqča を、通行料 (bāz) の名目により道路警護官 (rāhdār) が徵収せよ」 [GT/Rawšan II, 1455]、あるいはキカトゥ時代の財政破綻について「(ワズィールのサドルッディーン・チャーウィー Şadr al-Dīn Čāwī は) 500 ディーナールのバラートを (請願してきた修行者・困窮者・シャイフたち) 各人に書いたが、彼らはそのうち 100 āqča すら見る (= 支払われる) ことはなかった」 [GT/Rawšan II, 1419] と伝えており、ガザン時代まで āqča が一定の貨幣単位としても使用されていたことが示唆される [cf. TMEN II, Nr. 502]。本史料 N のバラート用例の aqča-yi rā'iğ 「通行アクチエ貨」は、史料 M の zar-i rā'iğ と同じく銀建ての貨幣単位としての「通行ディーナール」を指しているものと考えておく [本稿語註 II-P2-3 参照]。なお、モンゴル支配を脱したオスマン朝第 2 代君主オルハン (Ürhān, r. 1326-1360) が 727/1326-7 年にアナトリア北西部で発行したアクチエ銀貨の重量はイルハン朝のタブリーズ=デイルハム銀貨を踏襲したと考えられている [Bowen 1960; Pamuk 2000, 31-33]。

(60) 宮紀子は、史料 L にみえる「吉兆なる宸筆 (tawqī-i mubārak)」を「めでたき [カンの金] 印」と補って解釈する。これは、このバラート書式にみえる鷹匠への支給を、同じく鷹匠たちへの支給に「金印 (altūn tamgā) を捺したバラート」が用いられたとする『集史』記事 [前掲史料 D] と結びつけたものである [宮 2014, 28-29, 47-48]。しかし、ペルシア語文書行政用語としての tawqī は、一般的には印鑑ではなく「宸筆、署名」を意味するので [Herrmann 1994, 293; Şayh al-Hukamā'ī 1383 AHS, 114; Şayh al-Hukamā'ī 2015, 15, fn. 10; 本稿語註 II-P1-1b 参照]、史料 L の tawqī を「(金) 印」と解釈することには無理がある。史料 D・L の時代差にも留意すべきであろう。ちなみに、754/1353 年マリク=アシュラフ発行文書 (PUM, No. 1911) でも「吉兆なる宸筆 (tawqī-i humāyūn)」と「緑青印 (yāšil bīlgā)」は辨別されている。

RF/TB, 50–51; 渡部 2015, 56]. また『集史』はガザンの財務小型金印が捺されるべき財務文書として受領証 (yāfta)・精算書 (muṣāfāt) にも言及するが [後掲史料 P], 『ファラキーヤの論説』所収の精算書の書式では, その公証力はやはり「ディーワーンの書押 (‘alāmat-i dīwān)」によっており [RF/TB, 52], 金印への言及は無い.

すなわち, ガザン時代には財務小型金印がバラートに頻用されたのに対し, 『幸運の書』が編纂されたオルジェイトゥ時代および『ファラキーヤの論説』が編纂された14世紀中葉には, バラートの発行には財務小型金印の押捺が前提とされなくなったと推定される.

ところで上掲史料M『幸運の書』のバラート用例は「高貴な文書による発令指示により [伝えられた] の命令 (ḥukm-i v bi-mawgib-i parwāna ba-ḥaṭṭ-i ṣaṛīf)」に基づいて発行されている. この訳文では と示した, 「命令 (ḥukm)」に後続する v 字様の記号は, Nabipour が校訂の底本とした Ayasofia 写本をはじめ『幸運の書』の諸写本に頻見し, 敬意表現の対象となる語を欄外に抜き出して拾頭したことを示すものと考えられる. モンゴル期のペルシア語編纂史料や文書資料では「勅書の命令 (ḥukm-i yarlığ)」という表現が頻用されるので, 本処の ḥukm に後続する v 字様記号も, 敬意表現の対象として欄外に拾頭された yarlığ「勅書」に還元するのが妥当であろう⁽⁶¹⁾.

そして『幸運の書』の日誌 (rūznāmča)⁽⁶²⁾の用例には, 食膳係 (īdāčī < M. idegeči) に依託される aš-i kabīr「偉大なる食膳 (aš < T. aš)」すなわちオルドの食事の費用を「金印の捺された…の命令に従い (ba-mawgib-i ḥukm-i v ba-altūn tamgā), ディーワーンの書押で飾られたバラートによって」処理した例が確認される [SN/Nabipour, 123]. この v 字様記号も, 原資料では yarlığ「勅書」が記されていたとみられ, 「金印 (altūn tamgā)」が「勅書 (yarlığ)」に捺されていたこと, また上掲のバラート書式 (史料M) と同じく, バラートが勅書に基づいて発行されたことを示す. さらに『幸運の書』には, 駆馬係 (aqṭāčī < M. aytāči) に依託される鞍の費用の供出が「金印 [文書] (altūn tamgā)」により指示されたという記録もみえる [SN/Nabipour, 97–98]. この「金印」は「受領書 (yāftča)」と併記されていることからみて, 明らかにワッサーフやウマリーが伝える「金印が捺された勅令／命令書」[前掲史料 I・J 参照] と解釈してよいであろう.

(61) 『幸運の書』の他の箇所では, 后妃 (ḥātūn) やアミールの名が入るべき部分に用いられる例もあるが [SN/Nabipour, 126, 129, 138, 141, 147, 149], 多くの場合は本処のバラート用例と同じく ḥukm に後続し, その後に bi-parwāna「指示により」や bi-ḥaṭṭ al-ṣaṛīf「高貴な手跡 (の)」という表現を伴っている [SN/Nabipour, *passim*]. これらの ḥukm の後の v 字様記号も, yarlığ「勅書」に還元できる. それらの yarlığ「勅書」の語は, 『幸運の書』原写本もしくはその原資料としてのバラート現物で欄外に拾頭されていたものの, 書写の過程で失記されたのであろう. なお, 西アジアのペルシア語文献における欄外抜き出しによる敬意表現では, 各種の文書以外にも財務帳簿や年代記写本でもみられる [渡部 2003, 206–207; PUM, 22–23; 渡部 2011, 27; Watabe 2015, 33].

(62) 日誌 (rūznāmga) は, ディーワーンで行われる日常の財務処理 (収支の決定, 徵税官の任免, 使者の到来, 文書発行など) を日ごとにすべて記録したもので, 財務記録・管理の根幹をなす重要な帳簿である [渡部 2015, 19].

一方『会計大全』では、ハン暦 37 年（1338 年 3 月 21 日～1339 年 5 月 20 日）⁽⁶³⁾の日付をもつ日誌用例中に、「金印〔文書〕の命令により (ba-hukm-i altūn tamgā)」という文言が計 8ヶ所で用いられる。それらは、イドラー (idrārāt), イドラーの〔割付先の〕移転 (naql al-idrār), 給与 (marsūm), 恩賜 (suyūrgāl), 「処断の手数料 (haqq al-taqfīr)」すなわち宰相・高官の給与⁽⁶⁴⁾, 財庫と宮廷費 (maṣālih-i ḥizāna-yi ‘āmara wa karak-yarāq) などの財務処理に関係するものであることから、この「金印」とは財務小型金印であった可能性が高い [GH/Göyünç, 22–23 (S. 43–45); Herrmann/Doerfer 1975a, 41–42]。また、これらの「金印〔文書〕」により支出が命じられる案件の多くはバグダードの税収に割り付けられており、同書のアワールジャ (awārḡā) 帳簿⁽⁶⁵⁾の用例ではそれらの案件のためにバグダードに宛てて発行されたバラートが言及される [GH/Göyünç, 24–28]。これらの対応関係は、前述の『幸運の書』の食膳係 (īdāčī) への経費支給と同じく、バラートが「金印文書 (altūn tamgā)」に基づいて発行されたことを裏付けるものである。

以上、イルハン朝晩期～末期の財務簿記術指南書にみえる「金印」は、前節で検討したペルシア語叙述史料の諸用例と同じく、ガザンが導入した財務小型金印 (altūn tamgā’ī kūčik) つまり金泥の印鑑、あるいはこれが捺された財務文書とみなし得る。ただし、ガザンの財政改革において定められたバラートに財務小型金印を捺すという規則は恐らく遵守されなくなり、一部を例外として（後述『書記典範』の用例(1)・(2)を参照）、原則的にディーワーンの書押のみによってバラートを発行するという旧制に回帰したと考えられる。一方、「金印〔文書〕 (altūn tamgā)」は、宮廷費・イドラー・宰相の給与など、特別に重要な、あるいは君主からの恩賜に関わる案件について発行される、より高次の財務文書となっていたと考えられる [cf. Herrmann/Doerfer 1975a, 41–42]。

このような傾向は、イルハン朝末期からジャライル朝成立期にかけて編纂された『書記典範 (Dastūr al-Kātib)』からも傍証される。同書第 2 部 (qism) 「行政文書と任命文書 (ahkām-i dīwānī wa tafwīd)」に収録された公文書用例には、金印 (altūn tamgā) が捺される財務関係文書の用例が以下のように計 11 例確認される。

- (1) 第 1 門・第 2 段 (darb) 「ワズィール諸職と大ディーワーンの諸長官の任命と、それらに対応するその他の案件 (dar tafwīd-i ā‘māl wa manāṣib-i ba-wuzarā wa aṣḥāb-i dīwān-i buzurg wa dīkr qadāyā ki munāṣib-i ān bāšad)」・第 1 章 (faṣl) 「宰相職の任命 (tafwīd-i wizārat) について」・第 3 種 (naw‘) [DK II, 87–92]
- (2) 第 1 門・第 2 段・第 25 章「資金の徵収のために徵収係を派遣すること」 [DK, II, 176–177]

(63) ハン暦 (ḥānī) はガザンによって新たに制定されたジャラーリー暦 (ḡalālī) に基づく財務太陽暦であり、701 年ラジャブ月 3 日（西暦 1302 年 3 月 14 日）から施行された [本田 1961a=本田 1991, 306–307; Lambton 1988, 189, n. 11; 渡部 2015, 28]。

(64) この haqq al-taqfīr「処断の手数料」は、『書記典範』の宰相職任命文書用例でも、宰相に支給される給与を指示する文脈で用いられている [DK II, 80, 86, 91]。

(65) アワールジャ (awārḡā) 帳簿とは、ガザン時代以降のイルハン朝宮廷の財務処理において、各州へのバラート発行と当該州の割当経費の支出状況を記録・管理するために作成された帳簿である [渡部 2015, 42–45]。

- (3)第1門・第3段「宗教諸職 (manāṣib-i ḫarīf) の任命」・第4章「高貴なるマフマルと巡礼団 (maḥmal-i ḫarīf wa wafḍ-i ḥuḡġāḡ) のアミール職」[DK, II, 213–217]
- (4)第2門「種々の命令書 (aḥkām-i muḥṭalifa)」・第1段「恩恵と慰撫 (iḥsān wa ra‘āyat)」・第2章「イドラールと相殺 (idrār wa muqāṣṣa)」・第1種「イドラール」[DK II, 260–262]
- (5)第2門・第1段・第2章・第2種「相殺によるイドラール (idrār ba-muqāṣṣa)」[DK II, 262–265]
- (6)第2門・第1段・第2章・第3種「同じく相殺によるイドラール (idrār ham ba-muqāṣṣa)」[DK II, 265–269]
- (7)第2門・第1段・第3章「生活費と相殺 (ma‘īṣat wa muqāṣṣa)」・第1種「生活費 (ma‘īṣat)」[DK II, 270–271]
- (8)第2門・第1段・第4章「給与について (marsūm)」・第1種 [DK II, 272–273]
- (9)第2門・第1段・第4章・第2種 [DK II, 273–274]
- (10)第2門・第1段・第5章「減税 (taḥfīf)」・第1種「単年の減税 (taḥfīf-i yik-sālī)」[DK II, 274–276]
- (II)第2門・第1段・第5章・第2種「恒久の減税 (taḥfīf-i abadī)」[DK II, 276–277]

すでに Herrmann も指摘しているように [cf. Herrmann/Doerfer 1975a, 42]、これら(I)～(II)の公文書用例はいずれもディーワーンの財務行政に関係しているから⁽⁶⁶⁾、そこに捺された「金印 (āltūn tamḡā)」は、既知のモンゴル語・ペルシア語合璧文書4通にみえる金印と同様に、ガザン改革により導入された財務小型金印 (āltūn tamḡā’ī kūčak) と共に通の性格・機能を有すると考えられる。

さて、上掲11例のうち、(I)(2)は「金印つきバラート (barawāt ba-āltūn tamḡā)」に言及するので、ジャライル朝初期にもなおバラートに金印が捺される事例があったことは確認される。しかし、(3)～(II)の用例は、いずれも「金印を捺した勅書の命令 (hukm-i yarlığ ba-āltūn tamḡā)」という表現で金印に言及する。この点に鑑みれば、少なくとも『書記典範』が成立した初期ジャライル朝政権の公文書発給システムにおいて、「金印」＝財務小型金印の使用は、財務関係文書のなかでも、もっぱら勅書 (M. ḥarliy ~ P. yarlığ) すなわちモンゴル君主を発令者とする命令文書に限定される傾向があったと考えられよう⁽⁶⁷⁾。

(66) (3)の「高貴なるマフマル (maḥmal-i ḫarīf)」とは、メッカへの大巡礼団により奉納されるキスワ (kiswa, カアバ神殿にかける黒色の覆い布) を運ぶ輿を指す。(3)は、そのマフマルの準備や、巡礼団のアミールおよび護衛の兵士の給与の確定に関する財務文書の用例である。

(67) なお(I)の「金印つきバラート」も、ディーワーンを主宰するワズィールの給与 (haqq al-taqṣīr 「処断の手数料」) のために発給されたものであるから、ディーワーンより上位にあった君主の意向に由来することは確実である。また、(2)の「金印つきバラート」は、「后妃たちの食費と経費 (wuḡūh-i āš wa iḥrāḡāt-i ḥawāṭīn) および常勝軍の給与 (mawāḡib-i ‘asākir-i manṣūra) の費用」に充てるためのディーワーンの税 (wuḡūh-i dīwānī) の徴収のため発給されており、文中で「極めて重要なものである (ba-nāzukī tamām ta‘alluq dārad)」と強調される。ジャライル朝君主とその身辺に直接関係する内容を持つ。つまり(I)(2)でバラートに「金印」が捺されるのは、それらがジャライル朝君主の意向を反映する「勅書」に近い性格をもち、ディーワーンの書

さらに注目すべきは(4)～(II)の 8 例である。この 8 例には、AS-1325・ŠU-I・ŠU-III 文書のペルシア文と同様に「裏面の、金印を捺した勅書の命令 (ḥukm-i yarlığ ba-ältün tamğā-yi ḥimn) が発行された」[本稿語註 III-P3-4 参照] という表現が在証される⁽⁶⁸⁾。また、これが言及される文脈さらには文書で使用される表現や全体の内容構成も、現存の合璧文書のペルシア文と多くの点で類似・共通する。試みに、ŠU-I 文書・ŠU-III 文書と共に性格をもつ行政文書(5)「相殺によるイドラー (idrār ba-muqāṣṣa)」の全文を以下に史料 O として例示しよう。

O :『書記典範』第 2 門・第 1 段・第 2 章・第 2 種「相殺によるイドラー」[DK II, 262-265]

偉大なるマウラーナ (mawlānā' mu'ażẓam)，賢者たちの王，シャムスルミッラ=ワッディーン・ムハンマド——その学識が永続せんことを——は、当代の賢者たちのうちでもその見識の公正さ、正道な振る舞いで別格かつ傑出しているが、収入の少なさにもかかわらず多くの家族を抱えていることが知られており、また確認されてもいる。それゆえ、ある額を彼の生計の資として定めるべく命じることが必要となつた。彼がそれを必要な支出に費やし、礼拝と信仰の勤行、そして我ら主君への忠誠という義務に専心できるように。

これにより (banābar-īn muqaddama)，本年の始めより、一千八百通行ディーナール (dīnār-i zar-i rā'iğ) が、イドラーとして (bar sabīl-i idrār) 彼の名義で執行・確定され (muğrī wa muqarrar gardānīdīm)，手間をかけることなく彼のもとへ届けられるよう [した]。ディーワーンの長官たち (aşhāb-i dīwān) は、この額を、某地方の某村の税 (mutawaġğih-i fulān dīh az fulān nāhiyat) または某[地／商品の]商税 (fulān tamğā)⁽⁶⁹⁾ によって相殺し (muqāṣṣa karda)，ディーワーンの諸帳簿に彼の名義で永続的に登録するよう (dar dafātir-i dīwān ba-nām-i ū abadī ṭabt kunand) 命じられた。これゆえに、裏面の、金印を捺したこの勅書の命令が発せられた (ba-dīn sabab īn ḥukm-i yarlığ ba-ältün tamğā-yi ḥimn naṣṣād yāft tā)。

タブリーズの徵稅官たち・書記たち (mutaşarrafān wa bitūkchiyān-i Tabrīz) は地位・位階を問わず、前述の金額を、前述の村または前述の商税によって相殺 (muqāṣṣa wa mustaġraq) [すべきもの] とみなし、前述の偉大なマウラーナの信用する者 [=配下の者] の占有 (taşarruf) に委ねるように。そして、彼のためのこの恩恵 (şanī'a) を永続永久のイドラー、説明の余地のない永久の下賜とみなし、彼の生涯の期間の後 [=彼の没後] は、彼の

押により発行される通常のバラートとは異なる例外的なものであったからと考えられる。

(68) 用例(10)の ḥimn 「裏面」を、『書記典範』の A. Alizade 校訂本は humāyūn 「吉兆なる」と修正する。確かに命令文末尾の確証文言 (corraboratio) では「印」や「書押」を指す語がしばしば humāyūn と形容される。しかし、『書記典範』の最古写本であるイスタンブル写本 (Köprülü 1241, 1396 年書写) と同系統の良写本と位置付けられるウィーン国立図書館写本 (1442 年書写) では本処の該当箇所は ḥimn-i humāyūn となっており、またフランス国立図書館写本 (No. 1378, 書写年不明) でも ḥimn である [DK II, 275, n. 16]。その他の 7 例 ((4)～(9), (II)) およびモンゴル語・ペルシア語合璧文書とも文脈が並行することからみて、諸写本の ḥimn (または ḥimn-i humāyūn) がより原文に近いであろう。

(69) イルハン朝の商税 (tamğā) については本田 1961b=本田 1991, 323-332 を参照。商税の賦課は都市・地域単位、さらにその内部の商品・市場ごとに設定されることがあった。

子孫たちに、世代から世代、本源から分岐へと彼らが生まれ、世代を重ねる限り、定められ確固としているものと考え (muqarrar wa musallam šumurand)，毎年新規の命令・文書 (ahkām wa maktūbāt) やバラートや発行命令の更新 (istgadād-i barawāt wa parwānāğāt) を求めて要求・追求をしないように。その地所の税 (mutawağğih-i ān mawdī‘) を諸税全体から除外され (az ġamī‘-i amwāl mawdū‘)，その名が諸帳簿から省かれ除外されていると知り (nām-i ān-rā az dafātir musqāt wa marfū‘ dānand)，免除に定められ (ba-mafrūzī muqarrar)，特に免税とされた (ba-mu‘āfi wa musallamī mahşūş) ものと心得て、いかなる理由でも (ba-hīč wağh az wuğūh)，バラートを書かず、割付をせず (barāt na-niwiṣand wa ḥawālatī na-kunand)，徵税官を派遣しないように (muhaşşil na-firistand)。筆と歩を短く引いておくように (qalam wa qadam kūtāh wa kaṣīda dārand)。もしも彼や彼の信頼する者たちの努力や方策によって、その村またはその商税の税や収益 (mutawağğih wa mahşūl) が増加したら、余剰の額を理由に彼から取り立てをしないように [=増収分も彼の取り分とせよ]。何らかの天または地の災害 [=自然災害] により [=収益が] 減った場合、彼もまたディーワーンに [=減額分を求めて] 来てはならない。この善き行為が問われることなく純正に (‘afwan wa şafwan) 彼に純粹に穏やかに定まり続け、あらゆる点で変更・変化・缺損・依託から免れ遠ざけられているようだ。

『それを聞いた後、変更する者があれば、罪はそれを変更した者の上にある。神は全聴にして全知であられる』【クルアーン 2:181】。『その者に神と天使と人類すべての呪いがあるだろう』【クルアーン 2:161】。

某村の村長たち・区長たち・農民たち・耕作者たち (ru’asā wa kadhudāyān wa ra‘āyā wa muzāri‘ān)，または某商税の徵税官たち (‘ummāl)・商税徵収係たち (tamḡāciyān)・書記たちは⁽⁷⁰⁾、その税・収益 (mutawağğih wa mahşūl-i ān) を年々彼の信頼する者たちに支払い、何ものも缺けることがないように。彼と彼の子どもたちのバラートと署名 (barāt wa niṣān) なしに 1 ダーングの金も 1 マンの穀物も何者にも与えないように。日々が過ぎ行き歳月が巡ろうとも、彼らをその村の所有者にして徵税担当者 (mālik wa mutaṣarrif) またはその商税の管理者にして徵税担当者 (ḥākim wa mutaṣarrif) とみなし、彼らの手を占有すべきものすべて (ġamī‘-i taṣarrufāt) において影響力があり絶対的なものと考え、他の何者もその利益の履行の要求において彼らと仲間になったり、または争ったりすることができるとは考えないように。それ変えることは、いかなる理由においても誤り・禁じられたこととみなせ。『それを無効にしようと努める者は、彼は神の許では罪人であり、人間の許では非難を受け、その逃れる先は地獄と惡しき報いであろう』。

(70) 商税の徵収は知事 (ḥākim)，あるいは徵税を請け負った徵税官 (‘āmil > pl. ‘ummāl; mutaṣarrif; muhaşşil) が担当し、彼らの配下の商税徵収係 (tamḡāci < M. tamḡāci) が商品検査・税額査定・課税・納税などの実務にあたった [本田 1961b=本田 1991, 329-330]。

この公文書用例のペルシア文の内容構成や文体・表現が、既知の 4 件のモンゴル語・ペルシア語合璧文書、とくに同じくジャライル朝初期に属する ŠU-I・ŠU-II・ŠU-III 文書のペルシア文と酷似することは、一見して明らかである⁽⁷¹⁾。これと同じく「裏面の、金印を捺した勅書 (yarlıg ba-altün tamgā-yi ḥimn)」という記載のみえる(4)・(6)～(11)も、その点ではほぼ共通する。

すなわち、これらの『書記典範』所取行政文書用例(4)～(11)にみえる「裏面の、金印を捺した勅書 (yarlıg ba-altün tamgā-yi ḥimn)」という表現は、ペルシア語と表裏合璧されるべきモンゴル語の勅書 (jarliγ) を想定したものであったと考えられる。もちろん、これらの『書記典範』の公文書用例が現実に発行されたモンゴル語・ペルシア語合璧文書を移録したものとは断言できない。それでもなお、同書がインシャー術指南書として成立した初期ジャライル朝政権の宮廷官房において、モンゴル君主の発するモンゴル語勅書との合璧を前提としたペルシア語行政命令文書の書式が確立されていたことは確実である。

また前述したように、『書記典範』にみえる金印 (altün tamgā) の計 11 例からは、ガザンが導入した財務小型金印に淵源を有する金印 (altün tamgā) が、ジャライル朝初期には「勅書 (M. jarliγ > P. yarılgı)」すなわちモンゴル君主の発する命令文書にはほぼ限定される傾向がうかがわれた。その「金印を捺した勅書」の 9 例のうち、(3)を除く 8 例がモンゴル語・ペルシア語の合璧を前提としていた。このことは、ジャライル朝初期において、小型金印をもつ財務関係の勅書が原則としてモンゴル語・ペルシア語の合璧文書として発行されたことを示唆するのではないだろうか。

「裏面の (ḥimn)」の語を伴う金印勅書の事例は、さらに遡って、オルジェイトウ治世にも確認できる。インシャー術指南書『ジャラールのための贈物 (Tuhfa-yi Čalālīya)』⁽⁷²⁾には、708/1308-9 年に財務庁 (dīwān al-istifā) 長官となったアラーッディーン・ヒンドウ ('Alā' al-Dīn Hindū) が起草した 10 点の財務庁発行命令書 (mitāl) の写しが収録される [Čalālīya/T, 95a-100a]。インシャー術指南という目的から文書の原文が省略されているものも少なくないが、当時の宰相サアドゥッディーン・サーワジー (Sa‘d al-Dīn Sāwāğī) や大法官ニザームッディーン・アブドゥルマリク (Nizām al-Dīn 'Abd al-Malik) に対する庇護・権利保証文書 [Čalālīya/T, 95a-95b, 97b-98a] が含まれていることから、この 10 点が実際に発行された文書に依拠することは確実である。このうち、ジャラールッディーン・マフムードシャー (Mu‘azzam Čalāl al-Dīn Maḥmūd-Šāh) のイドラールの権利を再確認する第 3 文書には「非常な愛顧と夥しい親愛を、裏面の、金印を捺した〔勅書〕とともに賜った (ḥusn-i ‘ināyat wa wufūr-i ‘āṭifat hamrāh-i [yarlıg] ba-altün tamgā-yi ḥimn arzānī farmūdīm)」[Čalālīya/T, 96b-97a]、またディヤーッディーン (Diyā' al-Dīn Diyā' al-Malik) にイドラールを認可

(71) 本稿語訳 III-P7c, III-P7d, III-P8a, III-P11、さらに本章次節 4.3. を参照。ちなみに、この史料 O の中段のようにクルアーンの 2 章句 (2:181 および 2:161 または 3:87) を続けて引用する威嚇文言は、ŠU-I 文書ペルシア文第 8-10 行 [Herrmann/Doerfer 1975a, 6, fn. 12; 本章次節 4.3. 参照] さらには年代・発行者不明ペルシア語文書 (PUM, No. 139-10) でも用いられ、クルアーン 2:181 のみを引用する例も 704/1305 年アミール・フサイン発行文書 (PUM, No. 72) にみえる [PUM, 19]。なお、史料 L 文末の威嚇文言は、クルアーンではなくハディースその他の引用と思われるが、現時点では典拠について成案が無い。

(72) 同書の性格や、さらに『書記典範』の序文でも主要な典拠とされたことについては、渡部 2002, 7 参照。

する第4文書には「裏面の、金印を捺した勅書の命令を賜った (hukm-i yarlıq ba-altūn tamğā-yi qimn arzānī dāstūm)」[Galāīya/T, 97a–97b] という文言がみえる。すなわち、この2通のペルシア語文書は、実際にはディーワーン発行のイドラール認可文書としてモンゴル語勅書と表裏合璧されたものであり、ŠU-I・ŠU-II・ŠU-III 文書や『書記典範』所収文書と同様の性格・機能をもっていた可能性が高い。

以上の諸点からは、財務小型金印を導入したガザンの後継者オルジェイトウの治世には、モンゴル君主を発令者とするモンゴル語勅書とディーワーン作成の命令書を表裏に合璧する財務小型金印勅書という文書形式が確立しており、これがアブー=サイード時代からジャライル朝にまで継承されたと考えられる。本稿で紹介したŠU-II・ŠU-IIIと併せて合計4件のモンゴル語・ペルシア語合璧文書は、このような歴史的背景において作成・起草されたものであろう。

ちなみに、アルダビール文書群の大半を占めるペルシア語単独の命令文書には、金泥の小型印鑑が捺された例は見出されず、また当該文書を指して「金印を捺した勅書 (yarlıq ba-ältūn tamğā)」と称するものもみられない⁽⁷³⁾。金泥の小型印鑑が捺された命令文書の現物は、本稿で紹介したŠU-II・ŠU-IIIと併せて合計4件のモンゴル語・ペルシア語合璧文書しか確認されないのである。これらの諸点に鑑みれば、おそらくオルジェイトウ期以降、財務小型金印は、原則として君主によるモンゴル語勅書とディーワーン発行ペルシア語の合璧文書に限定して使用されたとも想定できる。もちろん、前節に掲げた『集史』・『ワッサーフ史』などの叙述史料、また本節で扱った財務術指南書に言及される「金印 (altūn tamğā ~ altūn-bīlkā) [が捺された勅書・文書]」に対して、この想定を敷衍するには、なお傍証が必要である。ただし、このような視点から、イルハン朝の文書行政に関する諸史料の情報と、その背景となる歴史状況を捉え直す必要があるだろう。

4.3. 合璧勅書のモンゴル文・ペルシア文の相違

13~14世紀の東西ユーラシアの各地で発出されたいわゆるモンゴル命令文は、モンゴル王族・貴族を発行者とする場合、まずは口頭でモンゴル語（もしくはテュルク語）により発令された後、ウイグル文字やパクパ字で文書化され、さらに必要に応じて発令対象者・対象地の言語（漢語・テュルク語・ペルシア語・アラビア語など）に翻訳されて発給されたと考えられる [e.g., 杉山 1990 = 杉山 2004, 372–373; 中村・松川 1993, esp. 23–27; 松川 1995b, 26]。

前節に引用したオルジェイト時代の『ジャラールのための贈物』は「当節は命令書 (amtīla wa manāṣir) がほとんどモンゴル語で書かれる」と述べており [Galāīya/T, 40a]、『書記典範』もアラビア語・ペルシア語だけでなくモンゴル語・テュルク語を含む多言語による命令書 (ahkām) の発給を明言する [DK II, 40]。これらの史料からは、イルハン朝・ジャライル朝を通じて、そのモンゴル支配層はモンゴル語での発令を原則とし、それが諸言語に翻訳されることが一般的であった

⁽⁷³⁾ 743/1343年タジャンテムル発行ペルシア語命令文書 (PUM, No. 15) は、サファヴィー教団教主サドルッディーンが以前に「吉兆なる金印を捺した勅書の命令 (shukm-i yarlıq ba-altūn tamğā-yi mubārak)」を受領していたことに言及するが、これは当該ペルシア語文書そのものを指すものではない。

と考えられる〔渡部 2002, 14–15〕。

さて、モンゴル語・ペルシア語合璧勅書現物としての AS-1325・ŠU-I・ŠU-II・ŠU-III 文書は、モンゴル語命令文に示されるモンゴル支配層の意志が、どのようにペルシア文に反映されイラン地域の被支配者に伝達されたかという問題を考えるための第一級史料といえる。そこで、この 4 通のモンゴル語・ペルシア語合璧文書について、両語テキストの内容を対照させてみたい⁽⁷⁴⁾。内容理解のため、訳文はいわゆるモンゴル命令文書式の記載項目[cf. BT XVI, 165–167; 松川 1995a, 113–115; 松川 1995b, 36–44] に仕切って提示する。相互に異なる術語・表現や、他方に的確な対訳部分が見出せない箇所には下線部を付す（なお、ペルシア語面のみにみられる書押は省略する）。

AS-1325 文書

項目	モンゴル語面	ペルシア語面
発令者	①アブーサイード=バートル=カン、わがことば。	①至高なるディーワーン
通知先	②アルダビールの百姓の③代官たち・徵稅官たち・④書記たちへ。バルール⑤城市の⑦村長たち・区長たちへ。多くの人民たちへ。	②アルダビールの代官たち・徵稅官たち、およびその地の徵稅区の[1つである]バルール (Barūr) 村の村長と区長たちは知れ。
背景説明	⑧以前から、その城市的⑨税 (mal) は、租税規定 (qanun) の決まりでは⑩一三六ディーナール (altad) と⑪半分 (jarim) であった ⁽⁷⁵⁾ 。	③その地の税 (mutawāq̃ihāt) は、以前より、租税規定 (qānūn) に従って、④この通りに定められている。 ④a 通行ディーナール (zar-i rā'iğ) で 一三六と半ディーナール ④b-f 現金で 56 1/2 dīnār / 耕物の価格 40 tagār (1 tagār につき) 2 dīnār で、80 dīnār ・正税と取り分 10 分の 2 で 40 tagār ・人頭税 (al-ihsā) 300 人 [100 人につき] 14 dīnār で、42 dīnār ・家畜のコプチュル税 規定通り、10 dīnār ・建設費 [100] 人につき 1 1/2 dīnār で、4 1/2 dīnār
	[しかし] 誰もが道理⑫なく、自らの占有物 (tasarub < P. taşarruf) として⑬いた。	⑤ [しかし] 今まで、誰もが道理なく、自らの心のままに占有してきた (taşarruf mī namūda)。

(74) AS-1325 文書の訳文は Herrmann/Doerfer 1975b の、ŠU-I 文書は Herrmann/Doerfer 1975a の校訂テキストに基づくが、一部には訂正を加えている。本稿第 2 章・第 3 章の訳註の諸処を参照。なお、四日市康博も AS-1325 文書モンゴル文・ペルシア文の和訳を提示しているが[四日市 2012, 327–329; cf. 四日市 2015, 267–269]、やはり一部は訂正を要する。

(75) 四日市は altad (pl. < altan) を「金貨」とするが、銀建ての貨幣単位としての「ディーナール」と解釈すべきである [本稿語註 III-M5 参照]。また M. jarim は T. yarīm と同様「半分、0.5」を意味する。乙種本『華夷譯語』にみえる M. jarim > 札林: 半 (北京古籍珍本叢刊 6, 46), また甲種本『華夷譯語』(a:22bt) [cf. 栗林 2003, 50–51] や『元朝秘史』(03:29:06, §118; 12:40:04, §278) の (jarim >) 札林: 半という対訳例も参照。Doerfer も本処の用例を正しく “einhalf” と解している [Herrmann/Doerfer 1975b, 344]。

	今, その城市を⑭チャギルチャ (Čağırča) の息子⑮ハサン (Asan < P. Hasan) に委ねた.	⑤⑥今, 裏面の, 金印が捺された勅書 (<i>hukm-i varlığ ba-altün tamgā-yi dīmn</i>) により, その地はチャギルチャ (Čağırča) の子ハサンに委ねられた.
指令	誰であれ⑯力をふるうな. 彼らの税 (mal) をその通り⑰保管しているように. 大ディーワーン (yeke divan) から⑮割付 (aval) としたものは, 決まり通りに届けて⑯いるように. 大インジュ (yeke injū) から任命された人々は ⁽⁷⁶⁾ , ⑯誰であろうと支払命令書 (barad) を書かないように.	⑦⑧彼がその地の農民を守り, いかなる者にもその地を帰属・占有させぬように. ⑧⑨彼がその [地の] 税 (mutawağħiħat) を徵収し, 大ディーワーン (dīwān-i buzurg) から割付 (ħawālaf) がなされた時にその額を届けられるよう保管しているように. ⑨⑩いかなる者も [彼の仕事に] 介入してはならず, 邪魔をしたり争ったりしてはならない. ⑩⑪その地から不在となっている農民は, どこへ行つてようと, 自身の故地へ向かい, 建設と耕作に専念するように. ⑫⑬大インジュ (īnġū-yi kabīr) の徵稅官たちは, いかなる方法であれその地を帰属させてはならず, 占有してはならない. ⑯⑭すべてこの通りに行なうように. ディーワーンの書押で強調され, 吉祥の金印で飾られるゆえ, 信用せよ.
結びの定型	⑯我らの証書は (ヒジュラ) 七二五⑯年に, ⑯牛年秋の初めの⑯月の旧九⑯日に, ウージャーン (Ujan) に⑯居るときに書いた.	⑭⑮七二五年の祝福されたラマダーン月二十一日に書かれた. ⑯主よ, 善により終わらせたまえ. イスラームの都ウージャーンにて.

ŠU-I 文書

項目	モンゴル語面	ペルシア語面
発令者	①ウワイス=バートル=カン, われらがことば.	①至高なるディーワーン
通知先	②ハーニ=ビリー (Qani-Bili) の③官員たち, 代官たち, ④徵稅官たち, ⑤書記たちへ.	②ハーニビリー (Hānibilī) の知事たち, 代官たち, 徵稅官たち, 書記たちは知れ.
背景説明	⑥そこの正税・付加税から, ⑦一千ディーナール (altad) が, ⑧大シャイフ (yeke šayīf) たるシャイフ・サドルッディーン (Šayīf Sadrīdīn) の⑨名義によるイドラー (idirar < P. idrār) の方法で, 修行場の⑩ワクフに確定され施行されていて, ⑪税務規定書の帳冊 (muvamar-a debited) に記入していることをもって⑫確認 (silyan) を求めたので,	②毎年, その地の正税・付加税から, 一千ディーナール / 2 x 500 dīnār の額が, ③祝福された修行場のワクフ [財] に属する, イスラームの導師サドルッディーン=ワッディーン (Šayīf al-Islām Ṣadr al-Millat wa al-Dīn) の弟子たち (muřidān) の名義で [給付された] イドラーとして, ④施行され定められ (muğrā wa muqarrar), 諸帳簿 (dafātīr) に登録されていた.

(76) この「任命された人々 (tüsigdegsed aran) は」というモンゴル文は行間に挿入されている。四日市の和訳では訳出されていない。

	<p>聞き届けて、この⑬勅書 (jarlīy) の裏面 (kerü) に書いた通りに、⑭その人々に (属して) いるシヤキヤル (Šaqiyar) ⑮という城市的の税において、⑯以前の決まり通りに、所定の相殺額 (muqas-a mustayray) ⑰とした。</p>	<p>この件について、まさに [彼らは] 命令 (hukmī) を求めた。 それゆえ、⑤裏面の、金印が捺された勅書 (hukm-i yarlīg ba-altūn tamgā-yi dimn) が発行された。</p>
指令	<p>このようになして違反をなさず、⑮彼ら自身の管轄 (öbed-ün medel) から他の、⑯除外されたもの (mavrus) と認知して、いかなる理由に⑰よっても支払命令書 (barad bičig) を書いたり、⑯何かを要求したりするな。</p>	<p>決まり通りに (bar qarār)，施行され定められていたように、施行されるものと知り、年々、⑦決められた通り、<u>シャーヒヤーン (Šāhiyān)</u>⁽⁷⁷⁾村の税に相殺されているもの (muqāṣṣa) と知り、それに変更・変化を許さないように。</p> <p><u>減少や悪化の疑いから逃れ護られさせているように</u>、⑧毎年新たに命令書と発令指示 (ahkām wa parwāna) を求めず、現在得ているもので満足するように、<u>彼らに対するこの愛顧 (‘arifa)</u> をいつまでも統くイドラー、⑨確と定まった下賜と知り、いかなる理由であれ何も要求するな、侵害するな。自らの管轄から除外されたもの (az madāl-i ḥud mafrūz) と知り、筆と歩を短く引いておくように。</p>
威嚇文言	<p>逡巡して⑩違反する人々は、⑪天から、⑫ムハンマド預言者 (maymad baiyambar < P. muhammad paygāmbar) の教え (din < A.-P. dīm) から、あらゆる天使たち (viriṣtas (pl.) < A.-P. firiṣta) ⑬から嫌悪される、千万の⑭呪い (laynād < A.-P. la‘nat) あるものとなり、<u>地獄に墮ちよ</u>。⑮と言った。</p>	<p>『それを聞いた後、変更する者があれば、⑨罪はそれを変更した者の上にある。⑩本当に神は、全聴にして全知であられる』【クルアーン 2:181】。そして『その者の上にはアッラーの譴責と、天使たちおよび全人類の呪い (la‘nat) がある』【クルアーン 3:87】。すべてこの通りに行なうように、<u>ディーワーンの書押で強調され、⑪吉祥の金印で飾られるゆえ、信用せよ</u>。</p>
結びの定型	<p>⑯我らの証書は (ヒジュラ暦) 七五九年⑰に、大年秋の仲の月 (=八月) ⑱の十五日に、<u>タブリーズ (Tauris)</u> に居るときに⑲書いた。</p>	<p>⑫ヒジュラ暦の七五九年ズルカアダ月十三日に書かれた。 ⑬アーメン、主よ、善により終わらせたまえ。</p>

(77) Herrmann は当初、モンゴル文で対応する地名 *šaqiyar* を参照し、この村名を ŠAQ(.)YAR = Šāq.iyār と判読していたが [Herrmann/Doerfer 1975a, 12]、後に 743/1343 年タジヤンテムル発行文書 (PUM, No. 15) にみえる地名に同定し、ŠAHYAN = Šāhiyān と改めた [PUM, 128–129, fn. 12]。しかし ŠU-I 文書モンゴル文の Šaqiyar = S'QYY'R の筆致は明瞭で、末字 -R は -N の誤認ともみなしづらい。この相違の理由について現時点では成案が無い。なお、Gronke は Šāhiyān をハルハール (Halḥāl) 地区の村名としている [Gronke 1993, 403]。

ŠU-II 文書

項目	モンゴル語面	ペルシア語面
発令者	①〔ウワイス=バートル〕 =カン, われらのこと ば.	〔①至高なるディーワーン〕
通知先	②ダシュターワンドの③官吏たち・代官たち [・ ④徵税官たち・⑤書記たちへ.]	②ダシュターワ [ンド] の知事たち・代官たち・徵 税官たち・書記たち [は知れ].
背景 説明	〔缺〕	〔毎年その地の正税・付加税から〕 ③四千通行ディ ーナール／ $2 \times 2,000$ dīnār の額が, イドラーとして, イスラームの導師サドルッミッラ=ワッディー ンの修行場のワクフ財として………

ŠU-III 文書

項目	モンゴル語面	ペルシア語面
発令者	〔缺〕	〔缺〕
通知先	〔缺〕	〔缺〕
背景 説明	①完全にした………彼らの修行場②のワク フであったことをもって, 確認の③裁決 (üküüm) を求めるので, この④勅書の裏面に書いた通り, ⑤四千ディーナール (altad) を, それらの諸城市 での⑥以前の決まり通り, 彼らの名において, 修行場の⑦経費 (iyrajad) として, 寄寓者たち (mujavār-ud) への確定した⑧相殺額 (muqarar muqas-a) とさせた.	①～②勅書〔の命令〕が発行され, (以下に) 述べ られる土地が彼らの修行場のワクフとなっていた. そこに身を寄せる人々 (muğāwirān) がその収穫か ら利益を得, その (善行がもたらす) 吉兆が幸運な る御代のために蓄えられるように. 新たに, ③(彼 らは) 認可 (imdā) の嘆願を行なった. これゆえ, 裏 面の, 金印を捺したこの勅書の命令が発行された. ④定められた通り, これらの土地が, 以下の通りに, ワクフ財 (waqfiyat) に定められるように. ⑤四千通行ディーナール／ 2×2000 dīnār ⑥ Bāruq 村・Andarāb 村・Nayy' 村 ⑦いかなる者も, シャリーア (聖法) に背いてそれ らの土地に立ち入らず, 侵害しないように. 筆と歩 をそこから引いておくように. そしてこの額が前述の土地に対し相殺されている ものと知り, ⑧自身の (担当する) 税収 (ğam') と 管轄より除外されたものと知るよう. そして夜と 昼が続く限り, いつまでもワクフ財として⑨定めて (おくように).
指令	このようになして違反を⑩なさず, 誰もシャリ ーア (聖法) から⑪逸脱して (そこへ) 近づか ないように. 間に入らない (=干渉しない) よ うに. ⑫力をふるわないように. 官吏たちは, それらの⑬諸城市 (からの税) を, 彼ら自身の管轄と⑭税収 (cemes) から他の, 除 外設定された⑮相殺額と認知して, いかなる理 由⑯によつてもバラート (barad) を⑯書いたり 割当を行なつたり, 何ものをも⑰求めたりしな いように.	⑨いかなる者も, シャリーア (聖法) に背いてそれ らの土地に立ち入らず, 侵害しないように. 筆と歩 をそこから引いておくように. そしてこの額が前述の土地に対し相殺されている ものと知り, ⑧自身の (担当する) 税収 (ğam') と 管轄より除外されたものと知るよう. そして夜と 昼が続く限り, いつまでもワクフ財として⑨定めて (おくように).

	<p>イスラームの導師に対して、彼の子々¹⁸孫々に至るまで、確定され安堵されたものと¹⁹認知して、それらの諸城市的村長たち・²⁰区長たち (irayis-ud kaiquvas) は、正税・付加税 (および) ディーワーンのあらゆる税²¹課を運んで、不足²²なく届けているように。</p> <p>彼らのことばに違反²³しないように、と言った。</p>	<p>そして<u>ワクフ管財職</u>は、前述の至大なるイスラームの導師——神が彼の祝福を永続せんことを——と、彼の後は⁹～¹⁰彼の子孫らに定められているゆえ、<u>いかなる者（に）も介入したり（それを）共有したりする（機会を）与えず、その善き行ないを変更しよう</u>と考えないように。¹⁰～¹²そして彼らの後は、彼らの子孫たちに、時代から時代へ、彼らが生まれ世代を重ねる限り、定められ確固としているものと知るように。</p> <p>¹²～¹³区長たち・農民たちの進むべき道は以下の通りである。正税・付加税・ディーワーン税、これまで (ディーワーンの) 取り分その他としてディーワーンに届けていたものは何でも、彼ら (=サファヴィー教団) の代理人たちに届けるように。</p> <p>¹³～¹⁴彼 (=サドルッディーン) の命令と禁令に服従し、違反しないように。</p> <p><u>⑭～⑯すべてこの通りに行なうように。ディーワーンの書押で強調され、吉祥の金印で飾られるゆえ、諸事を行え。</u></p>
結びの定型	<p>²⁴我らの証書は (ヒジュラ暦) 七六一²⁵年に、鼠年²⁶秋の仲の月の²⁷十七日に、<u>タブリーズ</u>に居る時に²⁸書いた。</p>	<p>¹⁵～¹⁶至高なる命令——その効力が永続せんことを——に従って、七六年ズルカアダ月十七日に書かれた。¹⁷主よ、善により終わらせたまえ。</p>

このように 4 通の合璧文書のモンゴル文・ペルシア文テキストを対照させてみると、いずれの文書でも、二言語のテキストの内容が逐語的には一致しないことが、あらためて確認される。まず、AS-1325・ŠU-I・ŠU-II 文書では、モンゴル文は発令者をモンゴル君主とするのに対し、ペルシア文は「至高なるディーワーン (dīwān al-a‘lā)」発令の形式をとるというのは最大の相異点である。また比較に足る文量を残す AS-1325・ŠU-I・ŠU-III 文書では、おおむねモンゴル文に比してペルシア文の情報量が多く、指令内容や禁止文言・威嚇文言を重畳する傾向がある。特にサファヴィー教団に授与される金銭上の権利については、モンゴル文では金銭の総額のみが提示されるのに対し、AS-1325・ŠU-III 文書のペルシア文では細目による詳細説明が別の書記により書き加えられている。確証文言 (corroboratio) や祝福文言 (apprecatio) もペルシア文のみにみられる。一方、ŠU-I・ŠU-III 文書のモンゴル文が発令地を明記するのに対して、ペルシア文はこれを省略する。また、モンゴル文でペルシア語からの借用語彙を用いながら、ペルシア文の並行箇所でその原語が用いられない例もみられる (e.g., AS-1325: M₉mal ↔ p₃mutawaġġihāt; ŠU-I: M₁₁muvamar-a debted ↔ p₄dafatir, M₁₆muqas-a mustayray ↔ p₆muqāṣṣa, M₂₀barad bičig ↔ [×], M₂₄maymad baiyambar, virištas ↔ [×]; ŠU-III: M₃üküm ↔ p₃imdqā, M₇iyrājad ↔ [×], M₁₅barad ↔ [×], M₁₆avalā ↔ [×], M₁₉～₂₀irayisud kaiquvas

↔ _{P12}kadḥudāyān wa ra‘āyā, _{M20u}ṣubud ↔[×]) [cf. Herrmann/Doerfer 1975a, 44–47; Herrmann/Doerfer 1975b, 345; ŠU-III 文書については本稿の語註を参照]. このような多数の相異点に鑑みれば、これらのモンゴル語・ペルシア語合璧勅書 4 通において、ペルシア文がモンゴル文を逐語的に「対訳」したと考えることは困難である⁽⁷⁸⁾.

ちなみにモンゴル諸政権が複数言語での行政文書を発行する際、誤訳を避けるため細心の注意が払われていたことが知られる。例えば第 3 代皇帝グユクのローマ教皇インノケンティウス 4 世宛てモンゴル語書簡（これは現存しない）がラテン語に翻訳される際には、モンゴル語原文から逸脱していないかどうかを確認するため、モンゴルの重臣・書記たちが一語一語読み上げて確認したとプラノ=カルピニは伝えており、実際に諸史料中に引用・伝存されたラテン語訳テキストも現存のペルシア語訳（ヴァティカン公文書館所蔵）の内容とおおむね一致する〔海老澤 2004, 60–65; 舟田 2007, 12–15; cf. 小野 1993, 202–193〕。東方の大元ウルス治下で発令され、多くは碑刻として遺存する蒙漢合璧命令文においても、ウイグル文字・パクパ文字モンゴル語命令文は漢語にはほぼ完全に逐語対訳される〔亦隣真 2001, 155–158; 杉山 1990=杉山 2004, 375–376〕。このようなモンゴル帝国の多言語文書行政における「対訳」の伝統からすれば、ここに掲げたモンゴル語・ペルシア語合璧勅書 4 通において、モンゴル君主の意志に由来するモンゴル文の内容にペルシア文が逐語的に対応しない点は、いささか特異なものといえる⁽⁷⁹⁾。

さて、つとに ŠU-I 文書を検討した Herrmann は、Doerfer との共同論文において「(ペルシア語面と) モンゴル文との相違 (Die Abweichungen der mongolischen Fassung)」という項目を立て、同文書のモンゴル文・ペルシア文テキストの相違点を以下のように説明している（〔 〕内は本稿筆者による補足）。

ペルシア文にもモンゴル文にも、発令者名 (Intitulatio) と最終段階で捺される印鑑があるので、形式的には独立した文書とみなされる。これに対して、内容の上では、これらは異なる段階にある。ペルシア文はモンゴル語面に直接にも間接にも言及しないのに対して、【モンゴル文ではペルシア文が】「この勅令の裏面に書かれたような方法で、我々は……」（第 12–13 行）と言及される。ペルシア文は、それがモンゴル文に対する添付書類である

(78) この点、AS-1325・ŠU-I 文書について「モンゴル語命令文の裏に書かれたペルシア語文は極めて簡潔でモンゴル語命令文の直訳に近い文体であり、イルハン朝末期からジャライル朝においてもモンゴル語→ペルシア語翻訳文書が発行され続けたことを示している」という渡部の旧稿での叙述〔渡部 2002, 27〕は、具体的検証なく現存合璧文書のペルシア文を裏面のモンゴル文勅書の翻訳と仮説していたものであり、この場を借りて修正しておきたい。

(79) なお、イルハン朝が支配地域内に発した勅書やマムルーク朝や西欧諸国に宛てて発行した対外国書については、モンゴル語文書が伝存せずペルシア文・アラビア文・ラテン文によるもののみが編纂史料に記録された例もある。これらにおいてモンゴル語「原文」を逐語的に翻訳する慣行が貫かれていたかは厳密には確認できない（そもそも、モンゴル語「原文」自体が起草されなかった可能性も完全には否定できない）。特に対外国書については、伝統的なアラビア語インシャー術の踏襲や、対ヨーロッパ外交に携わった東方キリスト教徒の支援の獲得を目指す戦略が翻訳に影響を与えていた点が指摘されていることも留意される〔cf. Allouche 1990; Amitai-Preiss 1994; Aigle 2005〕。

ことを示す文言を含まないので、「このような方法」という【モンゴル文の】文言は、裏面の命令文言 (bad-ān sabab ḥukm-i yarlıg ba-altūn tamğā-yi ḥimn ba-nafād paywast) もしくはペルシア文全体を意味するものに違いない。いずれにせよ、このような関連付けは、個々の文書作成は【ペルシア語・モンゴル語の】両語で並行していたのではなく、ペルシア語面が単独で起草されたことを示しており、それゆえ、これ【ペルシア文】が原本とみなされるべきである。

両面を個別に比較すると、モンゴル文での翻訳は常に逐語的というわけではないことが示される。相違の一部は、訳者が、モンゴル語文書の伝統的な書式に忠実であったことで説明されるであろう。ここには特に、確認文言 (Corrobatio) や祝福文言 (Apprecatio) が省略されること、また発令地の記入や、kutiba 「書いた」というペルシア語が「我らの証書は……書いた」と補訂されることを含められる。

[Herrmann/ Doerfer 1975a, 44]

しかし、このHerrmannの見解は、ペルシア文冒頭のトウグラーを Mu'izz al-Dīn Uways と判読し、このペルシア語文書の発令者をシャイフ=ウワイスとする誤解 [Herrmann/ Doerfer 1975a, 7-8] に基づくものであった。彼はこの論文の「補訂 (Korrektursatz)」において、トウグラーの判読を「至高なるディーワーン (al-dīwān al-a'lā)」と修正し、またペルシア文第5行にみえる ḥimn を「裏面」と解釈して「[彼らがを] 命令を求めた。それゆえ、裏面 (ḥimn) の、金印を捺した勅書 (ḥukm-i yarlıg) が発行された」と改めた [Herrmann/ Doerfer 1975a, 51; 本稿語註 II-P1-1b, III-P3-4 参照]。その上で、ŠU-I 文書のモンゴル文・ペルシア文の関係について、以下のように見解を修正した。

このことは、支配者の意思はモンゴル語面に書き記された、すなわちこちら【モンゴル文】が原本とみなされねばならないことを意味する。それに対して、ペルシア語面は支配者の命令ではなく、モンゴル語の勅書 (jarliy) に準拠して、大ワズィールの管轄する至高のディーワーンが発行した命令文書ということになる。

これにより、モンゴル語面とペルシア語面は発行者を異にする命令文書であることが判明するので、双方の文面が常に一致するわけではないことももはや驚くに値しない。【文書の】発行は以下のように実施されたであろう：【モンゴル語・ペルシア語】双方の官房が要項の (stichwortartige) 指示を出して、その後、これに基づいて、よく似た内容のモンゴル語・ペルシア語のインシャー作品を用いて命令書が発行されたのである。

[Herrmann/ Doerfer 1975a, 51-52]

ちなみに、このHerrmannのトウグラー判読の修正は、AS-1325 文書との比較に基づくものであった。その AS-1325 文書のモンゴル文・ペルシア文の関係についても、Herrmann は以下のように説明する。

両面の発行者は同一ではない、正確にいえば一面は君主に、もう一面は大ディーワーンに帰するものである。税の徵収権の移譲の最終決定は君主によってなされた。大ディーワーンの命令【=ペルシア文】は、形式上は独立している (formal eigenständig) もの、内容上は君主の命令【=モンゴル文】を前提としており、それゆえに第 5-6 行【=「裏面の、金印が捺された勅書 (ḥukm-i yarḥīg ba-altūn tamḡā-yi ḥimn)」という文言】でそのことに言及している。

両テキストは異なる発行者に由来するものではあるが、全体としてはよく一致しており細部でのみ相違する。……【両テキストの様々な相違は】これら【ペルシア文】が本文書のモンゴル文に基づくのではなく、要項の (stichwortartige) 指示に基づきインシャー作品を用いて作成されたことを示唆する。ペルシア語面に税の詳細が追加されていることは、国家の財政制度の要請から、またそれら【詳細な税務】がモンゴル支配時代においてもイラン人官僚が掌握しておりモンゴル語・ペルシア語両語ではなくペルシア語（もしくはアラビア語）だけで処理されていたことから説明できる」

〔Herrmann/Doerfer 1975b, 333-334〕

以上、合璧文書のモンゴル文・ペルシア文の相違についての Herrmann の見解は、両テキストはモンゴル君主の意向に基づいて命令内容の要点を共有しつつも、双方の言語のインシャー文例集を利用してそこから定型的表現を抽出して作文された、とまとめることができる。本稿で提示した ŠU-II・ŠU-III 文書におけるモンゴル文・ペルシア文の相異点からも、この Herrmann 説をひとまず受け容れることが可能である。

ただし、これら 4 通の合璧文書のモンゴル文・ペルシア文が直接に対訳関係になかったとしても、最終的な発行段階で両テキストが合璧されることが前提となっており、それが文書の起草者・書記にも周知されていたことは、モンゴル文の「この勅書の裏面 (ene jarliy-un kerū)」およびペルシア文の「裏面の、金印を捺した勅書 (yarḥīg ba-altūn tamḡā-yi ḥimn)」という文言からうかがえる。特に、後者のペルシア語表現が行政命令文書において定型的に用いられたことは、史料 O をはじめ『書記典範』や『ジャラールのための贈物』といったインシャー術指南書に収録された公文書用例から確認される〔前節 4.2. 参照〕。これらの用例は、ペルシア語文書の裏面にモンゴル語の勅書 (M. jarliy ~ P. yarḥīg) を合璧するという勅書がひとつの公文書の類型として確立され、行政命令文書の体系のなかに位置づけられていたことを示唆する。AS-1325・ŠU-I・ŠU-III 文書は、このような二言語合璧を前提とする定型的書式に準拠して起草された合璧行政命令文書の実例といえ、その点では ŠU-II 文書も同一とみなしてよいであろう。

4.4. 合璧文書の作成・発行手続

前節では、モンゴル語・ペルシア語合璧の AS-1325・ŠU-I・ŠU-II・ŠU-III 文書 4 通が、モンゴル文・ペルシア文を「対訳」したものではなく、またその点で、ユーラシア東西のモンゴル諸政権で発行された逐語対訳を伴うモンゴル語命令文書群のなかでも特異なものであることを指摘した。

本節では、さらにこれら双方のテキストが起草されてから一枚の料紙の表裏に合璧されて発行されるまでの手続・過程を検討することで、イルハン朝・ジャライル朝治下の多言語を併用する文書行政の実態を考察する手がかりとしたい。

やはり前節冒頭に指摘したように、一般にモンゴル支配層の発する命令文はまずモンゴル語で作成されて送達先地域の諸言語に翻訳されたと考えられ、イルハン朝・ジャライル朝においても同様の状況が推測される [cf. 渡部 2002, 14–15]。その点では、ŠU-I 文書について、モンゴル君主を発令者とするモンゴル文が「原本」であり、これに準拠して大ディーワーンでペルシア文が作成されたとみなした Herrmann の解釈 [Herrmann/Doerfer 1975a, 51–52; Herrmann/Doerfer 1975b, 333–334; 前節 4.3. 参照] も、ひとまずは支持される。

しかし、この Herrmann 説は、論文の共著者でありモンゴル文の解読校訂を担当した Doerfer とは一致していない。Doerfer は、ŠU-I 文書のモンゴル文・ペルシア文の関係について以下のように述べている。

モンゴル文は裏面のペルシア文を若干「短縮した」ものである；例えば、トゥグラーや尊入部を缺いている。明らかにペルシア文が原本であったろう；(Hindūshāh [=『書記典範』によれば) それはイランの官房機構において一般的な慣習であった。

[Herrmann/Doerfer 1975a, 56]

ただし、Doerfer は上記引用文に付された脚註において、ペルシア文冒頭のトゥグラーラを「判読不能 (fast unleserlich)」と記し、Herrmann による「至高なるディーワーン (al-dīwān al-a'lā)」という判読に言及しない。すなわち、この Doerfer の見解は、Herrmann の補訂 (Korrektursatz) の内容を知り得ない時点で書かれたものである。おそらく、成稿・刊行までの時間的制約その他の事情により、Herrmann/Doerfer 1975a 論文では、ŠU-I 文書のモンゴル文・ペルシア文の起草や表裏合璧プロセスについて、相反する見解を解消できなかつたのであろう。

ペルシア文がモンゴル文に先行して作成されたとみる Doerfer 説は、『書記典範』に言及しつつも論拠を具体的には示しておらず、また前述してきたような東西の諸史料からうかがわれるモンゴル命令文の体系や、合璧文書現物のモンゴル文・ペルシア文の書面上の発令者（モンゴル君主；ディーワーン）の関係をふまえれば、にわかには支持しがたい。しかし、管見のモンゴル語・ペルシア語合璧文書の外形的状態に鑑みれば、むしろ肯綮に当たるといえる。ŠU-I 文書のペルシア文において、冒頭のトゥグラーラは料紙の先端から約 20 cm の位置、書押は約 40~46 cm ほどの位置に記入される。これらは第 2 行以降の本文が完結した後に記入されたものであり [本稿語註 II-P1-1b 参照]、その本文第 2 行は料紙先端から約 50 cm の位置で書き始められ、本文の最終行となる第 11 行まで（第 12 行の日付、第 13 行の祈願句は別筆）その行間はおおむね不均衡なくバランスがとられている。そして、最終行となる第 11 行から料紙の末端まで約 18 cm ほどの余白が残されている。これに対して、モンゴル文は、料紙の先頭から約 30 cm の余白を置いて第 1 行が書き始められ、おおむね 4~5 cm の行間をとつて整然と書かれていくものの、文末の第 29~31 行では不自然に

行間が狭められている [Herrmann/Doerfer 1975a 所収写真参照]。これは、明らかに、あらかじめ決定された紙寸内にモンゴル文全体を収めるための処理である。また ŠU-I 文書は 3 枚の料紙を連貼して用いており、第 1 紙の長さは約 58 cm、第 2 紙は 50 cm であるのに対して、末尾の第 3 紙は 37 cm とやや短い。これらの諸点からは、ŠU-I 文書ではまずペルシア文（少なくとも書押や日付を除いた本文）が筆写された上で、連貼された料紙の末尾を裁断して紙寸が確定され⁽⁸⁰⁾、その後に裏面にモンゴル文を記入したものと推測できる。

一方、時代的に先行する AS-1325 文書も、ディーワーンを発令者とするペルシア文は料紙の全体をバランス良く用いているのに対し、モンゴル文では第 1 行の発令者名に先行して約 30 cm の余白がとられている⁽⁸¹⁾。従って、ŠU-I 文書と同じく、ペルシア文本文がモンゴル文に先んじて筆写されたとみなすべきである。

すなわち、これらの合璧文書のペルシア文は、Herrmann が指摘するようにモンゴル君主の発令した「裏面の、金印が捺された勅書 (hukm-i yarlığ ba-altūn tamğā-yi ḥimn)」に依拠するものではあるものの、実際の文書化に際してはペルシア文が先行してディーワーンで筆写・作成され、その裏面にモンゴル語勅書が記入された、という過程が推定される。文書の缺落・破損のため断言はできないものの、ŠU-II・ŠU-III 文書についても、おそらく同様の作成過程を想定してよいであろう⁽⁸²⁾。

ここで、イルハン朝官房における勅書の作成手続をうかがわせる史料として、『集史』ガザン紀第 3 部第 22 話「勅書 (yarlığ) と牌子 (pā’iza) の授与の業務を整備されたこと」の記事を検討したい。この記事は、ガザン改革の一環としての文書行政改革とくに勅書 (M. Jarlıy ~ T. yarlıy > P. yarlığ) や命令文書の作成・発行、およびその過程で文書に捺される印章の管理・監視の強化徹底に関するもので、その重要性からつとに考察の対象とされている [e.g., Cleaves 1951; Herrmann/Doerfer 1975a, 40–41; 渡部 2002, 15–20; 四日市 2012, 332–333]。また本章第 1 節でもしばしば言及したように、モンゴル語・ペルシア語合璧金印勅書に捺される財務小型金印 (altūn tamğā’ī kūčik) や、これに関係する財務関係のディーワーン文書についての情報を含む点でも注目に値する。長文となるが、以下に先行研究をふまえつつ再解釈した訳文を提示する。

(80) イラン国立公文書・図書館 (Sāzmān-i Asnād wa Kitābhāna-yi Millī-yi Īrān) 所蔵の 726/1326 年チョバン (Čubān < Čoban) 発行ペルシア語文書も、長さ 51 cm と 18 cm の 2 紙を連貼しており [Šayh al-Hukamā’ī 1383 AHS, 112; Šayh al-Hukamā’ī 2015, 19, 24]、第 2 紙は起草後に裁断されたものと推定される。

(81) ただし、料紙先頭から 25 cm のところに紙縫があり、モンゴル文第 1 行は第 2 紙の左端から 5 cm の位置で書き始められていることになる。

(82) ŠU-II 文書はモンゴル文第 1 行が現存するのに対して、裏面のペルシア文は登録書押から始まり、この前には冒頭のトゥグラーと書押を推補できるので、冒頭部分のテキスト配置は AS-1325・ŠU-I 文書と同様であったと推定される [本稿第 2 章 2.1.、および語註 II-P1-1b 参照]。ただし ŠU-III 文書は冒頭を缺き、またモンゴル文・ペルシア文とも全体的にバランスよく配置されており、外的特徴からは筆写の先後は確定できない。

P :『集史』ガザン紀第 3 部第 22 話 [ČT/Rawšan II, 1467–1470; ČT/TS, 325a–326a; ČT/Alizade III, 500–503]

勅書 (yarlıq) については、「いかなる言 (suhan) も、酔っていない時、適切な状態の時に上奏しなければならない (dar ḥālat-i hušyārī ‘arqa dārand）」とお命じになった。イスラームの帝王——その王権が永続せんことを——は、たとえ酒を飲んでいる時であっても、誰も〔彼らから〕策略や欺瞞、また誤りによって、理由や益のない事柄についての〔勅書を発行する〕許可を得ることはできなかった。無益な根拠のない事柄や性急に判断された事を彼が行なうことはありえなかつたが、そのような〔酔つた〕状態の時に奏上することをお許しにはならず、お命じになった。「^①上奏の後、統治の良策と各業務の利益を知悉するアミールたちが〔考案した〕勅書の草稿を作る (sawād-i yarlıq-i umarā' kunand). もし根拠がなくつまらぬことであれば、いかなる者の懇願によつても〔草稿を〕書いてはならない。もしディーワーンの帳簿や場所・金額の記録 (dikr-i mawdī' wa mablag) を参照せねばならず、慎重を期さねばならない充分に重要なことであれば、草稿を作るよう。それから、モンゴル書記たち (bitikčiyān-i Muğūl) と協力して一語一句を読み上げ、もし訂正が必要であれば幸運なる筆 (qalam-i mubārak) か言葉 (lafz-i mubārak) かで訂正いただくよう、〔帝王に〕上奏する。清書の後 (ba'd az ānki bayād kunand)，再び上奏する。朱 (āl) へ届けられ〔印章捺印に送られ〕 (ba āl rasānand)，「某のために某日上奏され、某日読み上げられた某勅書です」と言明された後、それに捺印する許可 (iğāzat-i tamgā zadan ba-dān) が得られる」。以前は、様々な偉大なる印璽 (tamgā-hā-yi buzurg) 「を納めた容れ物」の鍵は、書記たちの手にあつたものだつた。この御代には、幸運なる (=ガザンの) 革袋 (qābtūrqā'ī mubārak) にある。必要な時にこれを与え、書記たちは一緒に捺印し、再び返却する (bāz sipārand)。4 ケシクから 4 人のアミールを任命し、それぞれに別々の黒印 (qarā tamgā) を与え、勅書に捺印する (tamgā zadan) 時、その裏に〔その黒印を〕捺し、決して「我々は知らなかつた」と否認されないようにする。その後、再びワズィールたち・ディーワーン長官たちに、何か混乱がないかどうか慎重に確かめるために見せる。^②そして彼らもディーワーンの印 (tamgā'ī dīwān) をその裏に捺し、その人物 (=勅書受給者) に引き渡す。そして書記 (bitikčī) を任命なさり、朱が捺される勅書 (yarlıq ki ba āl rasad) を帳簿 (daftar) に一語一句その写しをとり、どの日に捺印したか、誰が起草し、誰が上奏したかを記録するようにした。1 年が終わると、別の帳簿を新しく作り、その新しい年からその帳簿に書き、毎年別々の帳簿があるようにする。混乱が生じず、いかなる勅書も上奏・起草・捺印が否定されないようにするためである。

また、もある勅書がある人物に授与されているのに、別の勅書を得ようしたり、その〔勅書の〕内容に反する命令 (ḥukmī) を得ようとしたら、それ [=写しの帳簿] を参考し、事態が判明し、それに反した〔勅書発行の〕上奏はなされない。そしてもある勅書の受給者 (şāhib-i yarlıqī) について非難がなされたら、その帳簿から、彼の職務であること

を越えた干渉を行なったかどうか明らかにことができる。それにより、彼または彼を非難した者に、命令書の事案 (kār-i aḥkām) は常に整然としていなければならず、根拠のない抗議の門は閉じられていなければならぬことが要請される。そして、押印係たち (alčiyān) は、朱を捺す (āl zadan) ために人から何も求めてはならないとお命じになった。実に、これまで彼らが欲していたものに関しては、非常に「その要求を」少なくしている。非常に重要な問題のためには、それぞれに 1 つの印章 (tamgā’ī) を定めるよう命じた。偉大なスルターンたち・アミールたち・王侯たちの統治、王国の重要な諸事のためには、大きな翡翠の印章 (tamgā’ī buzurg-i yašm) を、法官たち、イマームたち、シャイフたち (quḍāt wā’imma wa mašā’iḥ) のためには、別により小さな翡翠の印章を、中程度の重要性の諸事には、翡翠製よりは劣る黄金製の大きな印章 (tamgā’ī buzurg az zar furūtar az ān-i yašm) を、軍の出立・駐留 (bar-nišastan wa furū āmadan-i laškar) には、その通りの銘文と図柄の黄金製の特別な印章が定められたが、その周囲には弓・棍棒・剣 [の図柄] が刻まれた (tamgā’ī maḥṣūs az zar ba hamān ḥaṭṭ wa naqš, līkan dar ḥawālī-i ān kamān wa čumāq wa šamsīr karda)。軍は、その印章を確認しない限り、アミールたちやいかなる者の言 [=口頭の命令] によっても出軍も駐留もしてはならないと命じられた。哨戒兵たち (qalā’ūlān < M. qarayūl) は例外であり、辺境の重要事に関して、少数の軍が街道の防護のためにアミールたちの口頭命令 (suhān) で出軍・駐留した。

③そして小さな金印 (altūn tamgā’ī kūčik) を作り、財庫や地方に発行するバラート (barawāt-i hizāna wa wilāyat)，受領証、精算書、財務処置や水利・土地に関して起草されるディーワーンの諸文書 (yāfta wa musāfāt wa maktūbāt-i dīwānī ki ġihat-i mu’āmalāt wa āb wa zamīn) に捺すようにさせた。それら「[の文書]」を「[君主の]」発令指示 (parwāna) に従ってディーワーンの書記たち (bitikčiyān-i dīwān) が起草し、「ディーワーン高官たちの」書押がなされた (ba ‘alāmāt rasīda) のち、モンゴルの文字による要約 (muhtasarī ba-haṭṭ-i muğūlī) がその裏面に書かれ、その印章をその上に捺すのである。現在、沢山のバラートや文書が集まる度に、上奏がなされ「[印章を納めた袋の]」鍵が求められる。ワズィールたち・ディーワーンの副官たち (nuwwāb-i dīwān) が立ち会って印章が捺され、他の者たちがやはりその箱の中に入っている帳簿 (daftārī ki ham dar ān şandūq mī bāšad) にいつ誰が印章を捺したか分かるよう記録する。このような管理と秩序がありながら、どこに 1 粒の金で幸運なる発令指示なしにバラートを書くことができる機会が残されているだろうか？

そして、この管理 (dawābit) が確立し、行き渡ったので、陛下は次のようにお考えになった。王権の重要事と良策、人々の誓願は、すべての草稿 (sawād) を読み直すことができぬほど多い。民の重要事が滞らず、必要時に携わっている者たちをこのことで煩わせぬための処置を考えねばならない。また、それぞれの重要事のために草稿を作る時、必ずや書記たち (bitikčiyān) はそのままの通りに「[その文章を]」憶えてはおらず、次の時には異なる表現になってしまい、1 つの同じ用件のために書いたはずのこれらの命令書 (aḥkām) の

中に相違が出てくる。そこで、この問題を除くことを〔以下のように〕お命じになった。「類推と思案によって、起こりうる様々な重要事や人々の請願を記録し、その一つ一つのためにその用件の諸条件と詳細を含んだ草稿 (sawādī) を、よく考えて作成する。すべてを書き終えた時、アミールたちを臨席させ、『発行される命令書は、私が命じたことであり、汝らの上奏したことである。そしていかなる者も気まぐれや移り気によって〔書くことが〕できぬよう、この草稿 (musawwadāt) を共に検討し、その様々な用件について一つ一つよく考え、明らかになることを言おう。そして、慎重さの小さな事柄が、一つとして無意味な、遵守されないことにならず、私の、汝らの意見の一致であるよう、改良しよう。それを典範 (dastūr) とし、これ以後、すべての用件はこれに基づいて判断し、これに基づいて命令を出そう。すべての業務が一つの道と法 (yūsūn < M. yosu(n)) によって執行され、いかなる相違も我らの言葉に起らぬように、協議し、慎重にそれを修正しなければならない。汝らがすべてそれに同意するよう。その後、汝らの前で再度調査される。もし些細な点でも見つかったなら、協議 (kinkāğ < T. kengāš ~ kengāč) し、修正される。そして決定される』。」

④このように命じ、その全ての草稿 (musawwadāt) を修正の後まとめて 1 つの台帳に加筆も削除もなく書き留め、それを『国事の典範 (Oānūn al-Umūr)』と名づけた。そして、これ以降、命令書はその草稿から加筆も削除もなく書くようにとお命じになった。

この史料 P の下線部①・②によれば、ガザンが新たに導入した勅書 (yarlığ) 発給の手続は、以下のように復元することができる。

- ① 1 : 利害関係者の請願が、ガザンに上奏 ('arḍa) され伝達される。
- ① 2 : 請願・上奏の内容が許可されると、「統治の良策と各業務の利益を知悉するアミール」らが「勅書の草稿 (sawād-i yarlığ-i)」を作る。その際、必要に応じて、ディーワーンの帳簿や場所・金額の記録 (dikr-i mawdī' wa mablag) が参照される。
- ① 3 : 「モンゴル書記 (bitikčiyān-i Muğūl)」と（おそらくアミールらが）草稿をガザンの御前で読み上げる。場合によってはガザンが筆記もしくは口頭で訂正を指示する。
- ① 4 : 清書される。
- ① 5 : 再び上奏する。
- ① 6 : 勅書の上奏・口頭説明の日時が言明され、捺印の許可が与えられる。
- ② 7 : 捺印され、書記 (bitikčī) が勅書の内容を帳簿に複写する⁽⁸³⁾。この帳簿は年次ごとに作成される。

(83) 下線部②では、帳簿に複写される勅書を「朱が捺される (ba āl rasad) 勅書」と記す。「(朱を) 捺す」に相当する動詞 rasīdan が接続法現在形 rasad とされることから、帳簿への複写・登録は「捺印」の前あるいはほぼ同時に行われたことが示唆される。後に検討する下線部③で、ディーワーン発令財務文書が捺印と同時に帳簿に複写・登録されたと読み取れることも参照できよう。

ここで言及される勅書 (*yarlīq*) とは、アミールすなわちモンゴル・テュルク系将相によって主導され、また「モンゴル書記 (*bitikčiyān-i Muğūl*)」が草稿の読み上げに関与していることからみて、明らかにイルハン朝君主名で発行されるモンゴル語勅書に関わるであろう [渡部 2002, 16]。勅書への捺印を「朱 (al) に届く；朱が捺される」 [cf. TMEN II, Nr. 532] と表現することは既知のイルハン朝君主発行モンゴル語文書がおおむね朱印鑑をもつことと整合し⁽⁸⁴⁾、また下線部①に後続する部分で勅書裏面にケシク長官が墨印を押すよう指示されることも、イルハン朝およびチャガタイ=ウルス発行命令モンゴル語文書の現物の体裁とおおむね符合する⁽⁸⁵⁾。

一方、下線部③は、財務小型金印 (*altūn tamgā’ī kūčik*) の導入を伝えるもので、Herrmann/Doerfer をはじめ多くの研究者に注目され、また本稿でも繰々言及してきた。ここに記載された、バラート (*barawāt*) など財務小型金印の捺される財務関係のディーワーン文書類の作成過程は、次のようにまとめられる。

(84) Mostaert/Cleaves 1952; Cleaves 1953; Mostaert/Cleaves 1962; Ligeti 1972, 243–263. 唯一、アルダビール文書に属する 1271 年アバガ発行モンゴル語命令文書には印鑑が無い。この文書は 2 つの断簡に分かれており、Doerfer は前半部 (A1) を 1265/6 年、後半部 (A2) を 1271 年の別文書とみなしたが [Doerfer 1975, 192; Tumurtogoo 2006, 150–152]、実際には両者は直に接合する。これを現在所蔵するイラン国立博物館も、すでに両断簡を 1 文書として所蔵番号 (MMI s.25886 (r.467)) を与えている [cf. FABS, 119].

(85) 裏面に捺印されたイルハン朝君主発行モンゴル語命令文書として、1302 年教皇ボニファティウス 8 世宛てガザン国書 (Mostaert/Cleaves 1952, Doc. C)、1305 年フランス王フィリップ 4 世宛てオルジェイトゥ国書 (Mostaert/Cleaves 1962, Doc. B) が現存するが、いずれも印鑑は 1 顆のみで、史料 P の記述と完全には一致しない。一方で、裏面にはケシク長官や重臣・有力将相によるモンゴル語添書もみえる [Cleaves 1951, 493–526; Mostaert/Cleaves 1952, 478–482; Cleaves 1953, pls. I, II]。従来、この添書で *üjig* 「副署」 (< Uig. üsüg ~ užik) と解釈されていた語は、宮紀子により *öčig* 「奏上」 (< v. öči-) と修正されている [宮 2014, 34]。ただし、宮が傍証として言及した『高昌館訛語』のウイグル語形式は名詞形 *öčig* ではなく v. öči- の副動詞形 *öčip* (> 兀尺: 奏) であり [Ligeti 1966, 189]、また 1302 年ローマ教皇宛てガザン書簡 (宮引用テキストの①) の裏面添書末尾の人名は *Iramadan* (~ Chin. 亦刺馬丹, etc. < A.-P. Ramaḍān) とした諸先学が正しい [W. B. Henning *apud* Mostaert/Cleaves 1952, 480–481; PTMD, 163–164]。ともあれ、これらの添書は、史料 P の伝える勅書発行プロセスの① 6 = 勅書奏上の記録の際に、裏面に記入されたものであろう。同様の添書はアルダビール発現のペルシア語行政命令文書にも散見し [Doerfer 1975]、さらに 726/1326 年チヨバン (*Čoban*, d. 1327) 発行ペルシア語文書の裏面には計 6 顆の墨印がみえる [*Šayḥ al-Hukamā’ī* 138 AHS; Matsui 2015b]。モンゴル君主ではなくアミール・ワズィールらが発行したペルシア語行政命令文書の裏面にも添書や捺印が求められた歴史的背景については、なお検討を要する。ちなみに、宮には注意されていないが [cf. 宮 2014, 20]、トゥルファン地域発現のチャガタイ=ウルス当主発行モンゴル語文書にも、裏面に墨印が捺されたものが 5 通確認されている [BT XVI, Nrn. 70, 71, 72, 74, 76 および関係の図版を参照]。このうち、1348/1360 年トゥグルク=テムル発行の灌漑用水 (*usun*)・禁地 (*qorīy*) 管理担当次官任命文書 (BT XVI, Nr. 71 = 本章 4.1., 表 1 ⑥; cf. 松川 1995a, 118–119) の裏面墨印はちょうど 4 顆であり、君主発行の命令文書の裏面にケシク長官 4 名の墨印が必要とされたという史料 P の叙述と符合する。また、1352 年トゥグルク=テムル発行の流散民保護命令文書 (BT XVI, Nr. 70; 松川 1995a, 116–118) の裏面には、いずれも「チャガタイ紋章」 [松井 1998, 8–9] をもつ 10 顆の墨印が捺されている。これも、4 人のケシク長官や断事官 (*M. jaryuči* ~ *T. yaryuči*)・書記 (*M. bicigeči* ~ *T. bitigči*)・司膳官 (*bayurči*)・傘蓋官 (*sükürči*) など、ケシク成員を中心とするトゥグルク=テムルの側近や重臣たちの印鑑であろう。すなわち、チャガタイ=ウルスにおいても、イルハン朝と同様に、君主の命令文書の発行に際しては、ケシク長官その他の君主側近・重臣・有力将相が同意のうえ裏面に捺印するという手続を要したものと思われる。

- ③ 1 : 君主が発令指示 (parwāna) を行なう.
- ③ 2 : ディーワーンの書記たち (bitikčiyān-i dīwān) が起草する.
- ③ 3 : ディーワーン官僚による書押 ('alāmāt) が記入される.
- ③ 4 : モンゴル文字による要約 (muhtasarī ba-ḥaṭṭ-i muğūlī) が裏面に記入される.
- ③ 5 : 捺印. 同時に, 印章とともに保管されている帳簿に捺印を記録する.

ここでは, 文書の起草は「ディーワーンの書記たち」が担当し〔③ 2〕, また書押 ('alāmāt) [本稿語註 II-P1-1b 参照] の記入もディーワーン官僚によるものという〔③ 3〕. すなわち, ここで言及される財務関係のディーワーン文書類とは, モンゴル語 (またはテュルク語) を用いるアミール層ではなく, ディーワーンのイラン系官僚がペルシア語で作成するものを念頭に置いていたと推定される. 裏面に記入される要約があえて「モンゴル文字 (ḥaṭṭ-i muğūlī)」すなわちウイグル文字による〔③ 4〕と特定されていることも, 換言すれば, 表面のディーワーン文書本体が原則的にアラビア文字 (ペルシア語) で書かれていたことを示す.

以上の点から, この史料 P の『集史』記事は, ウイグル文字モンゴル語勅書 (yarlığ) [下線部①②] と, 財務小型金印を用いるディーワーン発行ペルシア語文書 [下線部③] という, 異なる 2 つのカテゴリーの文書の作成・発行プロセスに言及するものと考えられる.

このうち, 前者の示すウイグル文字モンゴル語の勅書は, 金印ではなく朱 (āl < T.-M. al) で捺印されることを前提とし, またモンゴル語・ペルシア語の合璧にも明瞭には言及しない. とはいっても, 勅書が利害関係者の請願の「上奏」を契機になされている点〔① 1〕は, シャイフ=ウワイス発行の勅書 (M. jarlıy ~ P. yarlığ) である ŠU-I・ŠU-III 文書がサファヴィー教団からのワクフ権の再確認・再認可の嘆願に基づいて発行されたことと符合する [本稿語註 III-M1-3, III-P3 参照]. また① 2 では「ディーワーンの帳簿や場所・金額の記録 (dikr-i mawdī' wa mablaḡ) を参照せねばなら」ない事例について言及される. 管見の 4 件の財務小型金印つきモンゴル語・ペルシア語合璧勅書は, いずれも一定地域 (都市・村落) の税収に関するもの (徵税権の付与あるいはイドラーの設定) であるから, その内容策定に際しては各地の税収を管轄・把握しているディーワーンへの照会が不可缺だったはずであり, 実際に裏面にはディーワーン発令のペルシア語文書が合璧されているから, ① 2 のいう「ディーワーンの記録を参照して作成される勅書」に該当すると考えられる. ① 3 以降の処理 (草稿の作成や清書・捺印) を, 現存のモンゴル語・ペルシア語合璧の金印勅書の作成においても想定することには, 特段の問題は無いであろう.

一方, この史料 P の『集史』記事が財務小型金印 (altūn-tamgā'ī kūčik) の捺されるディーワーン発行財務文書類として言及するのは「バラート・受領証・清算書」であって, やはりモンゴル語・ペルシア語合璧の勅書 (yarlığ) は含まれていない. しかし, 本稿で論じてきたように, 合璧勅書の金泥の印鑑が史料 P のいう財務小型金印に相当することはほぼ確実であり, また合璧勅書のペルシア文は「至高なるディーワーン」を発令者とするから, その点では「ディーワーン発行の財務文書」に含めて考えてよい. モンゴル君主の意向によって作成され, またディーワーン宰相・

表2	合璧勅書の作成・発行手続	勅書 (モンゴル語)	ディーワーン文書 (ペルシア語)
I	請願と君主への奏上	① 1	
II	請願・奏上を、君主が口頭で許可		③ 1
III	草稿作成	① 2	
IV	ディーワーンの帳簿・記録の参照		③ 2
V	ディーワーンでペルシア語文書起草→書押		③ 3
VI	モンゴル書記によりモンゴル語勅書の草稿作成 →君主御前での口頭説明と確認	① 3	
VII	モンゴル語勅書の清書 =ペルシア語文書の裏面にモンゴル語「要約」	① 4	③ 4
VIII	再度の奏上、口頭説明、捺印の許可	① 5・6	
IX	捺印・発行、同時に勅書の内容を帳簿に複写	② 7	③ 5

官僚による書押〔本稿語註 II-P1-1b 参照〕が加えられていることも、史料Pの伝える起草過程〔③1・③3〕と整合する。

問題となるのは③4「モンゴル文字による要約」である。下線部③で言及されるバラート・受領証・清算書について、そもそも現物がこれまでに確認されていないので、実際にモンゴル語の要約がその裏面に書かれていたかは知り得ない。また本章 4.2. で示した史料L～Nをはじめ、イルハン朝後半期の財務簿記術指南書にみえるこれらの諸種文書の書式でも、「モンゴル文字による要約を裏面に記す」という処理は言及されないので、この③4の処理が実施・継続されたかは疑問である。

しかしながら、前節 4.3. に示したように、合璧金印勅書 4 通のモンゴル文・ペルシア文を対照させると、おおむねペルシア文に比してモンゴル文が簡略な内容をもつことが看取される。とすれば、この史料Pの『集史』記事のいう「モンゴル文字による要約」とは、実際には、ディーワーン発行のペルシア語文書の裏面に合璧されるウイグル文字モンゴル語勅書を指すのではなかろうか。つまり、ペルシア文に含まれる内容がモンゴル文勅書の清書に際して簡略化されることを、史料Pは「要約 (muhtasarī)」と表現した、と考えるのである。

さらに史料Pによれば、モンゴル語勅書は捺印・発効と同時に記載内容が帳簿に複写され〔②7; 本章 4.5. も参照〕、またディーワーンのペルシア語財務文書は捺印後にその押捺者を記録した〔③5〕と伝えられる。本稿で扱った ŠU-III 文書の下方、日付と金印の傍らに記入された「記録された、書記序(?) (dīwān al-kitābāt) に」という登録書押〔本稿語註 III-P17a 参照〕は、このようにモンゴル語勅書の記載内容が台帳に登記された際、その担当者により記入されたものではなかろうか。AS-1325 文書にも、この書押と類似する文言をもつ登録書押として、冒頭部第 2 行の下に *uṭbita fī dīwān al-inšā’* (....) 「記録された、文書序にて」、第 14 行の上に *uṭbita fī al-ğarīda* 「帳簿に記録された」、および第 14 行の下に *bar daftar ṫabt karda šud* 「帳簿に記録された」の 3 つが確認される。このような登録書押の記入者の官位や職務、あるいは「帳簿 (A. al-ğarīda ~ P. daftar)」などの

具体的な機能や文書行政システム上の位置づけについては、Herrmann も考察を及ぼしていない〔Herrmann/Doerfer 1975b, 330; PUM, 28–29〕。しかし、史料 P の『集史』の叙述と勘案すれば、この AS-1325 文書の 3 つの登録書押も、勅書の登記処理に関するものとみなすことができる〔本稿語訳 II-P1-1b 参照〕。

すなわち、管見の財務小型金印つきモンゴル語・ペルシア語合璧勅書 4 通の起草・作成・発行プロセスは、史料 P の『集史』記事が伝える 2 種類の作成・発行プロセスを統合したようなものと推測できるのである。それらのプロセスを整理したものが、上掲の表 2 である（表の右側 2 列の番号は、上掲史料 P の『集史』記事に基づいて再構した作成手続に対応する）。

さらに、このようなモンゴル語・ペルシア語合璧勅書の作成手続がジャライル朝にも継承されたことは、『書記典範』第 2 部・第 1 門・第 1 段・第 6 章「モンゴル語命令文の書記職をバフシたちに任命することについて (dar tafwīd-i kitābat-i ahkām-i muğūlī ba-bahšiyān)」所収の 3 通の公文書（任命書）用例からもうかがえる〔DK II, 39–46〕。バフシ (P. bahšī) は、漢語「博士」に由来するウイグル語 *baxšī* (> M. *bayšī*)「師、師傅；師僧」の借用語であり、モンゴル帝国時代には仏教徒ウイグル人が多くモンゴル王族・貴族の師傅・側近に任じられたことから、特にウイグル文字モンゴル語（またはチュルク語）文書を担当する「書記」をも意味するようになり、ジョチ裔諸政権やティムール朝にも継承された⁽⁸⁶⁾。『書記典範』の任命書 3 通は、彼らバフシの職務を「モンゴル語命令文の書記職 (kitābat-i ahkām-i muğūlī)」と明記しており、ジャライル朝宮廷官房におけるモンゴル語文書作成の実態を示す重要資料である。その全面的な考察は今後に譲り⁽⁸⁷⁾、ここでは 3 通の任命書のうち 2 通から、モンゴル語勅書の起草における彼らバフシたちの実務に関わる記述をそれぞれ史料 Q・R として引用する。

Q : 『書記典範』第 2 部・第 1 門・第 1 段・第 6 章・第 1 種 [DK II, 41]

〔オルク=バフシ (Urūk bahšī < Örūg *baxšī*) は〕草稿 (musawwadāt) がアミールたち・ワズィールたち〔が伝える〕発令指示 (parwānağāt) によって届けられた後、注意深い思考と正

(86) 以上の諸点については、Laufer 1916, 565–567; TMEN II, Nr. 724; ED, 321; Esin 1979; Jackson 1988; Ando 1992, 234; 中村・松川 1993, 74–75; DeWeese 1993, 82–83, n. 22; 久保 2012; 松井 2015a, 70; Matsui/Watabe/Ono 2015, 61–62 などを参照。ちなみに、バフシ職はティムール朝からムガル朝にも継承されたが、チュルク語書記という性格は失われていた〔諫早 2008, 66; 真下 2012〕。なおモンゴル時代以降のイスラーム史料中にみえるバフシ (bahšī) の語がウイグル語を経て漢語「博士」にまで遡る点は、日本の西アジア史・アラブ史・イラン史学界では十分に認識されていないようなので、改めて注意を喚起しておきたい。例えば、家島彦一のイブン=バットゥータ『大旅行記』訳註（第 6 卷、平凡社、2001, 441）でも *bahšī* の語源をサンスクリット語 *bhikṣu*「比丘」とし、これがペルシア語を通じてチュルク語・モンゴル語に借用されたとの誤解がみられる。また北川誠一の概説では、バフシの語源や通時的な語義の変容が十分に注意されておらず、結果的にその叙述は混乱している〔北川 1997, 430–432〕。

(87) 最近、宮はこれら 3 通の任命書と、さらに「諸地方の大書記 (uluğ bitikčī < T. uluy bitigči)」の任命書 [DK II, 105–108] を併せて、全訳と初步的考察を提示した〔宮 2012〕。本文に示すように、そのペルシア語の解釈には従えない点もみられるが、これらのモンゴル語命令文担当のバフシがウイグル人・モンゴル人の世襲職とみられるという指摘〔宮 2012, 50〕は注目される。

確な熟慮で清書する (ba bayād barad) ように、慎重の諸条件を守るように、ウルカ=アミール職 (amārat-i ūlkā), 万人・千人・百人隊長職、その他全ての案件について起草する勅書の命令の内容 (maḍmūn-i ahkām-i yarlıq-hā) を、その裏面に、命令の内容すべてのいかなる細部も失われず、読んだ時にすぐに要件が理解できるような、簡潔・簡略な表現で記入する (ba-‘ibāratī mūgaz-i muhtasar itbāt kunad) ように。

R:『書記典範』第2部・第1門・第1段・第6章・第2種 [DK II, 43]

[タガイ=バフシ (Taḡāy bahšī < Taḡay baxšī) は] モンゴルの各集団 (har ṭāyfa az ṭawā’if-i muğūl) のために、草稿 (musawwadāt) がディーワーンのアミールたちによる発令指示 (parwāna) と裁定 (yāsāmīšī < T. yasamīš) により届けられた通りに、命令書 (ahkām) を書くように。

史料Qによれば、バフシによるモンゴル語勅書 (ahkām-i yarlıq-hā) の作成とは、具体的には、アミールたち・ワズィールたちが伝えた君主の発令指示を承けて、その草稿 (musawwadāt) を「清書する (ba bayād barad)」というものであった。また史料Rも、ディーワーンのアミールたちが発令指示を伝え、かつ裁定をした草稿 (musawwadāt) に基づいてモンゴル語の命令書を書く、すなわち命令書をモンゴル語で清書することをバフシの任務としている⁽⁸⁸⁾。これらの点を、上掲史料Pの『集史』記事に基づくモンゴル語・ペルシア語合璧勅書の作成・発行手続 [表2-I~IX] と対照すれば、勅書の原案として草稿が作成され [表2-III]⁽⁸⁹⁾、その内容をアミール・ワズィールやディーワーン官僚らが認可して発令指示・裁定を草稿とともにバフシたちに伝達し [表2-V]、それをバフシたちがモンゴル語勅書・命令文書として清書する [表2-VI~VII]、と位置づけることができる。表2-VIで草稿を作成している「モンゴル書記 (bitikčiyān-i Muğūl)」とは、おそらくそのまま清書 [表2-VII] を担当したものであり、ジャライル朝官房でモンゴル語文書の清書の任にあつたバフシと同一の役割を果たしていたに相違ない。

なお史料Q・Rでは、アミール・ワズィールからバフシたちに届けられる「草稿」がモンゴル語・ペルシア語のどちらで記されていたかは明言されない。ただし史料Rにいうような「モンゴルの各集団」宛ての命令文には、草稿の準備段階から実際に発給される正式文書まで、一貫してモンゴル語で筆写されたであろう [cf. 渡部 2002, 14–15]。

これに対して、史料Qの下線部で、モンゴル文の清書を担当するバフシが「勅書の内容を、その裏面に、命令の内容すべてのいかなる細部も失われず、読んだ時にすぐに要件が理解できるような、簡潔・簡略な表現で記入する」というのは、上掲史料Pの『集史』記事にみえる「モンゴル文字の要約」[③4] に対応させることができ、また現存のモンゴル語・ペルシア語合璧金印勅書でモンゴル文がペルシア文と内容の上ではほぼ一致しつつも、モンゴル文がペルシア文に比べ

(88) バフシの職務を宮は「モンゴル語命令文の草稿を作成する」と解釈し、「清書」の点に留意しない [宮 2012, 50]。

(89) この時点、すなわちアミールやディーワーン官僚らの検討・裁定に委ねられる前の段階の「草稿」を、バフシがモンゴル語で起草していた可能性は否定できない。Cf. 宮 2012, 50。

て若干簡略に記されていることとも符合する。つまり史料Qにおいて、君主の発令指示とともにアミール・ワズィールからバフシに伝達される「草稿」はディーワーン発令のペルシア語文書であり、その「命令の内容」をバフシが「簡潔・簡略」化してモンゴル語勅書として清書したと考えられる⁽⁹⁰⁾。

以上、本節では、『集史』・『書記典範』に伝わるモンゴル君主の勅書やディーワーン発行文書の作成・発行手続と、管見の財務小型金印をもつモンゴル語・ペルシア語合璧勅書の内容・体裁から推定される作成手続とが、全体としてほぼ整合的に解釈できることを示した。このような解釈が正しいとすれば、財務小型金印をもつモンゴル語・ペルシア語合璧勅書は、当然モンゴル君主の意志・命令に由来するものの、財務記録を参照する必要からディーワーンを発令者とするペルシア語文書が先行して起草され、その内容をやや簡略化する形でモンゴル語勅書が最終的に筆写された、という過程を経て作成されたことになる。すなわち、財務情報をふまえた具体的な勅書の内容と案件自体の管理はディーワーンで行われていた。これは、イルハン朝において財務に属する命令書が「金印 (alṭān tamgā < M. altan tamya)」と名づけられ、「ワズィールの判断と命令によって発行される」というマムルーク朝のウマリーの説明（前掲史料J）とも符合する。しかし、ディーワーンがペルシア語で起草する文書は、後から裏面に付されるモンゴル語勅書に従属するという前提で作成されることとなっていた。前節にも述べたように、合璧文書 4 通のうち 3 通のペルシア文にみえる「裏面の、金印を捺した勅書」という表現がインシャー術指南書所収の文書用例にも頻見することは、その反映とみなされる。

すなわち、これらの合璧文書におけるモンゴル文・ペルシア文は、一方的な「対訳」関係にあるものではなく、君主の発令という形をとるモンゴル文勅書と、ディーワーンが管轄する情報に立脚するペルシア文財務文書という 2 種類の命令文書が表裏合璧・一体化されることで相互補完的に機能するものであったことが、あらためて確証されるのである。また、ガザン時代（史料P）・アブー=サイード時代（AS-1325 文書）・シャイフ=ウワイス時代（ŠU-I・ŠU-II・ŠU-III 文書）の諸史料の情報が整合的に解釈できることは、あらためて、イルハン朝後半期からジャライル朝への文書行政制度——少なくともモンゴル語・ペルシア語合璧勅書の発給システム——の連続面を示すものといえるだろう。

(90) ディーワーン発令のペルシア文を簡略化してモンゴル語勅書が作文される際には、ペルシア語のインシャー術指南書に相当するような、何らかのモンゴル語文書の文例集が利用されたであろう。ガザン時代に編纂されその後の命令書 (ahkām) の模範とされたと伝えられる『国事典範 (Qānūn al-Umār)』（史料P下線部④）は、そのような文例集の候補となる。この『国事典範』はアミールたちとの協議により作成されていていることからみて、そこに収録された「草稿」にモンゴル語文書が含まれることは確実である〔渡部 2002, 18-19〕。モンゴル語・ペルシア語合璧勅書で、先行して起草・筆写されたペルシア文に登場しない定型句がモンゴル文にみえることも、このような公文書の雛型に則って起草されたためと説明できよう。この点については、前節 4.3.に引用した Herrmann の見解も参照 [Herrmann/Doerfer 1975a, 51-52; Herrmann/Doerfer 1975b, 333]。

4.5. 日付

前節で検討したようなモンゴル語・ペルシア語合璧文書の作成・発行の過程においては、モンゴル文・ペルシア文双方に記された日付の一致も問題となる。これは、Herrmann/Doerfer による AS-1325・ŠU-I 文書の解読分析でも注意され、またイルハン朝史料にみえるヒジュラ暦とモンゴル・テュルク支配層の用いた中国暦（もしくは中国=ウイグル的十二支獸暦）⁽⁹¹⁾との対応関係を検討した Melville 1994 論文でも扱われてきたものの、その検討結果は必ずしも十分ではない。従来の研究では、合璧文書の起草・筆写・発行の手続そのものが等閑視され、モンゴル文・ペルシア文の日付の対応関係を具体的に検討するための論拠が確立されていなかったこと、またモンゴル支配下イランにおける中国暦の日付については絶対年月日を確定できないことが、その主な要因であった〔cf. Herrmann/Doerfer 1975a, 57–58; Melville 1994, 88〕。

これに対して、本稿新紹介の ŠU-III 文書は、ヒジュラ暦・中国暦の日付の対応について新たな用例を提供する。また本章前節 4.4. における合璧文書の作成・発行過程の考察結果も、日付の相互対応関係を検討するための手がかりとなる。

さて、ŠU-III 文書のモンゴル文は「(ヒジュラ暦) 七六年に、鼠年秋の仲の月の十七日に書いた」ものであり、この日付を単純に中国暦の至正二十年（1360）庚子・仲秋（＝八月）十七日に対応させれば、西暦 1360 年 9 月 27 日となる〔本稿語註 III-M24-27〕。一方、ペルシア文本文の筆写後に別の筆跡で記入された日付「七六年ズルカアダ月十七日」は西暦 1360 年 9 月 28 日に対応する〔本稿語註 III-P15-17〕。この年月日比定に従えば、ディーワーン発令のペルシア語文書を簡略化してモンゴル語勅書が筆写された翌日に、裏面のペルシア文の日付が記入され、最終的に両面の捺印を経て発行されたことになる。

ただし『集史』や『オルジェイトウ史』には、個別の事件についてヒジュラ暦と中国=ウイグル的十二支獸暦の双方で年月日を与えていた例が多数みられ、その中には同一事件の年月日が完全

(91) なお諫早庸一は、『イルハン天文表 (Zīg-i Ḥīyānī)』所収のいわゆる「キタイ暦 (Tārīḥ-i Qitā)」の編纂におけるウイグル人の関与は明証できないことを指摘し、「中国=ウイグル暦 (Chinese-Uigur calendar)」という通称を批判する〔Isahaya 2009; Isahaya 2013〕。ただしこの点については、イルハン朝時代の諸種のペルシア語史料の十二支獸暦による日付表記では、一般的に十二月が čaqşāpāt ay (～čaqşāpād ay) と称されることが留意される。この P. čaqşāpāt ~ čaqşāpād は、サンスクリット語 śikṣāpāda「戒律」からガンダーラ語・マニ教パルティア語さらにマニ教ソグド語 cxš'pō を経由してウイグル語に借用された čxšapt に由来し、この語を冠するウイグル語 čxšapt ay「戒律の月；戒月」が十二月を指すようになるのは、西ウイグル国の仏教化の進行に対抗して、西暦 1000 年頃にウイグル人マニ教徒が断食月＝「戒律の月」を 1 ヶ月早めておよそ十二月に設定したことに起因する〔吉田 2004, 4-12〕。すなわち、モンゴル時代のペルシア語史料にみえる čxšapt ay (> čaqşāpāt āy)「十二月」は、11 世紀以降の西ウイグル国の暦法に由来するものに他ならず、そのイラン地域への導入も、旧西ウイグル人がモンゴル帝国の支配層に取り込まれユーラシア各地に活動圏を拡げた 13 世紀以降とみなすべきである。これが、月名表記という暦の基本事項に関わることに鑑みれば、モンゴル支配期イランで用いられた十二支獸暦に対するウイグル人・ウイグル文化の関与についても、再検討の余地があるだろう。少なくとも、この čaqşāpāt āy がモンゴル時代以前にソグド語から直にイラン地域へ導入されたとみなし、ウイグルの関与を等閑視する諫早の見解〔Isahaya 2013, 196〕は修正を要する。

に一致するものだけでなく、1日前後するものもみられる⁽⁹²⁾。この点をふまえれば、西暦換算上では1日のずれがある ŠU-III 文書のモンゴル文・ペルシア文の日付も、現実には同一日・同時に記入された可能性がある。

さて、前節での検討結果をふまえれば、文書に公証力を与える印鑑は、両面の記載内容が確定された後に一括して捺されたことになる〔表2-VIII-IX〕。また上掲史料Pの『集史』記事の下線部②・③に記すように、捺印・発行に際しては、君主から印章を収めた函の鍵を借りて印章を取り出し、アミールやワズィールが立ち会うなど、厳密な手続が定められていた。この点からは、モンゴル文・ペルシア文それぞれの筆写完了時点で別々に捺印されたという可能性は低い。

また史料Pの下線部②は、捺印・発行時の手続について「朱が捺される勅書 (yarlığ ki ba āl rasad) を帳簿に一語一句その写しをとり、どの日に捺印したか、誰が起草し、誰が上奏したかを記録するようにした」という。ここで「(朱が)捺される、捺印される」に相当する動詞 *rasīdan* は、接続法現在形 *rasad* で用いられており、「捺印」の前あるいはほぼ同時に帳簿への記録が行われたことを示唆する。そして、帳簿には勅書の内容が複写されたというから、勅書に記入されている日付も記入された可能性が高い⁽⁹³⁾。

このような手続からすれば、文書に記載される日付は、捺印・発行の日付と同一であったことが推定される。これらの手続はあくまでガザン改革に際して定められたものであり、その実効性・継続性については留保しておく必要もあるものの、管見の合璧文書 4 通の共通性に鑑みて、ジャライル朝でも同様の手続がとられたと考えることは許容されよう。

いずれにせよ、ŠU-III 文書モンゴル文・ペルシア文にみえる日付と、史料Pの『集史』記事とを勘案すると、両テキストの日付はごく近接しており、あるいは同一日の可能性もあること、またまた両面の捺印はほぼ同一の機会になされたことが推定される。

ただし、AS-1325・ŠU-I 文書のモンゴル文・ペルシア文の日付をそれぞれ換算する限りでは、相当の隔たりが見出され、上述のような合璧勅書の日付記入・捺印・発給手続と整合的に説明することはできない⁽⁹⁴⁾。これは、モンゴル支配層が用いた中国暦についての情報が少なく、厳密な比

(92) これらの事例は Melville 1994, 86–87, Table I に整理されている。計 77 例のうち、完全に一致するものは 10 例 (Nos. 7, 8, 16, 9, 43, 58, 60, 64, 65, 66)、また誤差 1 日の例が 17 例 (Nos. 13, 15, 17, 23, 28, 29, 31, 35, 36, 37, 38, 41, 42, 53, 57, 59, 62) 確認される。

(93) 下線部③は捺印の際に「(印章が保管されている) 箱の中に入っている帳簿にいつ誰が印章を捺したか分かるように記録する」と記し、文書の内容の複写には言及しない。とはいっても、表2-IX に示したように、下線部②と同様の登録処理をここにも想定しておきたい。

(94) AS-1325 文書モンゴル文の日付は「七〇二年牛年秋の初めの月 (=七月) 旧九日 (yisün qaučid)」である。ここで日付記載に用いられる M. qayučid (~qaučid < qayučin ~ qaučin) 「旧」が下旬 (二十一日～三十日) を示すことは、キルシェヒル (Kırşehir) 発現のアラビア語・モンゴル語ワクフ文書で、アラビア語の 670 年シャッワル月十日=西暦 1272 年 5 月 20 日=至元九年 (壬申) 四月二十二日にモンゴル語の「猿年夏の初めの月 (=四月) の旧二日 (bečin jil junu terigüten sara-yin qoyar qaučid)」が対応することから判明する [Matsui/Watabe/Ono 2015, 63]。従って、AS-1325 文書モンゴル文の「七〇二年牛年七月二十九日」は泰定二年乙丑=西暦 1325 年 9 月 6 日に対応し、ペルシア文の「七〇二年ラマダーン月二十一日」=1325 年 8 月 31 日に 6 日遅れることとなる。ただし、泰定二年には閏正月があり、これをモンゴル人が「春の仲の

定を期しがたいことに起因する。ここでは、本稿で古文書学的に再構したような合璧文書の作成手続が、今後の再検討・問題解明の糸口となることを期待するにとどめる。

5. 結語

以上、本稿では、アルダビール文書群から新たに確認されたモンゴル語・ペルシア語合璧文書の2断簡について、古文書学的情報と文献学的な解説・校訂を提示した。その上で、既知のモンゴル語・ペルシア語合璧文書2通、さらにはイルハン朝～ジャライル朝時代のペルシア語編纂史料との比較検討を通じて、文書の歴史的な背景の分析を試みた。

その結果、これらのモンゴル語・ペルシア語合璧勅書は、一方が先行して作成され、それが他方に翻訳されるという中華地域の蒙漢合璧命令文のような単純な「対訳」関係ではなく、君主発令のモンゴル語勅書とディーワーン発令のペルシア語財務文書の作成が相互補完的に行なわれていることを明らかにした。そして、このようなモンゴル語勅書とペルシア語のディーワーン命令書の合璧を前提とした独自の財務金印勅書は、ガザン＝カンの財政改革の一環として行われた財務用小型金印の制定をきっかけとして定型化されたという仮説を示した。管見のモンゴル語・ペルシア語合璧勅書4通の存在、また「裏面の、金印を捺した勅書」に言及する『書記典範』の公文書用例〔本稿第4章4.2. 参照〕は、このような形態のモンゴル語・ペルシア語合璧勅書がガザン・オルジェイトウ・アブー=サイード時代からジャライル朝初期まで財務文書行政において頻用されたこと、換言すれば、イルハン朝の文書行政制度——少なくともその一部——が、確かにジャライル朝へ継承されたことを示唆するものである。

月」と数えた場合には「秋の初めの月」は六月となる。この仮定に従えば、AS-1325文書は中国暦の泰定二年六月二十九日=西暦1325年8月8日となり、ペルシア文に23日先行することとなる。ちなみに、トルファン地域出土の某馬年ウイグル文キビ消費貸借契U 5266(=SUK Mi20)も、貸借物件の返済時期を *yangid-a alđinč [ay] ičintä* 「(秋の)初めに、六月中旬に」と設定する。ここで六月が「秋の初め(の月)」とされる点は十分に解釈されていないものの〔山田1965, 112; SUK 2, 96〕、この「馬年」の六月以前に閏月が置かれていたからと解釈できよう。このウイグル契はモンゴル時代のものと推定されている〔山田1976, 45〕、定宗元年(1246)丙午(閏四月)か、大德十年(1306)丙午(閏正月)が該当する。なお、MelvilleはAS-1325文書モンゴル文の「八月旧九日」を「八月二十二日」と解釈して西暦1325年8月30日に比定する〔Melville 1994, 98, n. 75〕。この比定は、ペルシア文の日付との誤差が1日となり、ŠU-III文書での日付の誤差とも一致するが、モンゴル語の「旧 (qayučid)」を月末から遡って日を数える方式とみなすことに基づいており、前述の解釈からは容れがたい。一方、ŠU-I文書のモンゴル文の「七五九年犬年秋の仲の月(=八月)十五日」は、単純に中国暦の至正十八年(戊戌)八月十五日とみれば西暦1358年9月18日に比定されるが、ペルシア文の「七五九年ズルカアダ月十三日」は西暦1358年10月17日に対応し、モンゴル文からほぼ1ヶ月遅れる。Doerferはモンゴル文・ペルシア文が同日付であることを前提に、閏月を想定することにより解決の可能性を指摘するが〔Herrmann/Doerfer 1975a, 57–58〕、実際には前年の至正十七年(1357)丁酉に閏九月があり、これが「冬の初めの月」と数えられていれば、翌犬年の「秋の仲の月」は七月(1358年8月5日～9月3日)となり、ペルシア文の日付との誤差がさらに大きくなる。MelvilleはŠU-I文書の「秋の仲の月」を「秋の末の月(=九月)」の誤りとして、モンゴル文の日付を1358年10月18日に遅らせるが〔Melville 1994, 98, n. 74〕、具体的な論拠は示していない。

しかしながら、PUM 公刊文書に示されるように、モンゴル時代にサファヴィー教団・サフィー廟の権益保護のために発行された行政命令文書の大多数はペルシア語単独で発令されており、その発令者も多くはアミール・ワズィール層であった。これらがモンゴル語勅書・命令文と合璧されなくとも行政命令文書として機能していたのに対し、管見の 4 通のようなモンゴル語・ペルシア語が合璧される勅書が必要とされた歴史的背景については、イラン地域におけるモンゴル語の「勅書 (M. jarliy ~ P. yarlıq)」の權威といった問題をも考慮しつつ、さらに検討を要する。

また、イルハン朝君主が発行したペルシア語命令文書が現存しないのに対して、シャイフ=ウワイス時代以降のジャライル朝君主はペルシア語による勅書を発行するようになり、モンゴル語命令文書はイラン地域から姿を消す。イラン地域で発行されたモンゴル語行政命令文書としては、ŠU-I 文書から 2 年後の 761/1360 年に発行された ŠU-III 文書が、現時点では最後のものである [cf. Herrmann/Doerfer 1975a, 56]。その一方で、シャイフ=ウワイスがサファヴィー教団にモンゴル語・ペルシア語合璧勅書 3 通 (ŠU-I・ŠU-II・ŠU-III 文書) を相次いで発給し、またその治世に編纂完成した『書記典範』には、前述の通りモンゴル語・ペルシア語合璧を前提とする勅書の用例が収録されている。ペルシア語文書が優勢となりつつあったジャライル朝の文書行政の展開・変容において、モンゴル語行政命令文書がどのような意義を有していたかという問題も、広くモンゴル時代とその直後のユーラシア諸地域の状況と比較しつつ考慮されねばならない。

これらの課題を解決していく上で、同時代の一次史料であるアルダビール文書群の古文書学的・文献学的・歴史学的な分析は不可缺といえる。本稿での検討結果が今後の研究進展に資することになれば幸甚である。

付録① モンゴル語語彙

ŠU-II 文書・ŠU-III 文書の語彙をまとめて提示する。II は ŠU-II の、III は ŠU-III の語彙を示し、行数を後続させる。[] で示した用例は原缺ながら推補したこと示す。

a-	～である aysayar III-2; atuyai III-22	biči-	書く bičibei III-28; bičigsen III-4;
ačiy-a	荷物、貨物 III-21		bičiјu III-16
ayul-	～であらせる aγulju III-8	bičig	文書、証書、勅書 III-15, 23
aliber	あらゆる III-20	bičigečin	(pl. < bičigči) 書記 [II-5]
altad	(pl. < altan) 金; ディーナール (貨幣単位) III-5	bolya-	なす、行なう bolyan III-9; bolyaju III-16; bolyatuyai III-23
anu	彼らの (後置代名詞) III-2, 6, 22	bolyayul-	なす、～とさせる bolyayulbai III-8
arban	10, 十 III-27	busi	違反 III-8, 22
avalā	(< A.-P. hawāla ~ hawālat) 割当 III-16	buu	(禁止の助辞) III-10, 10, 11, 17, 22
ba	→ yambar ba	bü-	いる、ある büküi-tür III-28
balayad	(pl. < balyasun) 城市、都城 III-5, 12, 19	bügde-	完全にする、満たす bügdeg(s)ed II-4
barad	(< P. barāt) 支払命令書、割付証書 III-15	čemes	(pl. < *čeme < A.-P. ġam') 収入、歳入、税収 III-13
bayatur	バートル (人名) [II-1]	daštawand	(< P. Daštawand) ダシュターワンド (地名) II-2

divan	(< A.-P. dīwān) ディーワーン, 政府	mutasaribud (pl. < *mutasarib < A.-P. mutaṣarrif) 徵 稅官 [II-4]
	III-20	
doluyan	7, 七 III-24, 27	mutawajiqad (< A.-P. mutawaqqīhāt) 稅, 付加稅
dörben	4, 四 III-5	III-20
dumdaṭu	中の, 中央の III-26	namur 秋 III-26
egüber	これにより III-8	nayibud (pl. < nayib < A.-P. nā’ib) 代官 II-3
ene	これ, この III-3, 3	nere 名, 名前 nereber III-6
yadayun	外の III-10	nigen 1, 一 III-25
γyuyu-	求める, 請願する γyuy(u)basu III-3; γyuyutuyai III-17	od (pl. < on) 年 III-25
inu	その (後置代名詞属格) III-18	ora- 入る oratuyai III-10
īyrajad	(< A.-P. iḥrāqāt) 経費, 費用, 支出 III-7	öbed (pl. < öber) 彼ら自身 III-12
irayis	(< A.-P. ra’īs) 村長 III-19	öber-e 違った, 別の III-13
jayud	(pl. < jayun) 100, 百 III-24	ög- 与える ögüğseger III-21
jayur-a	間の, 中間の III-10	qal- 近づく qaltuyai III-10
jarliy	おおせ, 聖旨; 勅書, 勅許状 III-4	qan カン, 王, 君主 II-1
jil	年 III-25	quluyan-a 鼠, 子 III-25
jiran	60, 六十 III-24	sara 月 sarayin III-26
joßsige-	(= jöbsiye-) 聞き届ける; 嘉納する	saviy-a (< A.-P. zāwiya) 修行場, ザーウィヤ
	joßsigejü III-3	III-1, 6
jrly	→ jarliy	siltay 理由, 言い訳 III-14
kaiquvas	(pl. < kaiquva << P. kadħudā) 区長	silyan 認可 (< v. silya-) III-2
	III-20	šariyad (< A.-P. šari‘at ~ šari‘a) シャリーア, 聖 法 III-9
keme-	言う kembei III-23	šayiyul islam (< A.-P. Ṣayḥ al-Islām) イスラームの 導師 III-17
kenber	誰か, 誰でも III-9	tauris (< A.-P. tabrīz) タブリーズ (地名)
kerü	(< Tū. kärü ~ gärü) 背中, 裏面, 背面	III-27
	III-4	tede 彼ら, それら III-5, 11, 19
küčü	力 III-11	tüsimed 官員 (pl. < tüsimed) II-3, III-11
kür-	至る kürtele III-17	uğubud (pl. < uğub ~ Uig. učub < A.-P. wuğüb) 必要経費, 税課 III-20
kürge-	至らせる, 送る kürgen III-22; kürge- -tügei III-11	uquyud (pl. < uquγ < A.-P. ḥuqūq) 国税, 税課
mal	正税 (< A.-P. māl) III-20	III-21
manu	我々の (後置代名詞) III-24; ügemanu	uriji 以前の III-6
	II-1	uruy 種; 子孫 III-17, 18
mausuy	(< A.-P. mawdū‘) 設定された III-13	uwayis ウワイス (人名) [II-1]
mavrus	(< A.-P. mafrūz) 除外された III-13	üge ことば; 命令, 令旨 ügemanu II-1; üges III-22
mede-	知る, 認める medejü III-14, 19	ügegü ～のない (後置詞) III-22
medel	権威; 管轄 III-12	üküm (< A.-P. ḥukm) 裁決, 命令 III-3
meküs	不足 III-21	ülü (否定の助辞) III-9
mingyad	(pl. < mingyan) 1000, 千 III-5	wayv (< A.-P. waqf) ワクフ III-2
mujavar	(< A.-P. muğāwir) 身を寄せる者 III-7	yambar ba 何であろうと III-14
muqarar	(< A.-P. muqarrar) 所定の, 確固とした	yayuba 何も, 何であろうと, どれでも III-16
	III-7, 18	yosu きまり, 慣例, 法 yosuγar III-4, 6
muqas-a	(< A.-P. muqāṣṣa) 相殺 (額) III-8, 14	
musalam	(< A.-P. musallam) 安堵された III-17	

付録② 既発表のアルダビール発現行政命令文書一覧 (PUM 番号順)

PUM	関係する主要な先行研究および本稿での略号	MMI 所蔵番号	FABS 所収頁
1	Doerfer 1975, B1	s.25858 (r.438)	113
2	Doerfer 1975, B2	s.25913 (r.493)	123
3		s.25885 (r.466)	118
4	Doerfer 1975, A4	s.25860 (r.440)	113
5	Doerfer 1975, A5, A6	s.25862 (r.442)	114
7	Doerfer 1975, A7, C1	s.25883 (r.464)	118
8	Doerfer 1975, A8, B3	s.25869 (r.449)	115
9	Doerfer 1975, A9	s.25870 (r.450)	115
10		s.25871 (r.451)	116
11		s.25872 (r.452)	116
12	Doerfer 1975, A12	s.25874 (r.454)	116
13		s.25867 (r.447)	115
14		s.25878 (r.459)	117
15		s.25879 (r.460)	117
16		s.25863 (r.443)	114
17		s.25864 (r.444)	114
18		s.25880 (r.461)	117
19		s.25865 (r.445)	114
20		s.25891 (r.472)	119
21	Doerfer 1975, A13	s.25893 (r.474)	120
22	Doerfer 1975, A14	s.25896 (r.477)	120
23		s.25901 (r.482)	121
24		s.25906 (r.486)	122
25		s.25892 (r.473)	120
26		s.25929 (r.509)	126
27		s.25910 (r.490)	123
28		s.25912 (r.492)	123
	Cleaves 1953, Doc. II (Fig. 28 / Page 40)	s.3320	—
	Cleaves 1953, Doc. III (Fig. 29)	s.3322 + s.3323	—
	Cleaves 1953, Doc. III (Fig. 30 / Page 41)	s.20822	—
	Cleaves 1953, Doc. III (Fig. 30)	s.20823	—
	Cleaves 1953, Doc. III (Fig. 31 / Page 42)	s.20824	—
	Cleaves 1953, Doc. III (Fig. 31 / Page 43)	s.20825	—
	Doerfer 1975, A1+A2	s.25886 (r.467)	119
	Doerfer 1975, A3	s.25882 (r.463-1+2)	118
	Doerfer 1975, A11	s.25890 (r.471)	119
	Doerfer 1975, C2	s.25483 (r.77)	19
	Doerfer 1981	s.25414 (r.7a)	4
	Herrmann 1973	s.25903 (r.484)	122
	Herrmann/Doerfer 1975a (= 本稿 ŠU-I)	s.25894 (r.475)	120
	Herrmann/Doerfer 1975b (= 本稿 AS-1325)	s.25884 (r.465)	118
	Matsui/Watabe 2015	s.25585 (r.180)	44
	Matsui/Watabe/Ono 2015	s.25924 (r.504)	125
	ŠU-II	s.25947 (r.527)	129
	ŠU-III	s.25897 (r.478)	120-121

略号表・参考文献目録 (ABC 順)

- Aigle, Denise 2005: The Letters of Eljigidei, Hülegü and Abaqa: Mongol Overtures or Christian Ventriloquism? *Inner Asia* 7-2, 143–162.
- ‘AK = Muntağab al-Dīn Badī‘ Atābik Ǧuwaynī, ‘Atabat al-Kataba. Ed. by Muhammad Qazwīnī / ‘Abbās Iqbāl. Tīhrān, 1384 AHS (Original: 1329 AHS).
- Allouche, Adel 1990: Tegüder’s Untimatum to Qalawun. *Journal of Middle Eastern Studies* 22, 437–446.
- Amitai-Preiss, Reuven 1994: An Exchange of Letters in Arabic between Abaya Īlkhan and Sultan Baybars (AH 667/AD 1268–69). *Central Asiatic Journal* 38, 11–33.
- Ando, Shiro 1992: *Timuridische Emire nach dem Mu‘izz al-ansāb*. Berlin.
- Anwarī, Ḥasan 1976–7: *İşfilāhāt-i Dīwānī: Dawra-yi Ǧaznawī wa Salḡūqī*, 2. ed. Tīhrān [2535\\$].
- AOH = *Acta Orientalia Academiae Scientiarum Hungaricae*.
- Arat, Reşid Rahmeti 1936: Uygurca yazılar arasında [I]. *Türk Tarih, Arkeolojya ve Etnografiya Dergisi* 3, 101–112.
- AS-1325 = MS., Tīhrān, MMI s.25884 (r.465) [FABŞ, 118]. Ed. by Herrmann/Doerfer 1975b.
- Blair, Sheila 2006: *Islamic Calligraphy*. Edinburgh.
- Bowen, Harold 1960: Akče. In: EI² I, 317–318.
- BSOAS = *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*.
- BT XVI = Dalantai Cerenosnom / Manfred Taube, *Die Mongolica der Berliner Turfansammlung (Berliner Turfanteexte XVI)*. Berlin, 1993.
- Clark, Larry Vernon 1975: On a Mongol Decree of Yisün Temür. *Central Asiatic Journal* 19, 194–198.
- ClarkIntro = Larry Vernon Clark, *Introduction to the Uyghur Civil Documents of East Turkestan (13th–14th cc.)*. Ph.D. Dissertation, Indiana University, 1975.
- Cleaves, Francis Woodman 1951: A Chancellery Practice of The Mongols in The Thirteenth and Fourteenth Centuries. HJAS 14-3/4, 493–526.
- Cleaves, Francis Woodman 1953: The Mongolian Documents in the Musée de Téhéran. HJAS 16-1/2, 1–107.
- Cleaves, Francis Woodman 1955a: An Early Mongolian Loan Contract From Qara Qoto. HJAS 18-1/2, 1–49.
- Cleaves, Francis Woodman 1955b: *Saqid = Zāh(i)d*. HJAS 18-1/2, 234–238.
- Cleaves, Francis Woodman 1963: *Aqa minu*. HJAS 24 [1962–1963], 64–81.
- DD = Muhammad b. ‘Abd al-Ḥāliq al-Mayhanī. *Dastūr-i Dabīrī*. Ed. by Adnan Sadık Erzi. Ankara, 1962
- DeWeese, Devin 1993: *Islamization and Native Religion in the Golden Horde*. University Park (PA).
- DK = Muḥammad b. Hindūshāh Nahčiwānī, *Dastūr al-Kātib fī Ta'yīn al-Marātib*, 3 vols. Ed. by Abdul-Kerim Ali Ogly Alizade. Moscow, 1964–1976.
- 道布 (Dobu)・照那斯圖 (Jāyunasutu)・劉兆鶴 1998:「回鶻式蒙古文只必帖木兒大王令旨釋讀」『民族語文』1998-2, 9–17.
- Doerfer, Gerhard 1974: Zu mongolisch *keyenüwe*. AOH 28, 99–110.
- Doerfer, Gerhard 1975: Mongolica aus Ardabil. *Zentralasiatische Studien* 9, 187–263.
- Doerfer, Gerhard 1981: Ein uigurischer Text aus Iran vom Jahre 1207. *Turcica* 13, 153–169.
- Doerfer, Gerhard 1989: Altūn tamḡā. In: EI² I-9, 913–914.
- 海老澤哲雄 2004:「グユクの教皇あてラテン語訳返書について」『帝京史学』19, 59–83.
- ED = Gerard Clauson, *An Etymological Dictionary of the Pre-Thirteenth Century Turkish*. Oxford, 1972.
- EI² = *The Encyclopaedia of Islam*, New Edition, 12 vols. Leiden/London, 1960–2004.
- EIr = Ehsan Yarshater et al. (eds.), *Encyclopaedia Iranica*, m. vols. London/Boston/New York/Costa Mesa, 1982–2017+.
- Ende, Werner 1991: *Mudjāwir*. In: EI² VII, 293–294.
- Esin, Emil 1979: The Bakhshi in the 14th to 16th Centuries. In: B. Gray (ed.), *The Arts of the Book in Central Asia*, Paris/London, 281–294.
- FABŞ = ‘Imād al-Dīn Ṣayḥ al-Ḥukamā’ī, *Fīhrīst-i Asnād-i Buq‘a-yi Ṣayḥ Ṣafī al-Dīn Ardabīlī*, Tīhrān, 1387 AHS.

- Fragner, Bert G. 1980: *Repertorium persischer Herrscherurkunden: Publizierte Originalurkunden (bis 1848)*. Freiburg im Breisgau.
- 船田善之 2007: 「蒙文直訳体の成立をめぐって」『語学教育フォーラム』13, 7–19.
- Ğalālīya/T = Muhammed b. 'Alī Nāmūs Ḥwārī, *Tuhfa-yi Ğalālīya*, MS., Tübingen, Universitätsbibliothek Tübingen, Or. Oct 3512 (Film in Kitābḥāna-yi Markazi-yi Dāniṣgāh-i Tīhrān, No. 1191), fol. 52a–64b.
- ĞH/Göyük = İmād Sarawī, *Ğāmi' al-Ḥisāb*. Ed. by Nejat Göyük, *Das sogenannte Ğāme' o'l-Ḥesāb des 'Emād as-Sarawī: Ein Leitfaden des staatlichen Rechnungswesens von ca. 1340*. Diss. phil. Göttingen 1962 (Reprint: Berlin, 2012).
- Gronke, Monika 1982: *Arabische und persische Privaturkunden des 12. und 13. Jahrhunderts aus Ardabil (Aserbeidschan)*. Berlin.
- Gronke, Monika 1993: *Derwische im Vorhof der Macht*. Stuttgart.
- ĞT/Alizade III = Fazlullax Raşid-ad-din, *Dżāmi-at-Tavarix*, III. Ed. by Abdul-Kerim Ali Ogly Ali-Zade. Baku, 1957.
- ĞT/Jahn = Raşid al-Dīn Faḍl Allāh Hamadānī, *Ta'rīh-i-Mubārak-i-Ğazānī, Dāstān-i Ğazān Ḥān*. Ed. by Karl Jahn. London, 1940.
- ĞT/Karīmī = Raşid al-Dīn Faḍl Allāh Hamadānī, *Ğāmi' al-Tawārīḥ*, 2 vols. Ed. by Bahman Karīmī. Tīhrān, 1338 AHS.
- ĞT/Rawşan = Raşid al-Dīn Faḍl Allāh Hamadānī, *Ğāmi' al-Tawārīḥ*, 4 vols. Ed. by Muhammed Rawşan / Muştafā Mūsawī. Tīhrān, 1373 AHS.
- ĞT/Thackston = Rashidudin Fazlullah, *Jami'u'l-Tawarikh: Compendium of Chronicles: A History of the Mongols*, 3 vols. Tr. by Wheeler McIntosh Thackston. Cambridge (MA), 1998–1999.
- ĞT/TS = Raşid al-Dīn Faḍl Allāh Hamadānī, *Ğāmi' al-Tawārīḥ*. MS., İstanbul, Topkapı Sarayı Müzesi Kütüphanesi, Revan Köşkü 1518.
- GWM = Nicholas Poppe, *Grammar of Written Mongolian*. Wiesbaden, 1991 (Original: 1954).
- Haenisch, Erich 1952: *Sino-mongolische Dokumente vom Ende des 14. Jahrhunderts*. Berlin.
- Ḩalḥālī, 'Abd al-Raḥīm 1305 AHS: *Buq'a-yi Şayh Şaftī. Armağān* 7, 396–402.
- 羽田正 1990: 「「牧地都市」と「墓廟都市」: 東方イスラーム世界における遊牧政権と都市建設」『東洋史研究』49-1, 1–29.
- Herrmann, Gottfried 1971: Urkundenfunde in Āzārbāyğān. *Archaeologische Mitteilungen aus Iran*, Neue Folge 4, 249–262, +Taf. 46–50.
- Herrmann, Gottfried. 1973: Ein Erlaß des Ğalāyeriden Soltān Ḥoseyn aus dem Jahr 780/1378. In: G. Wießner (ed.), *Erkenntnisse und Meinungen I (Göttinger Orientforschungen: Veröffentlichungen des Sonderforschungsbereiches Orientalistik an der Georg-August-Universität Göttingen*, I. Reihe: Syriaca, Band 3), Wiesbaden, 135–163.
- Herrmann, Gottfried 1976: Ein Erlaß von Qara Yūsuf zugunsten des Ordens von Ardebīl. *Archaeologische Mitteilungen aus Iran*, Neue Folge 9 (1976), 225–242, +Taf. 50–51.
- Herrmann, Gottfried 1979: Zur Entstehung des Ṣadr-Amtes. In: U. Haarmann / P. Bachmann (eds.), *Die islamische Welt zwischen Mittelalter und Neuzeit*, Beirut, 278–295.
- Herrmann, Gottfried 1994: Ein früher persischer Erlaß. ZDMG 144, 284–300.
- Herrmann, Gottfried 1997: Zum persischen Urkundenwesen in der Mongolenzeit: Erlasse von Emiren und Wesiren. In: D. Aigel (ed.), *L'Iran face à la domination mongole*, Teheran, 321–331.
- Herrmann, Gottfried / Doerfer, Gerhard 1975a: Ein persisch-mongolischer Erlass des Ğalāyeriden Şeyh Oveys. *Central Asiatic Journal* 19, 1–84, + m. pls.
- Herrmann, Gottfried / Doerfer, Gerhard 1975b: Ein persisch-mongolischer Erlass aus dem Jahr 725/1325. ZDMG 125, 317–346.
- HJAS = *Harvard Journal of Asiatic Studies*.
- Hoffmann, Birgitt 2000: *Waqf im mongolischen Iran*. Stuttgart.
- 本田實信 1959: 「イルカン国に於ける iqṭā' 制に就いて」『北海道大学文学部紀要』7.
- 本田實信 1961a: 「ガザン=カンの税制改革」『北海道大学文学部紀要』10.

- 本田實信 1961b: 「タムガ (TAMΓA) 稅に就いて」『和田博士古稀記念東洋史論叢』講談社.
- 本田實信 1972: 「ガザン・ハンの度量衡統一」『山本博士還暦記念東洋史論叢』山川出版社.
- 本田實信 1982: 「モンゴルの遊牧的官制」『小野勝年博士頌寿記念東方学論集』龍谷大学東洋史学研究会.
- 本田實信 1983: 「ジャライル朝のモンゴル・アミール制」護雅夫 (編) 『内陸アジア・西アジアの社会と文化』山川出版社.
- 本田實信 1991: 『モンゴル時代史研究』東京大学出版会.
- Horst, Heribert 1964: *Die Staatsverwaltung der Grosselgūgen und Hōrazmshāhs (1038–1231)*. Wiesbaden.
- Īrānī, Nafīsa / Ṣafārī Āq-Qal'a, 'Alī 1395 AHS: *Kuhan-tarīn Farhang-nāma-yi Fārsī-yi Dāniš-i Istīfā': Tašīh wa Tahīl-i Bahš-i Luğāt wa Muṣṭalahāt-i al-Muršid fī al-Hisāb*. Tīhrān.
- 亦隣真 (Irinčin) 2001: (加藤雄三訳) 「元代直訳公文書の文体」『内陸アジア言語の研究』16, 155–172.
- 諫早庸一 2008: 「ペルシア語文化圏における十二支の年始変容について」『史林』91-3, 42–73.
- Isahaya Yoichi 2009: *Tarikh-i Khita wa Uyghur in Ulugh Beg's Zij. Mirzo Ulughbeg and His Contribution to the Development of the World Science*, Tashkent, 169–177.
- Isahaya Yoichi 2013: The *Tārīkh-i Qitā* in the *Zīj-i Īlkhānī*: the Chinese Calendar in Persian. *SCIAMVS: Sources and Commentaries in Exact Sciences* 14, 149–258.
- 岩武昭男 1998: 「イルハン朝期のイドラー」『オリエント』41-2, 80–97.
- Jackson, Peter 1988: *Baḳšī*. In: EIr III-5, 535–536.
- 照那斯圖 (Junast (= Ĵayunasutu)) 1991: 『八思巴字蒙古語文獻 II: 文獻匯集』東京外国语大学アジア・アフリカ言語文化研究所.
- Kara György 2003: Medieval Mongol Documents from Khara Khoto and East Turkestan in the St. Petersburg Branch of the Institute of Oriental Studies. *Manuscripta Orientalia* 9-2, 3–40.
- 北川誠一 1997: 「モンゴルとイスラーム」杉山正明・北川誠一『大モンゴルの時代』中央公論社, 291–431.
- 呼格吉勒圖 (Kökejiltü)・薩如拉 (Sarula) 2004: 『八思巴字蒙古語文獻彙編』内蒙古教育出版社.
- Kotwicz, Władysław 1933: *En marge des lettres des il-khans de Perse retrouvées par Abel-Rémusat*. Lwów.
- 久保一之 2012: 「ミール・アリーシールと“ウイグルのバフシ”」『西南アジア研究』77, 39–73.
- 栗林均 2003: 『『華夷訛語』(甲種本) モンゴル語全単語・語尾索引』東北大学東北アジア研究センター.
- 栗林均・松川節 2016: 『『西藏歴史檔案薈粹』所収パスパ文字文書』東北大学東北アジア研究センター.
- Lambton, Ann K. S. 1988: *Continuity and Change in Medieval Persia*. Albany.
- Laṭā'if/M = Naṣr Allāh b. 'Alā al-Bannā' al-Nasāfi, *Laṭā'if al-Inṣā*. MS., Tīhrān, Kitābkhāna-yi Mağlis-i Šūrā-yi Islāmī 4719.
- Lauffer, Berthold 1916: Loan-Words in Tibetan. *T'oung Pao* 17-4/5, 403–552.
- Lessing, Ferdinand D. 1960: *Mongolian-English Dictionary*, Berkeley/Los Angels/London.
- Ligeti, Louis 1962: Un vocabulaire mongol d'Istanbul. AOH 14, 3–99.
- Ligeti, Louis 1966: Un vocabulaire sino-ouigour des Ming: Le *Kao-tch'ang-kouan yi-chou* du Bureau des Traducteurs. AOH 19, 117–199, 257–316.
- Ligeti, Louis 1972: *Monuments préclassiques I: XIIIe et XIVe siècles*. Budapest.
- Ligeti, Louis / Kara György 2012: Vocabulaires mongols des polyglottes de Yemen. AOH 65, 137–221.
- 劉迎勝 2008: 『『回回館雜字』與『回回館譯語』研究』中國人民大學出版社.
- 真下裕之 2012: 「ムガル帝国におけるバフシ職について」『東洋史研究』71-3, 534–489.
- Massé, Henri 1938: Ordonnance rendue par le prince ilkhanien Ahmad Jalair en faveur du Cheikh Sadr-od-Din. *Journal Asiatique* 230, 465–468.
- 松井太 1998: 「ウイグル文クトルグ印文書」『内陸アジア言語の研究』13, 1–62, +15 pls.
- 松井太 2004: 「モンゴル時代の度量衡」『東方学』107, 166–153.
- Matsui Dai 2005: Taxation Systems as Seen in the Uigur and Mongol Documents from Turfan: An Overview. *Transactions of the International Conference of Eastern Studies* 50, 67–82.
- 松井太 2008a: 「ドゥア時代のウイグル語免税特許状とその周辺」『人文社会論叢』人文科学篇 19, 13–25.

- 松井太 2008b: 「東西チャガタイ系諸王家とウイグル人チベット仏教徒」『内陸アジア史研究』23, 25–48.
- Matsui Dai 2010: Uigur Peasants and Buddhist Monasteries during the Mongol Period. In: T. Irisawa (ed.), “*The Way of Buddha*” 2003, Kyoto, 55–66.
- 松井太 2015a: 「古ウイグル語行政命令文書に「みえない」ヤルリグ」『人文社会論叢』人文科学篇 33, 55–81.
- Matsui Dai 2015b: Six Seals on the Verso of Čoban’s Decree of 726 AH/1326 CE. *Orient* 50, 35–39.
- Matsui Dai / Watabe Ryoko 2015: A Persian-Turkic Land Sale Contract of 660 AH/1261–62 CE. *Orient* 50, 41–51.
- Matsui Dai / Watabe Ryoko / Ono Hiroshi 2015: A Turkic-Persian Decree of Timurid Mīrān Šāh of 800 AH/1398 CE. *Orient* 50, 53–75.
- 松川節 1995a: (批評・紹介) D. Cerensodnom & M. Taube, *Die Mongolica der Berliner Turfansammlung*. 『東洋史研究』54-1, 105–122.
- 松川節 1995b: 「大元ウルス命令文の書式」『待兼山論叢』史学篇 29, 25–52.
- 松川節 2002: 「新発表のモンゴル語命令文碑 3 件」松田孝一 (編) 『碑刻等史料の総合的研究によるモンゴル帝国・元朝の政治・経済システムの基盤的研究』JSPS 科研費報告書 (No. 12410096), 55–67.
- MDQ = 吉田順一・チメドドルジ (Čimeddorj) (編) 『ハラホト出土モンゴル文書の研究』雄山閣, 2008.
- Melioranskij, Platon Mixajlovič. 1905: Document' ujgurskogo pis'ma sultana Omar'-Šejxa. *Zapiski Vostočnago Otdelenija Imperatorskago Russkago Arxeologičeskago Obščestva* 16-1, 1–12, +1 pl.
- Melville, Charles 1994: The Chinese-Uighur Animal Calendar in Persian Historiography of the Mongol Period. *Iran* 32, 83–98.
- Melville, Charles / Zaryāb, 'Abbās 1991: Chobanids. In: EIr V-5, 496–502.
- Minorsky, Vladimir 1954: A Mongol Decree of 720/1320 to the Family of Shaykh Zāhid. *BSOAS* 16, 515–527.
- Minovi, Mojtabā / Minorsky, Vladimir 1940: Naṣr al-Dīn Ṭūsī on Finance. *BSOAS* 10-3, 755–789.
- 宮紀子 2003: 「モンゴルが遺した「翻訳」言語 (上)」『内陸アジア言語の研究』18.
- 宮紀子 2006: 『モンゴル時代の出版文化』名古屋大学出版会.
- 宮紀子 2011: 「ブルグチ再考」『東方学報』京都 86, 693–740.
- 宮紀子 2012: 「Mongol baqṣi と bičikči たち」窪田順平 (編) 『ユーラシアの東西を眺める』総合地球環境学研究所, 37–64.
- 宮紀子 2014: 「ジャライル朝スルタン・アフマドの金宝令旨より」杉山正明 (編) 『続 ユーラシアの東西を眺める』京都大学文学研究科, 15–52.
- 宮紀子 2016: 「『元典章』が語るフレグ・ウルスの重大事変」『東方学報』京都 91, 450–309.
- MKT = 内蒙古大學蒙古學研究院蒙古語文研究所『蒙漢詞典 (増訂本)』内蒙古大學出版社, 1999.
- MMI = Mūza-yi Millī-yi Īrān (National Museum of Iran).
- Mostaert, Antoine / Cleaves, Francis Woodman 1952: Trois documents mongols des Archives Secrètes Vaticanes. *HJAS* 15-3/4, 419–506.
- Mostaert, Antoine / Cleaves, Francis Woodman 1962: *Les Lettres de 1289 et 1305 des ilkhan Aryun et Öljeitü à Philippe le Bel*. Cambridge (MA).
- Muršid/M = al-Hasan b. 'Alī, *Muršid fī al-Hisāb*. MS., Tīhrān, Kitābkhāna-yi Mağlis-i Šūrā-yi Islāmī 2154.
- Nahčīwānī, Husayn 1332 AHS: Farmānī az farāmān-i dawra-yi Muğūl. *Naṣrīya-yi Dāniškada-yi Adabīyāt-i Tabrīz* 5-1, 40–47.
- 中村淳 1993: 「元代法旨に見える歴代帝師の居所」『待兼山論叢』27, 57–82.
- 中村淳・松川節 1993: 「新発見の蒙漢合璧少林寺聖旨碑」『内陸アジア言語の研究』8, 1–93.
- Nasawī/Mīnuwī = Šīhāb al-Dīn Muḥammad Nasawī, *Šīrat-i Čalāl al-Dīn Mīnkibrnī*, 2. ed. Ed. by Muğtabā Mīnuwī. Tīhrān, 1365 AHS (Original: 1344 AHS).
- NQ = Guy le Strange (ed. & tr.), *The Geographical Part of the Nuzhat-al-Qulūb Composed by Ḥamd-Allāh Mustawfī of Qazwīn in 740 (1340)*, 2 vols. Leyden/London, 1915–1919.
- 小野浩 1993: 「「とこしえの天の力のもとに」」『京都橘女子大学研究紀要』20, 209–186.

- 小野浩 1997: 「‘とこしえなる天の力のもとに’」杉山正明（編）『中央ユーラシアの統合』（岩波講座世界歴史 11）岩波書店, 203–226.
- 小野浩 2006: 「テムル朝シャールフのウイグル文字テュルク語文書再読」堀川徹（編）『中央アジアにおけるムスリム・コミュニティーの成立と変容に関する歴史的研究』JSPS 科研費報告書（No. 14201037）, 28–47.
- 小野浩 2010: 「デイルシャード・ハトンとそのファルマーン」『女性歴史文化研究所紀要』18, 170–152.
- 小野浩 2012: 「トクタミシュのアラビア文字テュルク語ヤルリグ一通」窪田順平（編）『ユーラシアの東西を眺める』総合地球環境学研究所, 65–82.
- 小野浩 2014: 「ウマル・シャイフ発令ウイグル文字テュルク語文書再読」杉山正明（編）『統一ユーラシアの東西を眺める』京都大学文学研究科, 67–74.
- 小澤重男 1997: 『蒙古語文語文法講義』大学書林.
- Özyegin, Ayşe Melek 1996: *Altın Ordu, Kırım ve Kazan sahasına ait yarlık ve bitiklerin dil ve tıslıp incelemesi*. Ankara.
- Özyegin, Ayşe Melek 2000: Altın Ordu Hanı Toktamış'ın Bik Hacı adlı kişiye verdiği 1381 tarihli tarhanlık yarlığı. *Türkoloji Dergisi* 8-1, 167–192.
- Pamuk, Şevket 2000: *A Monetary History of the Ottoman Empire*. Cambridge (UK).
- Pelliot, Paul 1936: Les documents mongols du Musée de Téhéran. *Athār-é Irān* 1, 37–44, +2 pls.
- Pelliot, Paul 1963: *Notes on Marco Polo*, Vol. II. Paris.
- Petruševskij, Il'ja Pavlovič 1960: *Zemledenie i agrarnye otnošenija v Irane XIII–XIV vekov*. Moskva/Leningrad.
- Poppe, Nicholas 1957: *The Mongolian Monuments in hP'ags-pa Script*. Tr. by John R. Krueger. Wiesbaden.
- PTMD = Völker Rybatzki, *Die Personennamen und Titel der mittelmongolischen Dokumente*. Helsinki, 2006.
- PUM = Gottfried Herrmann, *Persische Urkunden der Mongolenzeit*. Wiesbaden, 2004.
- Qā'im-Maqāmī, Ğahāngīr. 1347 AHS: Farmān-i manṣūb ba Sultān Aḥmad Ğalāyir. *Barrasī-hā-yi Tārīḥī* 3-5, 273–290.
- Qā'im-Maqāmī, Ğahāngīr. 1350 AHS: *Muqaddama'ī bar Ṣināḥt-i Asnād-i Tārīḥī*. Tīhrān.
- Qazwīnī, Muḥammad 1324 AHS: Farmān-i Sultān Aḥmad Ğalāyir. *Yādgār* 1-4, 25–29.
- Rabino, Hyacinth Louis 1950: Coins of the Jalā'īr, Kara Koyūnlū, Muša'sha', and Āk Koyūnlū Dynasties. *The Numismatic Chronicle and Journal of the Royal Numismatic Society* (6. S.) 10-37/38, 94–139.
- Rachewiltz, Igor de 2008: A Faulty Reading in the Safe Conduct of Abaya. *Acta Mongolica* 8 (306), 161–163.
- Radlov, Vasilij Vasiljevič (Radloff, Friedlich Wilhelm) 1888: Jarlyki Toktamışa i Temir-Kutluga. *Zapiski Vostočnago Otdelenija Imperatorskago Russkago Arxeologičeskago Obščestva* 3, 1–40, +2 pls.
- Remler, Philip 1985: New Light on Economic History from Ilkhanid Accounting Manuals. *Studia Iranica* 14, 157–177.
- RF/Hinz = Walther Hinz (ed.), *Die Resālā-ye Falakiyyā des 'Abdollāh Ibn Moḥammad Ibn Kiyā al-Māzandarānī: Ein persischer Leitfaden des staatlichen Rechnungswesens (um 1363)*. Wiesbaden, 1952.
- RF/M = 'Abd Allāh b. Muḥammad b. Kiyā al-Māzandarānī, *Risāla-yi Falakīya*. MS., Tīhrān, Kitābhāna-yi Mağlis-i Šūrā-yi İslāmī 6541 (Facsimile reproduced in RF/TB, 11–74).
- RF/TB = 渡部良子・阿部尚史・熊倉和歌子（訳）『簿記術に関するファラキーヤの論説（Risāla-yi Falakīya dar 'Ilm-i Siyāqat）』東洋文庫研究部イスラーム地域研究資料室, 2013.
- RH = Peter B. Golden (ed.), *The King's Dictionary: The Rāsūlid Hexaglot*. Leiden/London, 2000.
- Şafadī = Ḥalīl ibn Aybak al-Şafadī, *A'yān al-'Aṣr wa-A'wān al-Naṣr*, 6 vols. Ed. by 'Alī Abū Zayd et al. Dimašq, 1998.
- Şayḥ al-Hukamā'ī, 'Imād al-Dīn 1372 AHS: Bāzḥānī-yi yak sanad-i tārīḥī. *Waqf: Mīrāt-i Ğāwīdān* 29, 33–36.
- Şayḥ al-Hukamā'ī, 'Imād al-Dīn 1380 AHS-a: *Fihrist-i asnād-i buq'a-i Şayḥ Şafī dar bāygānī-yi markazī-yi Sāzmān-i Awqāf wa Umūr-i Ḥayrīya. Waqf: Mīrāt-i Ğāwīdān* 33/34, 175–192.
- Şayḥ al-Hukamā'ī, 'Imād al-Dīn 1380 AHS-b: Kātibān wa qādīyān-i asnād-i buq'a-i Şayḥ Şafī al-Dīn Ardabīlī (asnād-i qarn 4 tā 10 hiğrī). *Nāma-yi Bahāristān* 4, 137–152.
- Şayḥ al-Hukamā'ī, 'Imād al-Dīn 1383 AHS: Barrasī-yi yak pāra'-i sanad-i İlhānī (sanad-i muwarrah-i 726 qamarī). *Nāma-yi Bahāristān* 9-10, 111–118.

- Šayh al-Ḥukamā'ī, 'Imād al-Dīn 1384 AHS: Kuhantarīn mubāya'a-nāma-yi fārsī dar Īrān (sanad-i muwarrah-i 570 hiğrī-yi qamarī az mağmū'a-yi buq'a-i Šayh Ṣaffī) ta'ṭīr-i mahallī-yi şudūr-i sanad dar sāḥtār-i ān. In: Īrāq Afṣār (ed.), *Pažūhiš-hā-yi Īrān-śināsī, Sutūda-nāma*, Tīhrān, 559–570.
- Šayh al-Ḥukamā'ī, 'Imād al-Dīn 1385 AHS: Asnād-i dīwānī-yi buq'a-i Šayh Ṣaffī. In: Ilhām Malikzāda (ed.), *Yādgār-hā: Yādhāma-yi Duktur 'Abd al-Ḥusayn Nawā'ī*, Tīhrān, 309–322.
- Šayh al-Ḥukamā'ī, 'Imād al-Dīn 2015: Study on a Decree of Amīr Čoban of 726 AH/1326 CE. *Orient* 50, 11–24.
- 庄垣内正弘 1982:『ウイグル語・ウイグル語文献の研究 I :『観音経に相応しい三篇の Avadāna』及び『阿含経』について』神戸市外国语大学外国语研究所。
- SM/Hidāyatī = Zayn al-Ābidīn 'Abdī Bayg Nawīdī Šīrāzī, *Sarīḥ al-Milk: Waqf'nāma-yi Buq'a-yi Šayh Ṣaffī al-Dīn Ardashīlī*. Ed. by Mahmūd Muḥammad Hidāyatī. Ardashīl, 1390 AHS/2011–12.
- Smith, John Masson, Jr. 1969: The Silver Currency of Mongol Iran. *Journal of the Economic and Social History of the Orient* 12-1, 16–41.
- Smith, John Masson, Jr. / Plunkett, Frances 1968: Gold Money in Mongol Iran. *Journal of the Economic and Social History of the Orient* 11-3, 275–297.
- SN/AS = 'Abd Allāh b. 'Alī Falak 'Alā' Tabrīzī, *Sa'ādat-nāma*. MS., İstanbul, Aya Sofya Kütüphanesi 4190.
- SN/Nabipour = 'Abd Allāh b. 'Alī Falak 'Alā' Tabrīzī, *Sa'ādat-nāma*. Ed. by Mirkamal Nabipour, *Die beiden persischen Leitfäden des Falak 'Alā'-ye Tabrīzī über das staatliche Rechnungswesen im 14. Jahrhundert*, Ph.D. Dissertation, Georg-August-Universität zu Göttingen, 1973, 47–151.
- SS/Tabātabā'ī = Ibn Bazzāz Ardashīlī, *Ṣafwat al-Ṣafā*. Ed. by Gülämriḍā Ṭabāṭabā'ī Mağd. Tīhrān, 1376 AHS.
- Stern, Samuel Miklós 1964: *Fātimid Decrees*. London.
- ŠU-I = MS., Tīhrān, MMI s.25894 (r.475) [FABŞ, 120]. Ed. by Herrmann/Doerfer 1975a.
- ŠU-II = MS., Tīhrān, MMI s.25947 (r.527)-B [FABŞ, 129].
- ŠU-III = MS., Tīhrān, MMI s.25897 (r.478) [FABŞ, 120–121].
- Sūdāwār, Abū al-'Alā' 1389 AHS: Barrasī-yi farmān-i uyğurī-yi Abū Sa'īd Bahādur Ḥān wa artabāṭān bā kaṣf yakī az ġa'lħāy-i tārīħī Ṣafawiya. *Nāma-yi Bahāristān* 11-16, 197–210.
- Sūdāwār, Abū al-'Alā' 1390 AHS: Mīrāt-i Muğūl dar farāmīn-i Īrān zamīn. *Nāma-yi Bahāristān* 12, 1–12.
- 杉山正明 1990:「元代蒙漢合璧命令文の研究（一）」『内陸アジア言語の研究』5 [1989].
- 杉山正明 1993:「八不沙大王の令旨碑より」『東洋史研究』52-3.
- 杉山正明 2004:『モンゴル帝国と大元ウルス』京都大学学術出版会.
- SUK = 山田信夫『ウイグル文契約文書集成』全3卷. 小田壽典ほか (編). 大阪大学出版会, 1993.
- Tārīħ-i Šāhī, by Anonym. Ed. by Muhammād Ibrāhīm Bāstānī-Parīzī. Tīhrān, 2535S [1976–7].
- TMEN = Gerhard Doerfer, *Türkische und mongolische Elemente im Neopersischen*, 4 vols. Wiesbaden, 1963–1975.
- TŞU/Loon = Johannes Baptist van Loon, *Ta'rīkh-i Shaikh Uwais*. The Hague, 1954.
- TU = Abū al-Qāsim 'Abd Allāh b. Muḥammad al-Qāshānī, *Tārīħ-i Ūlgāyītū*. MS., İstanbul, Aya Sofya Kütüphanesi, 3019/3, fol. 135–240.
- Tumurtogoo 2006: *Mongolian Monuments in Uighur-Mongolian Script*. Taipei.
- 吐送江=依明 (Tursunjan Imin) 2016:「波蘭中央档棟檔案館藏金帳汗國君主的一篇回鶻文聖旨」『中國民族博覽』2016-4, 97–100.
- 梅村坦 1977:「13世紀ウイグリスタンの公権力」『東洋学報』59-1/2, 01–031.
- 'Umarī/Lech = Klaus Lech (ed. & tr.), *Das mongolische Weltreich: al-'Umarī's Darstellung der mongolischen Reiche in seinem Werk Masālik al-abṣār fī mamālik al-amṣār*. Wiesbaden, 1968.
- USp = Wilhelm Radloff, *Uigurische Sprachdenkmäler*. Ed. by Sergej Malov. Leningrad, 1928.
- Waṣṣāf/Bombay = 'Abd Allāh b. Faḍl Allāh Šaraf al-Dīn Šīrāzī (Waṣṣāf al-Ḥadrat), *Taḡziyat al-Amṣār wa-Tazgiyat al-Āṣār*. Lithographic ed., Bombay, 1853 (Facsimile: Tīhrān, 1338 AHS).
- 渡部良子 2002:「『書記典範』の成立背景」『史学雑誌』111-7, 1–31.
- 渡部良子 2003:「モンゴル時代におけるペルシア語インシャー術指南書」『オリエント』46-2, 197–224.

- 渡部良子 2011: 「13世紀モンゴル支配期のイランのペルシア語財務術指南書 *Murshid fi al-Hisāb*」高松洋一(編)『イラン式簿記術の発展と展開』東洋文庫研究部イスラーム地域研究資料室, 9–35.
- 渡部良子 2015: 「13–14世紀イル・ハン朝支配下イランの徵稅制度とバラート制度」近藤信彰(編)『近世イスラーム国家史研究の現在』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所, 15–56.
- Watabe Ryoko 2015: Census-Taking and the *Qubchūr* Taxation System in Ilkhanid Iran. *Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko* 73, 27–63.
- Weiers, Michael 1967: Mongolische Reisebegleitschreiben aus Čayatai. *Zentralasiatische Studien* 1, 7–54.
- Wing, Patrick 2016: *The Jalayirids*. Edinburgh.
- 山田信夫 1965: 「ウイグル文貸借契約書の書式」『大阪大学文学部紀要』11, 87–216, +6 pls.
- 山田信夫 1976: 「カイイムトウ文書のこと」『東洋史研究』34-4, 32–57.
- 四日市康博 2012: 「伊利汗朝の印章制度における朱印、金印と漢字印」『歐亞學刊』10, 311–355.
- 四日市康博 2015: 「ユーラシア的視点から見たイル=ハン朝公文書」『史苑』75-2, 257–300.
- 吉田豊 2004: 「シルクロード出土文献における言語変化の年代決定」『EX ORIENTE』11, 3–34.
- ZDMG = *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft*.

付記 本稿は2009～2010年度トヨタ財団アジア隣人プログラム研究助成による国際研究プロジェクト「イラン・中国・日本共同によるアルダビール文書を中心としたモンゴル帝国期多言語複合官文書の史料集成」(D09-ID-043), および JSPS 科研費 JP17H02401, JP16K13286, JP26300023 による研究成果の一部である。貴重な資料の公刊を許されたイラン国立博物館に、深甚の謝意を表わす。また成稿に際しては、四日市康博・小野浩・高木小苗・松川節・矢島洋一・熊倉和歌子・亀谷学の各氏から多岐にわたってご協力・ご教示を得た。特記して深謝するとともに、本稿の内容に関する責任は全て筆者3名にあることを申し添える。

なお、我々のアルダビール文書研究を長らくご指導・ご支援下さった羽田亨一先生が、本稿準備中の2016年9月に逝去された。この場を借り、謹んでご冥福をお祈り申し上げる。

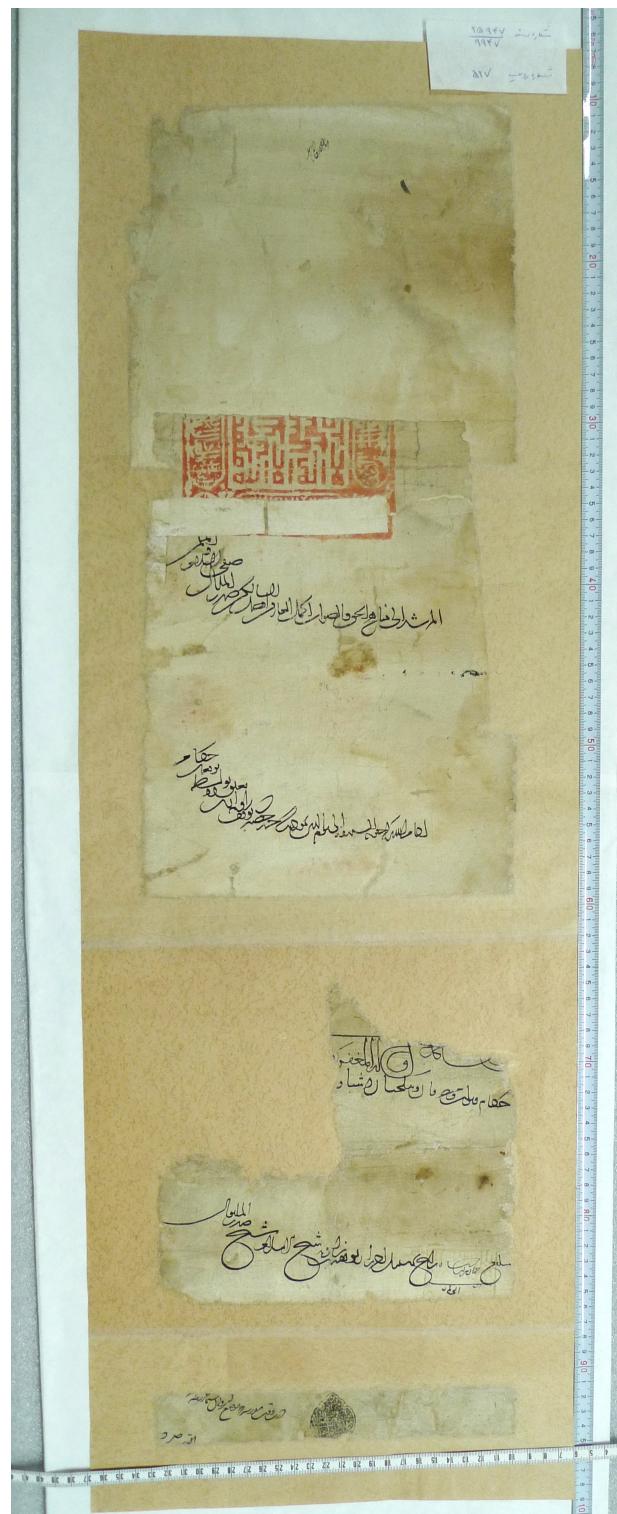


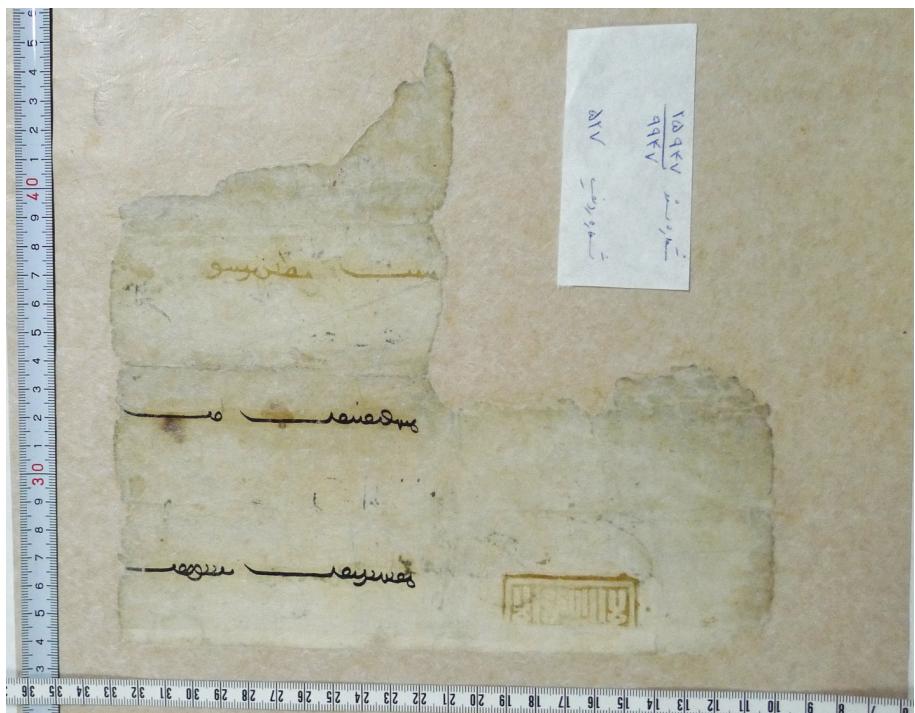
Fig. 1

MMI s.25947 (r.527)

Reproduced by courtesy of the National Museum of Iran

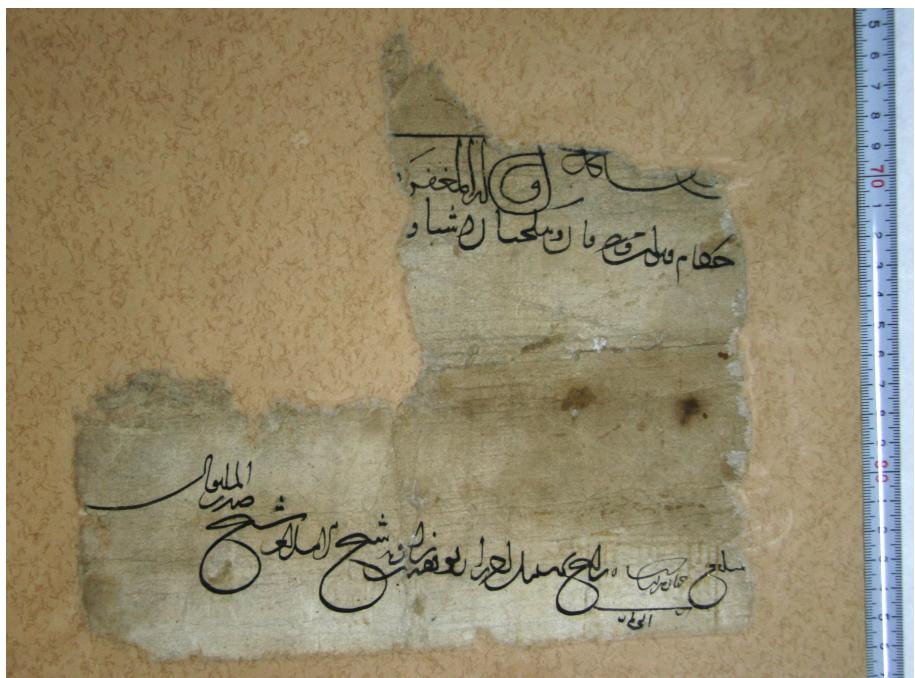
MMI s.25947 (r.527)-B [= ŠU-II], Mongolian Side
Reproduced by courtesy of the National Museum of Iran

Fig. 2



MMI s.25947 (r.527)-B [= ŠU-II], Persian Side
Reproduced by courtesy of the National Museum of Iran

Fig. 3



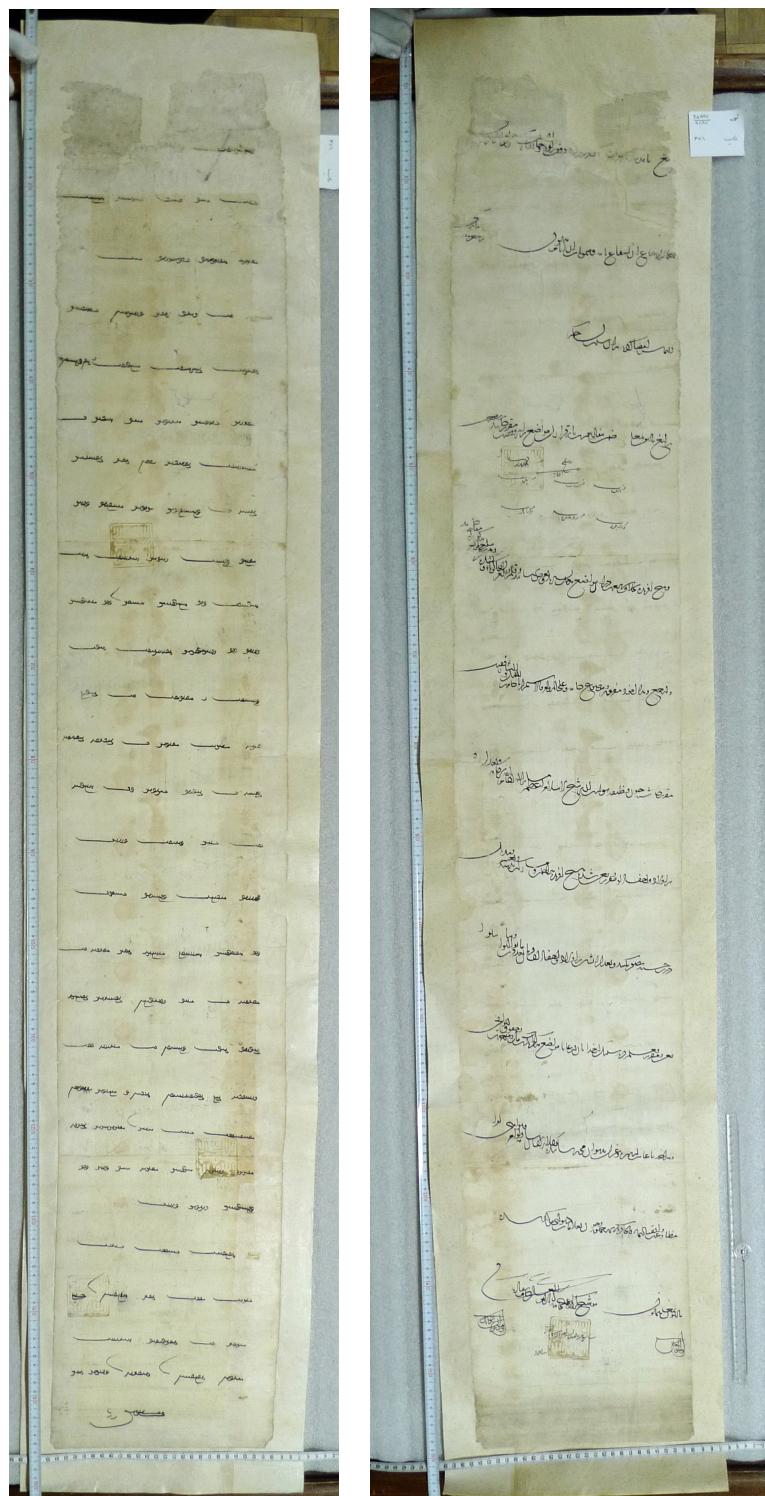


Fig. 4

MMI s.25897 (r.478) [= ŠU-III], Mongolian side (left) and Persian side (right)
Reproduced by courtesy of the National Museum of Iran

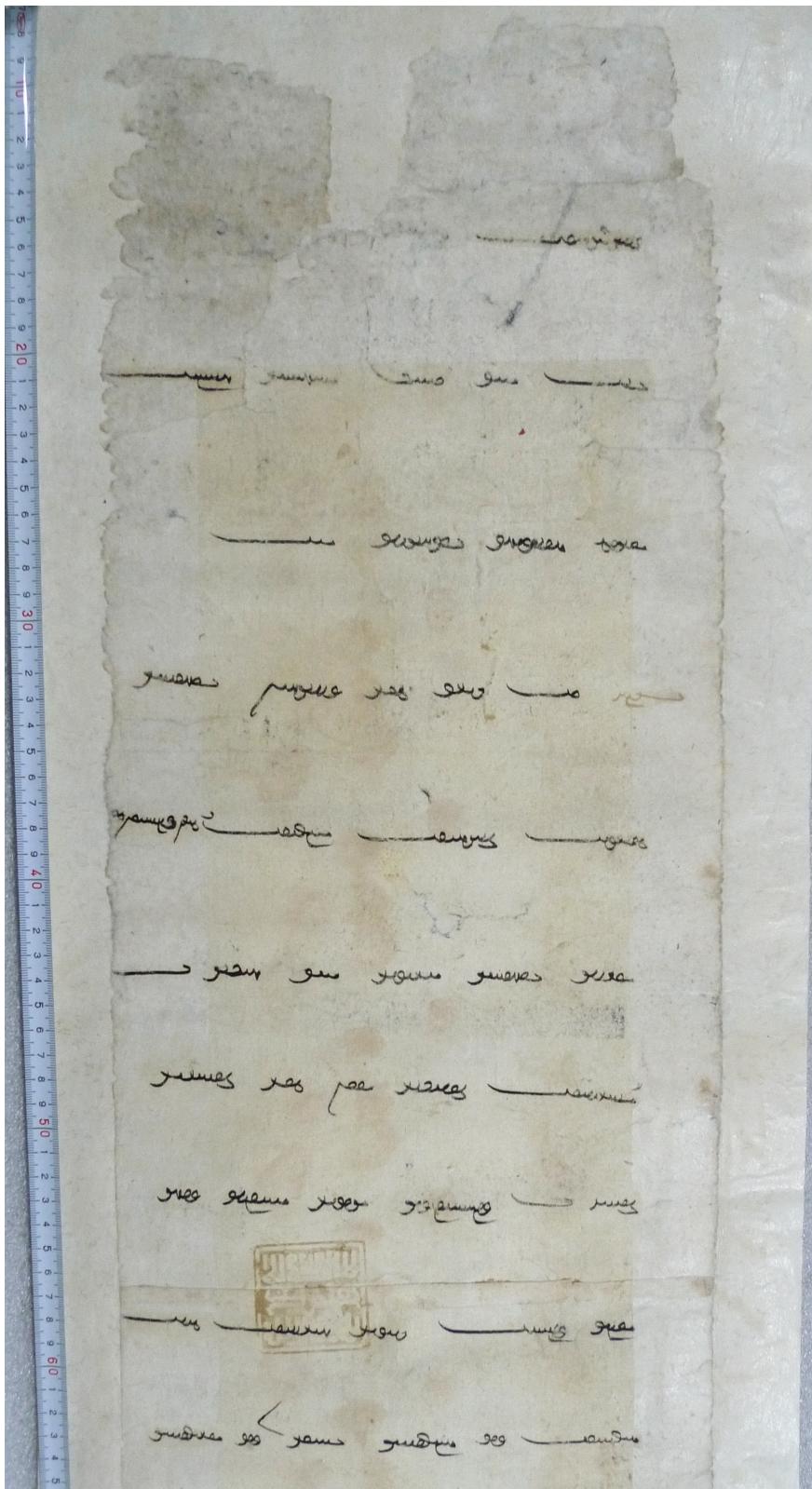


Fig. 5

MMI s.25897 (f.478) [= ŠU-III], Mongolian side, lines 1–10
Reproduced by courtesy of the National Museum of Iran

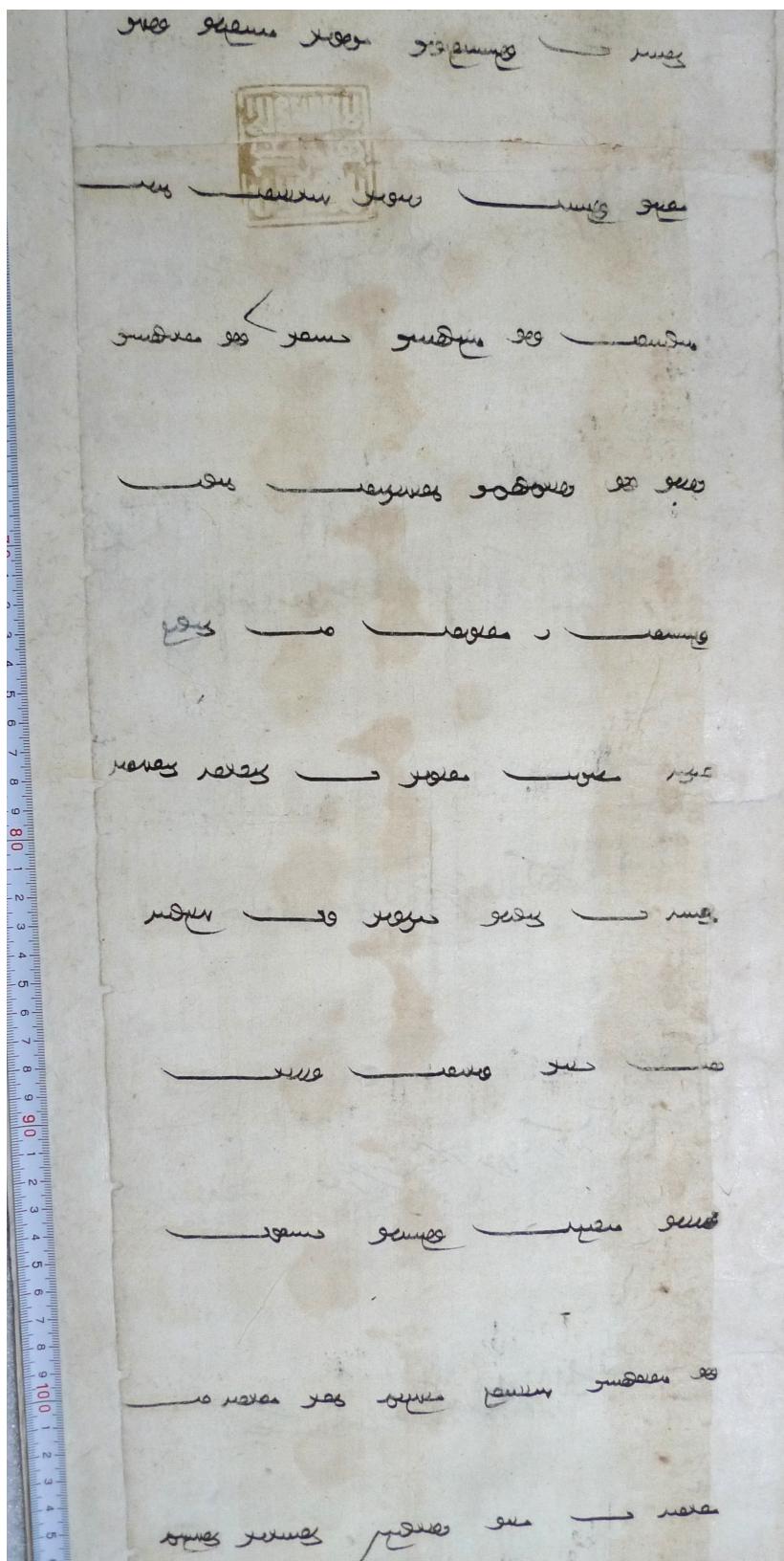


Fig. 6

MMI.s.25897 (r.478) [= ŠU-III]. Mongolian side, lines 8-18
Reproduced by courtesy of the National Museum of Iran

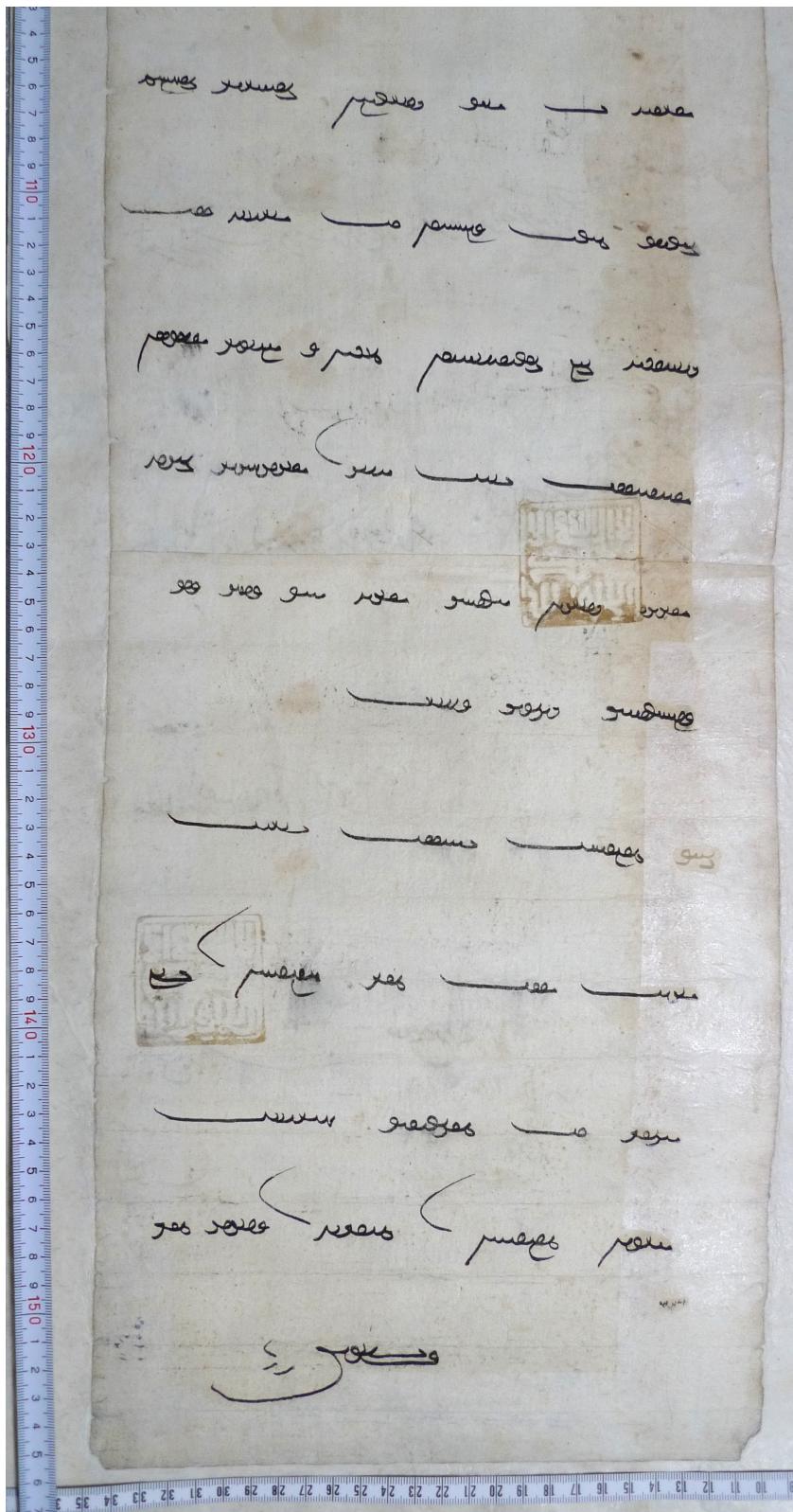


Fig. 7

MMI.s.25897 (r.478) [= ŠU-III], Mongolian side, lines 18–28
Reproduced by courtesy of the National Museum of Iran

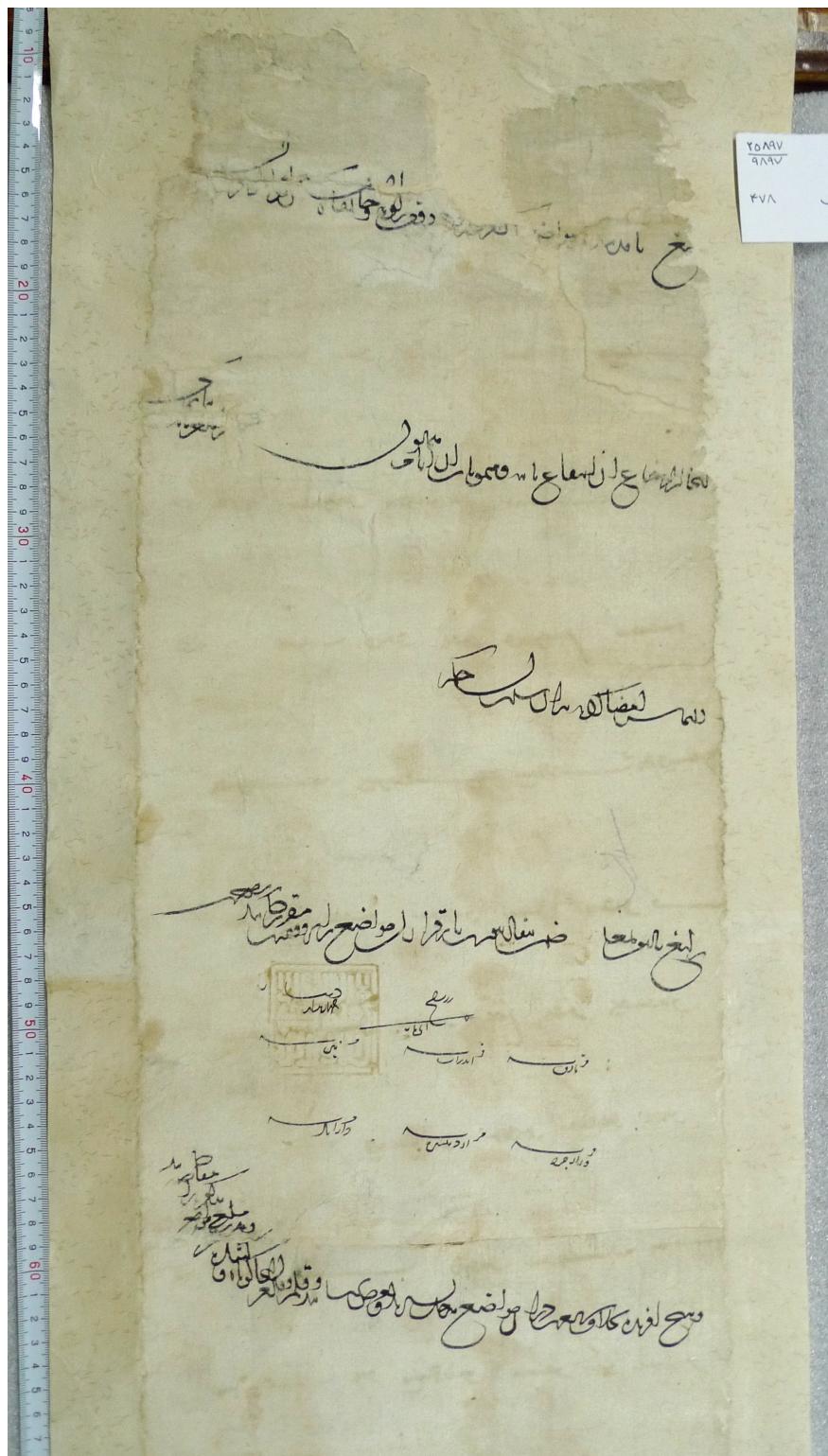


Fig. 8

MMI s.25897 (r.478) [= ŠU-III], Persian side, lines 1-7
Reproduced by courtesy of the National Museum of Iran

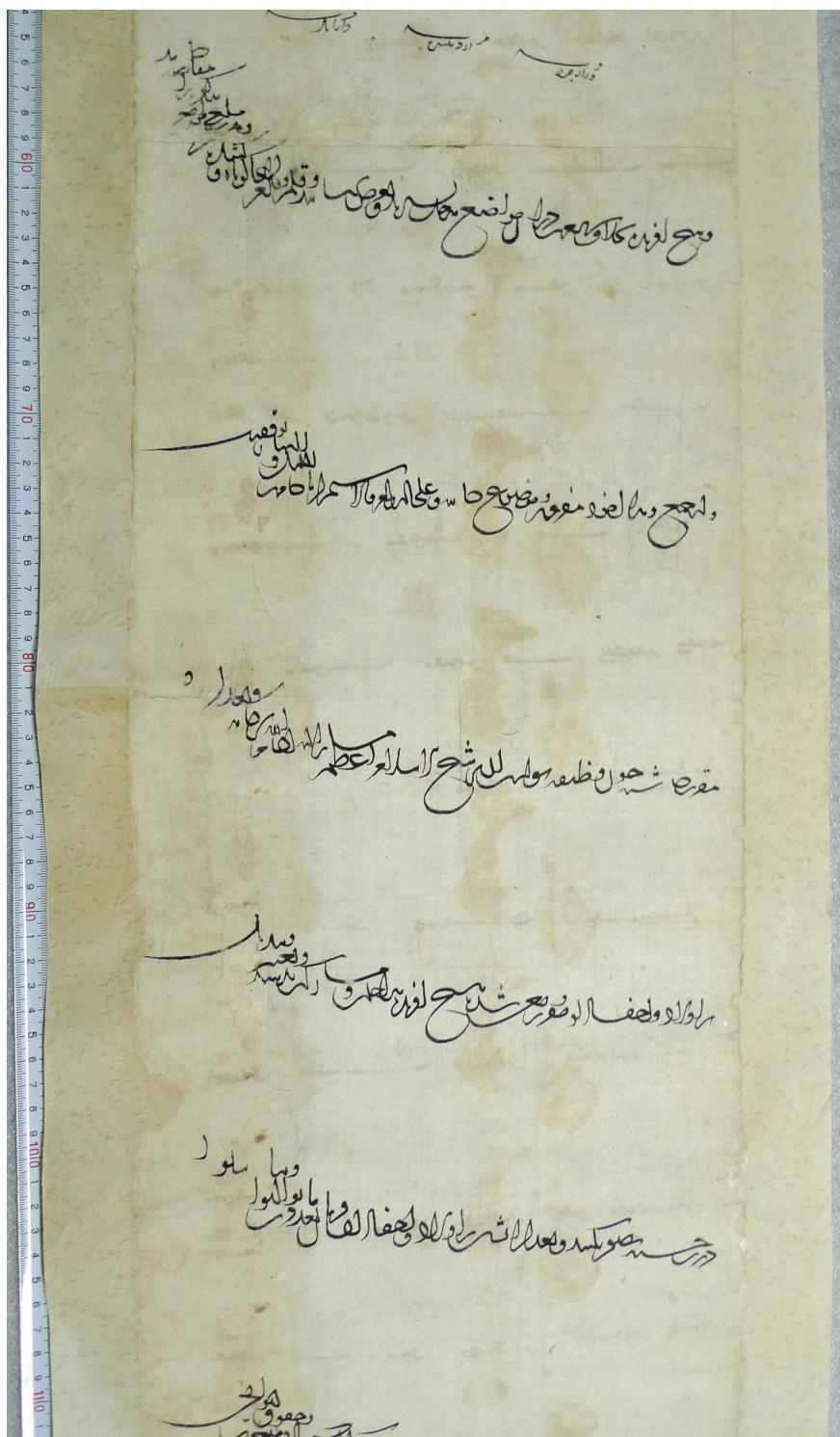


Fig. 9

MMI s.25897 (r.478) [= ŠU-III], Persian side, lines 7-11
 Reproduced by courtesy of the National Museum of Iran

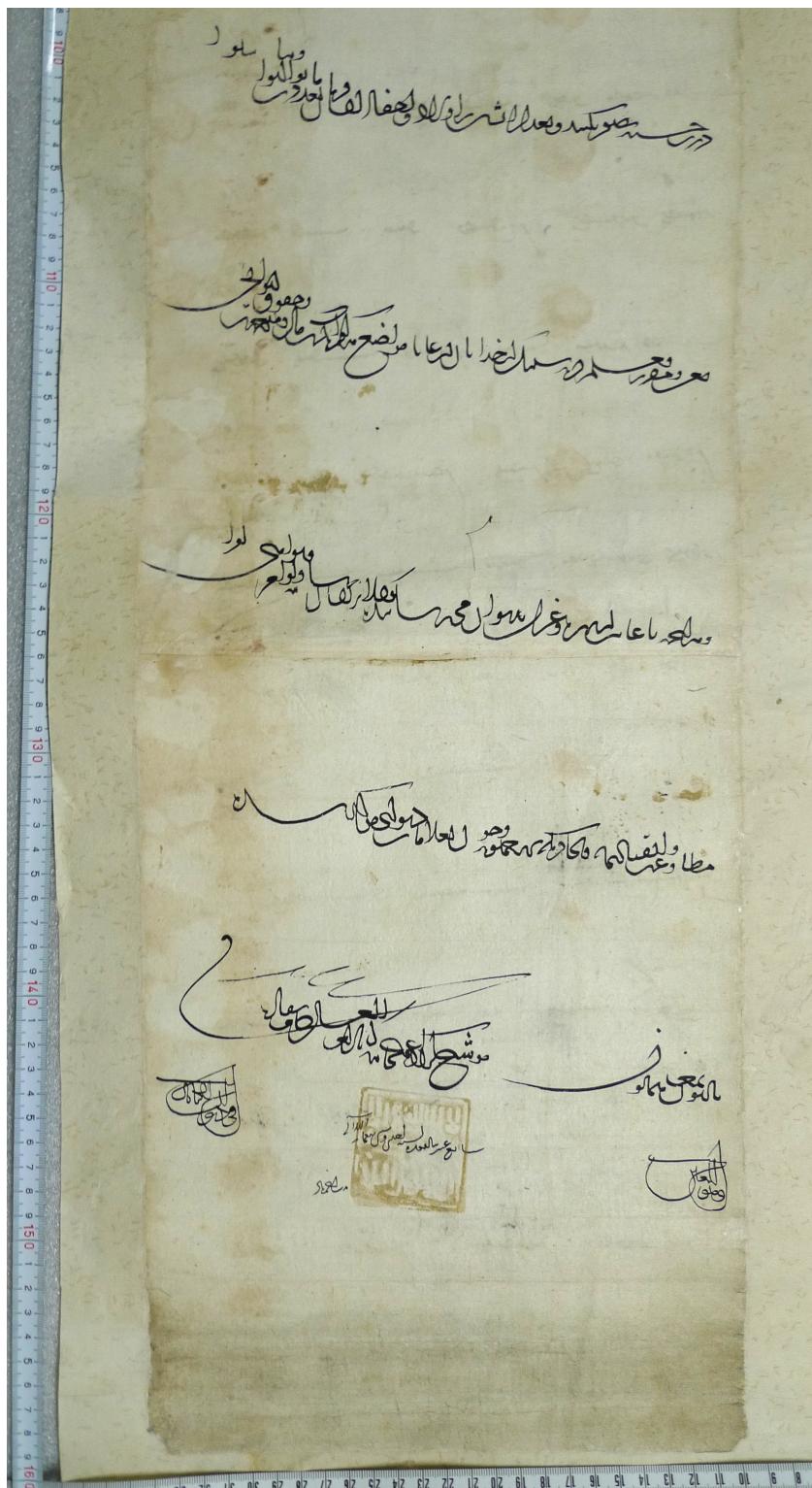


Fig. 10

MMI s.25897 (r.478) [= ŠU-III], Persian side, lines 11–17a
 Reproduced by courtesy of the National Museum of Iran